

薬局向け

オンライン資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和8年3月23日 3.90版

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

公益社団法人 国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和2年7月31日	β版	-
令和2年11月30日	初版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象者別（病院・診療所、薬局）に「運用マニュアル」を作成
令和3年1月21日	1.01版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章に「本書の改訂について」を追加 ・マイナンバーカードでの本人確認手順の記載において、「暗証番号」の用語定義内容を変更 ・関連文書の名称変更に伴い、本文中の当該文書名を変更 ・関連文書の新規追加に伴い、本書の位置付け全般を更新 ・第6章④「電話」にお問い合わせ先電話番号を追加し、営業時間を更新
令和3年3月4日	1.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・第2章A（7）「患者情報の取り込み」に「レセプトコンピュータ用端末の操作」をコラムとして追加
令和3年7月2日	1.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章に「資格確認結果の取扱い・留意事項」を追加 ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和3年8月25日	1.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認端末で医療情報を閲覧できる仕組みの実現に伴う修正 ・第2章「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」に留意事項を追加 ・第2章「薬局が受領する電子レセプトに関する連絡内容」に記載の注釈の軽微な修正
令和3年10月27日	1.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章④厚生労働省 HP に保険者別の特定健診情報・後期高齢者健診情報のデータ登録状況が掲載されたことに伴う内容の修正 ・第3章（2）同上
令和3年12月20日	1.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章（2）②照合番号（B）がロックされた際の対応について、内容を追記 ・第5章の質問と回答について、内容を追記
令和4年3月31日	1.60版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章「概要」文中のマニュアル名称を修正
令和4年6月30日	1.70版	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報を閲覧する機能の追加に伴う内容の更新
令和4年8月31日	1.80版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋管理サービスの運用を追記（電子処方箋管理サービス運用マニュアルβ版）
令和4年11月25日	1.90版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和4年12月22日	2.00版	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章に「重複投薬等チェックの結果の表示項目一覧」を追加 ・第3章に「注意事項 調剤結果登録時の枝番の取扱いについて」を追加 ・第5章の質問と回答について、内容を追記・修正
令和5年1月25日	2.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章に「その他 よくある質問」を追加し、セキュリティインシデントの発生が疑われる場合の対応等について追記。
令和5年3月8日	2.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔認証付きカードリーダーの画面追加（手術情報）に伴う内容の追記
令和5年4月18日	2.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年6月2日	2.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年8月25日	2.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年11月14日	2.60版	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助対応に伴う内容の更新 ・「本書の位置づけ」を最新情報に更新 ・第1章の「運営からのお知らせについて」を更新 ・第2章、第3章の軽微な修正

令和 5 年 11 月 30 日	2.70 版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔認証マイナンバーカードの運用について、内容を追記 ・マイナ在宅受付 Web（テスト運用）に伴う内容の更新 ・リフィル処方箋、口頭同意、マイナンバーカード署名に関する機能の追加に伴う内容の更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・「モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト」の追加
令和 5 年 12 月 25 日	2.80 版	<ul style="list-style-type: none"> ・「本書の位置づけ」のドキュメントの掲載場所に関する表を修正 ・訪問診療等・オンライン診療等、電子処方箋の内容に係る第 2 章、第 3 章の軽微な修正 ・40 歳未満の事業者健診及び第 4 期特定健診の運用開始に伴う内容の更新
令和 6 年 2 月 13 日	2.90 版	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の電子処方箋対応、調剤済み処方箋の保存サービスに伴う内容の更新 ・医療扶助対応に係る軽微な修正
令和 6 年 4 月 1 日	3.00 版	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ在宅受付 Web、マイナポータル仕様変更による更新 ・マイナ在宅受付 Web の電子処方箋対応に伴う内容の追記 ・第 2 章の「医療扶助において患者が来局した後に実施する資格確認」を更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・ポータルサイト移行によるお問い合わせ先の更新 ・医療扶助、訪問服薬指導、オンライン服薬指導におけるオンライン資格確認等システムの本格運用開始に伴う更新
令和 6 年 9 月 9 日	3.01 版	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章「資格確認結果の取扱い・留意事項」について、内容を追記 ・第 5 章の回答について、内容を追記
令和 6 年 10 月 1 日	3.10 版	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問服薬指導におけるマイナ資格確認アプリの運用開始に伴う内容の更新 ・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線におけるマイナ在宅受付 Web 利用開始に伴う内容の更新 ・顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略・薬剤情報等の提供同意の包括同意）に伴う内容の更新 ・第 3 章、第 4 章の軽微な修正
令和 6 年 11 月 5 日	3.20 版	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証一体化に伴う内容の更新 ・自衛官診療証対応に係る軽微な修正 ・訪問服薬指導におけるマイナ資格確認アプリの詳細な利用方法の追記
令和 6 年 11 月 29 日	3.30 版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真なしマイナンバーカードの新規導入に係る更新
令和 6 年 12 月 10 日	3.40 版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋管理サービスにおける院内処方対応に伴う内容の更新
令和 7 年 1 月 31 日	3.50 版	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章の顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善（薬剤情報等の提供同意の過去の同意情報の確認・引継ぎ）に伴う内容の更新
令和 7 年 4 月 6 日	3.60 版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテ情報共有サービスの運用について内容を追記（本書の位置づけ、第 1 章、第 2 章、第 7 章、第 8 章） ・電子カルテ情報共有サービスの運用について章を新設（第 5 章、第 6 章） ・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線におけるマイナ資格確認アプリ利用開始に伴う内容の更新 ・第 2 章（2）目視確認モードの仕様改善による追記 ・マイナ在宅受付 Web 及びマイナ資格確認アプリの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略）に伴う内容の更新 ・保険証一体化に係る医療扶助に関する軽微な修正
令和 7 年 9 月 18 日	3.70 版	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンのマイナ保険証利用開始に伴う内容の更新 ・電子カルテ情報共有サービスの機能改修に伴う内容の更新

令和 7 年 12 月 1 日	3.80 版	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証が使用できなくなることに伴う内容の更新
令和 8 年 3 月 23 日	3.90 版	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ資格確認アプリのアップデート（スマートフォンのマイナ保険証利用開始への対応等）に伴う内容の更新 ・電子カルテ情報共有サービスの機能改修に伴う内容の更新 ・資格情報等に含まれる「●（黒丸）」表示の低減に向けた改修（Shift-JIS 設定の医療機関等向け文字変換対応）に伴う内容の更新 ・電子処方箋管理サービスにおける、調剤済み処方箋保存サービスの機能改修に伴う内容の更新 ・第 2 章の軽微な修正

目次

本書の位置付け	6
第1章 はじめに	10
第2章 オンライン資格確認	20
第3章 処方箋の確認・調剤（電子処方箋管理サービス 対応薬局向け）	178
第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧	194
第5章 健康診断結果報告書の閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応薬局向け）	199
第6章 臨床情報の閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応薬局向け）	206
第7章 困った時には	211
第8章 お問い合わせ	248
モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト	250

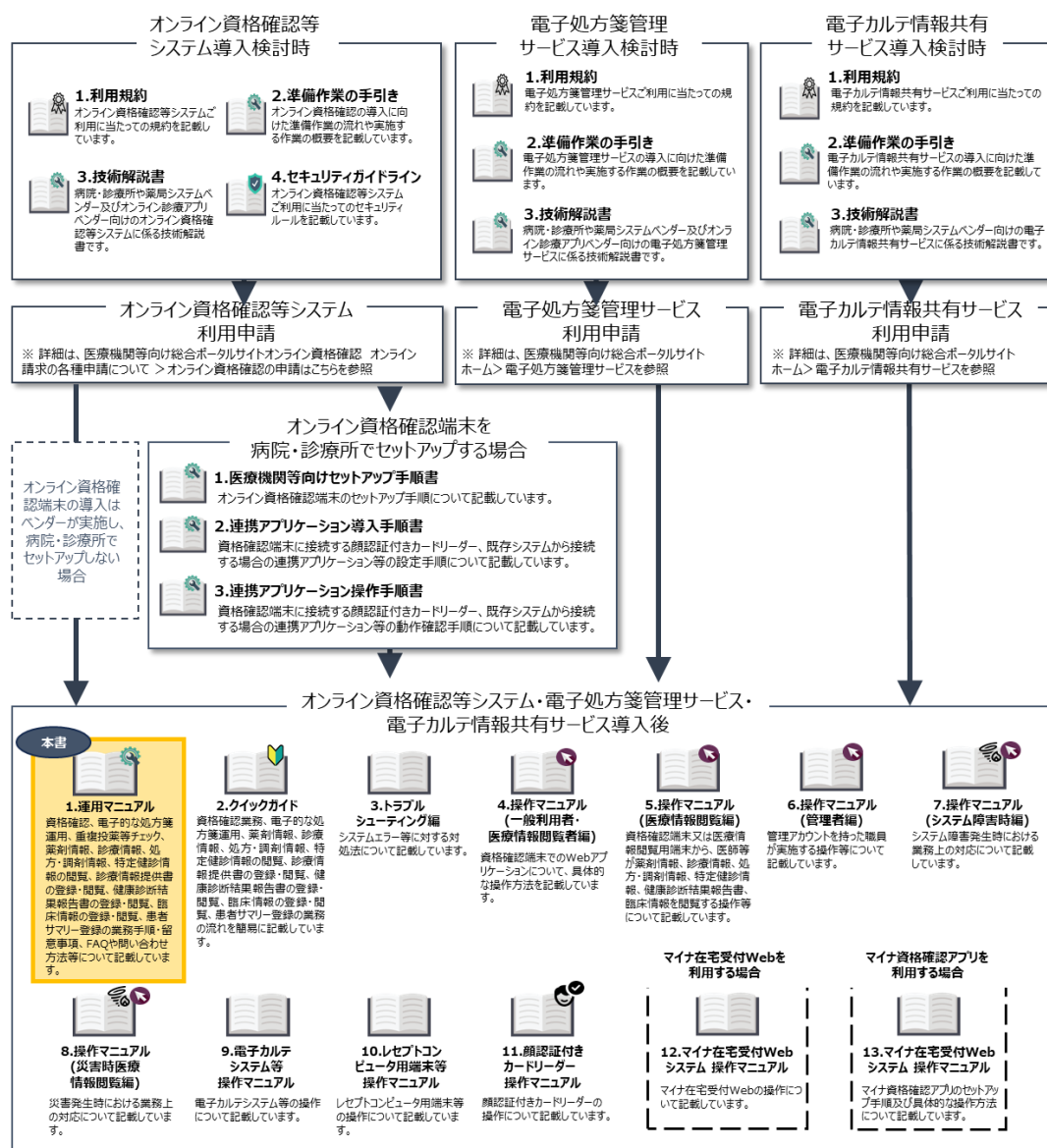
【別紙】 参考資料

本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入した薬局の受付担当者や薬剤師向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」、「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」、「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」や「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル」、「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご確認いただくなど、必要に応じて各ドキュメントをご参照ください。

下図に示すドキュメントの掲載場所については次頁の表をご参照ください。



前頁の図で示しているドキュメントの掲載名と正式ドキュメント名の関係は以下の表を参照してください。掲載場所/ドキュメントリンクをクリックすると、対象のドキュメントに遷移します。

○オンライン資格確認等システム導入検討時

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト （【オン資】利用開始・変更申請）
	オンライン資格確認等システム利用規約	
2-1	準備作業の手引き	医療機関等向け総合ポータルサイト （【オン資】はじめに）
	オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	
2-2	準備作業の手引き	ドキュメントリンク
	ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	医療機関等向け総合ポータルサイト （「手順書・マニュアルの一覧」）
	オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	
4	セキュリティガイドライン	医療機関等向け総合ポータルサイト （「手順書・マニュアルの一覧」）
	オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	

○電子処方箋管理サービス導入検討時

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト 電子処方箋の利用申請のページ
	電子処方箋管理サービス利用規約	
2	準備作業の手引き	ドキュメントリンク
	電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	医療機関等向け総合ポータルサイト （「手順書・マニュアルの一覧」）
	電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	

○電子カルテ情報共有サービス導入検討時

No.	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト

No.	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
	電子カルテ情報共有サービス利用規約	総合ポータルサイト電子カルテ情報共有サービスの利用申請のページ
2	準備作業の手引き	医療機関等向け総合ポータルサイト （【電カル共有】導入・運用方法）
	電子カルテ情報共有サービス導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	ドキュメントリンク
	電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	

○オンライン資格確認端末を薬局でセットアップする場合

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	医療機関等向けセットアップ手順書	医療機関等向け総合ポータルサイト （「手順書・マニュアル」の一覧）
	医療機関等向けセットアップ手順書(資格確認端末編)	
2	連携アプリケーション導入手順書	（「手順書・マニュアル」の一覧）
	連携アプリケーション導入手順書	
3	連携アプリケーション操作手順書	（「手順書・マニュアル」の一覧）
	連携アプリケーション操作手順書	

○オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービス導入後

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	運用マニュアル(本書)	医療機関等向け総合ポータルサイト （「手順書・マニュアル」の一覧）
	薬局向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル	
2-1	クイックガイド	
	薬局向け オンライン資格確認クイックガイド	
2-2	クイックガイド	
	薬局向け オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスクイックガイド	
3-1	トラブルシューティング編	
	トラブルシューティング編	
3-2	トラブルシューティング編	
	マイナ資格確認アプリのトラブルシューティング編	
4	操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
5	操作マニュアル(医療情報閲覧編)	

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク	
	正式ドキュメント名		
6	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(医療情報閲覧編)		
	操作マニュアル(管理者編) オンライン資格確認等システム操作マニュアル(管理者編)		
7	操作マニュアル(システム障害時編)		
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(システム障害時編)		
8	操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)		
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)		
9	電子カルテシステム等操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)		—
	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)		—
11	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル	—	
	(担当ベンダにご確認ください。)		

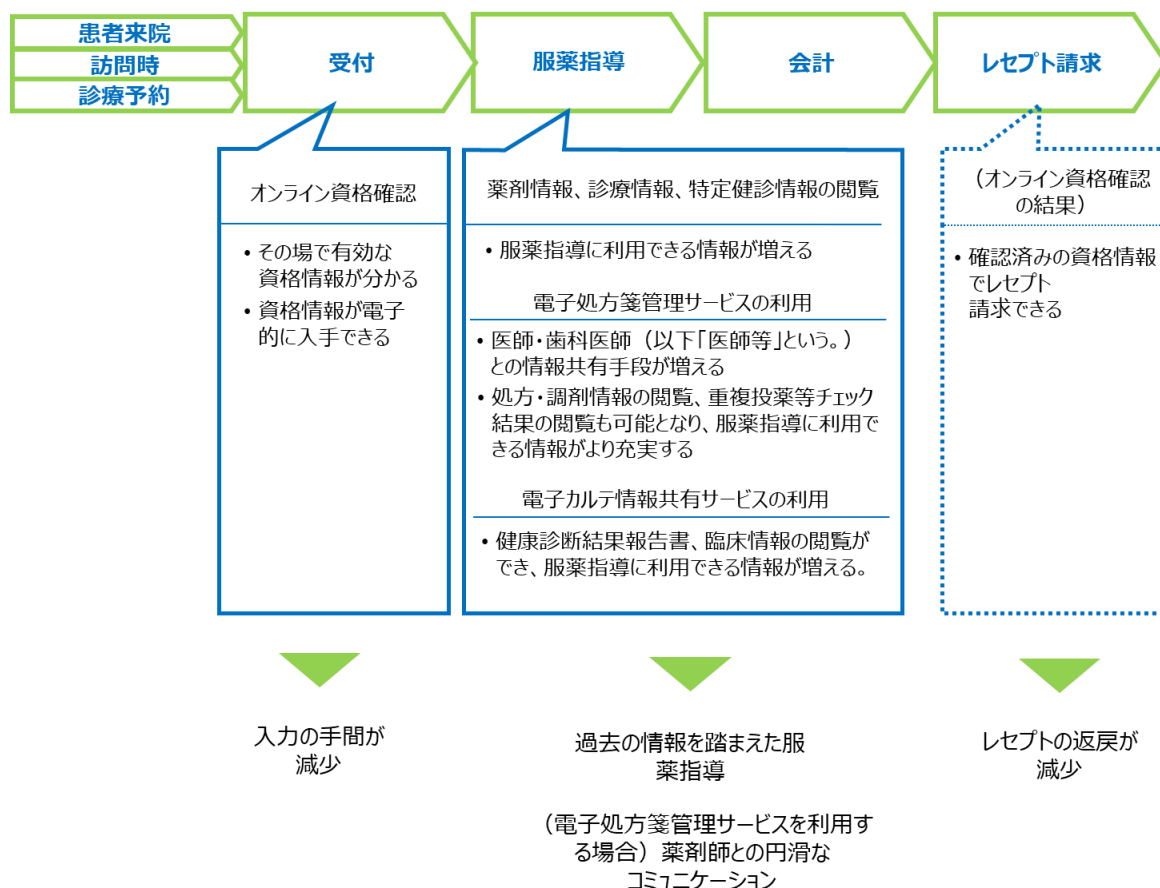
No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
マイナ在宅受付 Web を利用する場合(12-1,12-2)		
12-1	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアルの一覧」)
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(訪問診療等編)	
12-2	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(オンライン診療等編)	
マイナ資格確認アプリを利用する場合(13-1,13-2,13-3)		
13-1	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアルの一覧」)
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Android 編	
13-2	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_iOS 編	
13-3	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Windows 編	

第1章 はじめに

オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス導入のメリット

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入することで、以下のようなメリットを享受することができます。

なお、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスは24時間365日いつでも利用可能です。



受付においては、受付担当者がオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、患者の有効な公的医療保険の資格や生活保護（医療扶助）の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます（レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です。）。

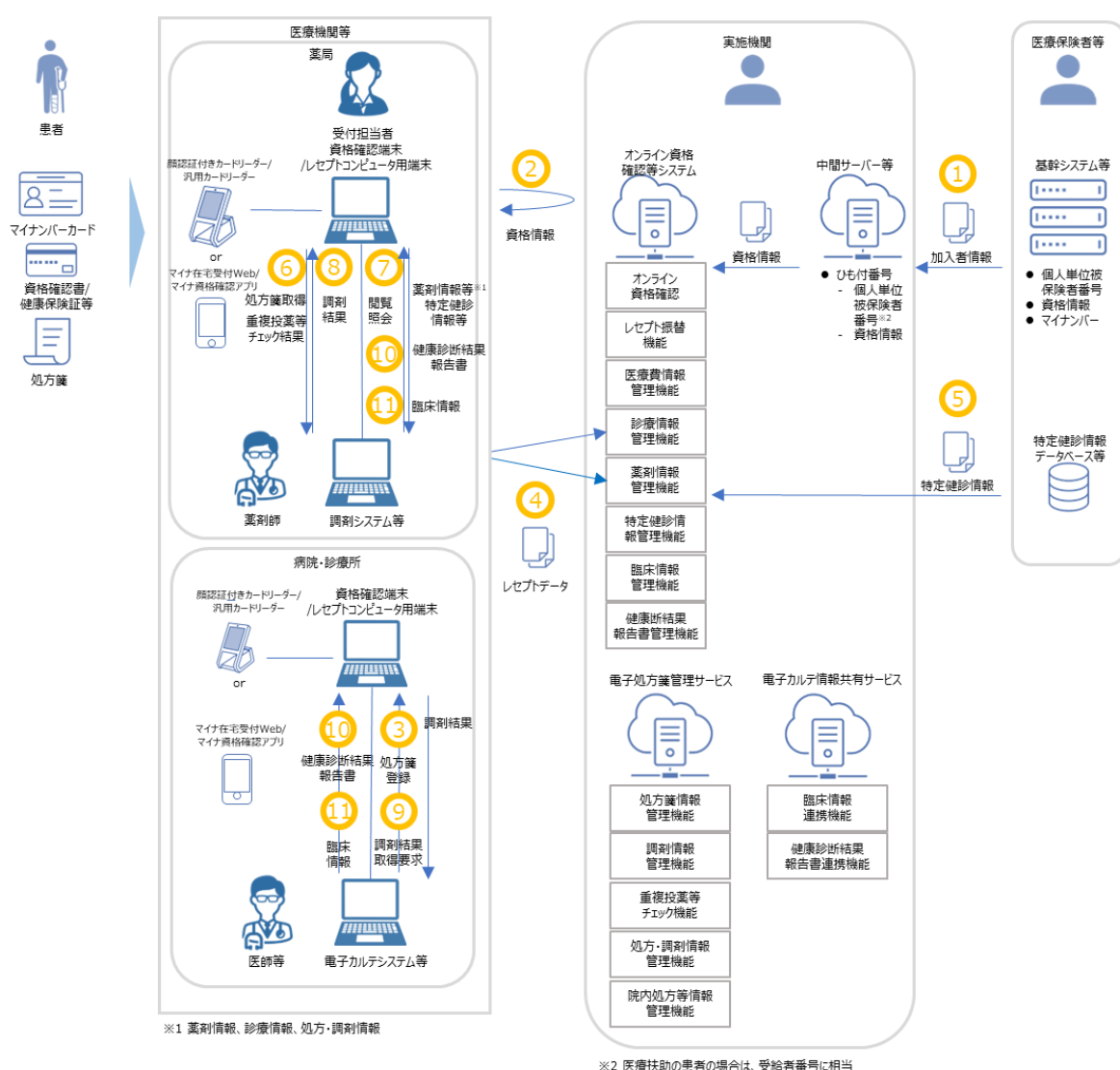
服薬指導においては、薬剤情報、手術情報を含む診療情報（以下「診療情報」という。）、特定健診情報を閲覧できるようになるため、過去のこれらの情報を踏まえた服薬指導が可能になります。

さらに、電子処方箋管理サービスを導入することで、重複投薬・併用禁忌のチェック（以下当該機能を「重複投薬等チェック」という。）を行うことができ、重複投薬・併用禁忌の薬剤の処方の防止が可能となります。服薬指導時には、処方・調剤情報を閲覧することができるようになるため、処方・調剤情報を踏まえた服薬指導が可能になります。処方・調剤情報は、レセプト由来の薬剤情報と異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに登録した処方情報、調剤した薬剤の情報、医療機関内で処方・調剤・投薬された薬剤の情報（以下「院内処方等情報」という。）を基にしており、登録の都度データとして反映されるため、より最新の情報に基づいた服薬指導が可能です。また、電子的な処方箋の運用により、医師等への情報共有が効果的に行えます。

電子カルテ情報共有サービス[※]を導入した場合は、健康診断結果報告書や傷病名・アレルギー等の電子カルテ上の情報（以下、「臨床情報」という。詳細は後述する。）が電子的に病院・診療所、薬局、患者へ共有され、過去のこれらの情報を踏まえた服薬指導が可能になります。

※ 電子カルテ情報共有サービスは、令和8年度中に運用可能な状態を目指しています。それまでのテスト利用期間においては、本書の電子カルテ情報共有サービスに関する記載について、「医療保険情報提供等実施機関」とあるのは「社会保険診療報酬支払基金」と読み替えてください。

オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービスの全体像



① 資格情報の登録（オンライン資格確認等システム）

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

② 資格情報の照会（オンライン資格確認等システム）

薬局は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカード^{※1}による資格確認の際には、利用者証明用電子証明書^{※2}を利用します。

※1 当マニュアルにおいては、実物のマイナンバーカード及びスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。（第2章 オンライン資格確認 P21 参照）

※2 マイナンバーカードに搭載されている、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。

③ 処方箋情報等の登録（電子処方箋管理サービス）

医師等は、重複投薬等チェックの結果を確認の上、電子処方箋管理サービスに患者の処方箋

情報や院内処方等情報を登録します。

④薬剤情報、診療情報の抽出（オンライン資格確認等システム）

オンライン資格確認等システムでは、毎月 5～10 日までに受け付けたレセプトから薬剤情報・診療情報が一括して 11 日の朝までに抽出されます。11～12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

⑤特定健診情報の登録（オンライン資格確認等システム）

医療保険者等は、個人単位被保険者番号^{※3}を含む特定健診情報を登録します。健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに特定健診情報の表示時期が異なる場合もあります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

40 歳未満の事業者健診の場合は、医療保険者等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

生活保護受給者に対して実施された健診の場合は、福祉事務所等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

※3 被保険者資格に係る 記号・番号（世帯単位）に 2 桁の枝番がついた番号で、医療扶助においては、受給者番号がこれに相当します。

⑥処方箋の取得・重複投薬等チェック結果の確認（電子処方箋管理サービス）

薬剤師は、電子処方箋管理サービスから、患者の電子処方箋又は紙の処方箋に対する処方箋情報を取得します。重複投薬等チェック結果を閲覧でき、患者が同意した場合は、関連する過去の処方・調剤情報も閲覧できます。

⑦薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧（オンライン資格確認等システム）

患者が来局時、訪問服薬指導時、オンライン服薬指導時において同意した場合、調剤システム等の端末やセキュリティ基準を満たした閲覧用端末及び資格確認端末から薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報を閲覧できます^{※4}。

※4 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「オンライン資格確認等システム利用規約」第 25 条、第 26 条、「電子処方箋管理サービス利用規約」第 24 条、第 25 条を参照してください。

⑧調剤結果の登録（電子処方箋管理サービス）

薬剤師は、調剤を行い、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。

⑨調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス）

医師等は、電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の処方に対する調剤結果を取得し、調剤結果及び薬剤師からの伝達事項を確認します。

⑩健康診断結果報告書の閲覧（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスに登録します。登録された健康診断結果報告書は、登録後5年間電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。薬局は、患者が同意した場合に限り、電子カルテ情報共有サービスに登録された健康診断結果報告書を取得し、記載内容を閲覧することができます^{※5}。

電子カルテ情報共有サービスにおいて取り扱う健診種別は、以下のとおりです。

健診種別	電子カルテ情報共有サービスの登録対象
特定健康診査（特定健診）	対象
後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	対象
事業者健診（一般定期健康診断）	対象
学校保健安全法、及び労働安全衛生法に基づく職員健診	対象
保険者が実施する特定健診等以外の健診	対象
保険者以外が行う特定健診等に相当する健診	対象
健康増進法施行規則に基づき実施する健康診査のうち生活保護法に規定する被保護者に対して行う健康診査	対象外
健康増進法に基づき自治体が制度として実施する検診	
胃がん検診	対象外
肺がん検診	対象外
大腸がん検診	対象外
乳がん検診	対象外
子宮頸がん検診	対象外
肝炎ウイルス検診	対象外
骨粗しょう症検診	対象外
歯周疾患検診	対象外
母子保健法に基づき自治体が制度として実施する健診	
妊婦健診	対象外
乳幼児健診	対象外

なお、特定健診情報を扱うという点では「⑤特定健診情報の登録」と同様ですが、電子カルテ情報共有サービスでは医療保険者等を経由せずに、オンライン資格確認等システムに登録される点が異なります。

※5 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第22条、第23条をご参照ください。

⑪ 臨床情報の閲覧（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した臨床情報^{※6}を薬局で閲覧します。傷病名・感染症・薬剤アレルギー等・その他アレルギー等は、登録後5年間電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。検査は、登録後1年間又は直近3回分が電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。薬局は、患者が同意した場合に限り、電子カルテ情報共有サービスに登録された臨床情報を取得し、記載内容を閲覧することができます^{※7}。

※6 傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査の5種類の情報を指す総称です。

※7 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第22条、第23条をご参照ください。



ポイント 医療機関等コードの変更に伴う承継申請の必要性

薬局の開設者変更や移転等により医療機関等コードが変更となる場合には、医療機関等向け総合ポータルサイトで承継申請を行う必要があります。医療機関等向け総合ポータルサイトにおける承継とは、顔認証付きカードリーダーの所有権、オンライン資格確認関係補助金の申請権等、承継元機関のオンライン資格確認・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービスに関する全ての権利及び義務を承継先の薬局に引き継ぐことを指します。承継元機関と承継先機関の医療機関等コードが同一である場合は承継申請不要です。

- ・承継元機関：医療機関等コードが廃止となる薬局
- ・承継先機関：医療機関等コードが廃止となる薬局から引継ぎを受ける薬局

承継申請の詳細は医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わるお知らせについては、①ポータルサイトへのお知らせの掲載、②ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛にお知らせの送信、③オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示の3つの方法で実施しております。また、マイナ資格確認アプリを使用している場合は④マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップからお知らせを確認することができます。それぞれの掲載内容、方法について以下に記載しておりますので、ご参照の上、日々お知らせをご確認ください。

災害時や緊急時のお知らせは、医療機関等向け総合ポータルサイトのほか、メールにおいてお知らせいたしますので併せてご確認ください。

1. ポータルサイトへのお知らせの掲載

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの運営に関わるお知らせは医療機関等向け総合ポータルサイト[※]に掲載されます。 二次元コード

※ 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL:<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



2. ポータルサイトのアカウント取得時に登録いただいたメールアドレスへのお知らせ送信

「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始案内や各種申請結果等は、医療機関等向け総合ポータルサイトへのアカウント取得時にご登録いただいたメールアドレス宛に送信されます。

3. オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示

各薬局のお知らせは、資格確認端末においてオンライン資格確認等システムのログイン時にポップアップにおいて表示されます。

4. マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ

日々のお知らせに加え、障害時のお知らせはマイナ資格確認アプリのログイン時にポップアップにおいて表示されます。ポップアップに表示されているリンクをクリックすると、ポータルサイトのお知らせページに遷移します。

本書の改訂について

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入した薬局において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です※。

※ 電子カルテ情報共有サービスは、令和8年度中を目途に運用可能な状態を目指しています。本書では、それまでのテスト利用期間において電子カルテ情報共有サービスを利用する薬局における業務の流れや留意事項等を記載していますが、これらの内容は運用開始に向けて随時見直しを行います。

- 本文中に記載されている会社名、サービス名等は、一般に各社の登録商標又は商標です。
- 本文中では TM、(R)マーク等は明記しておりません。

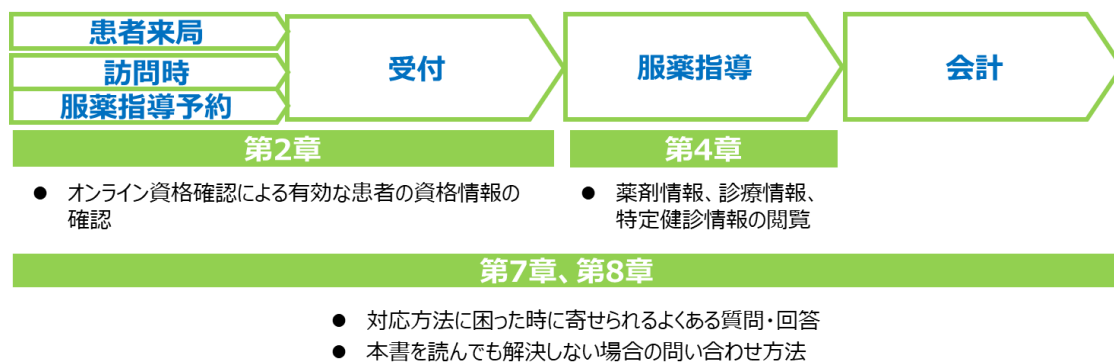
※ iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。

本書の閲覧対象箇所について

オンライン資格確認等システムのみを利用する薬局、同システムに加えて電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを利用する薬局では、本書の閲覧対象箇所が異なります。

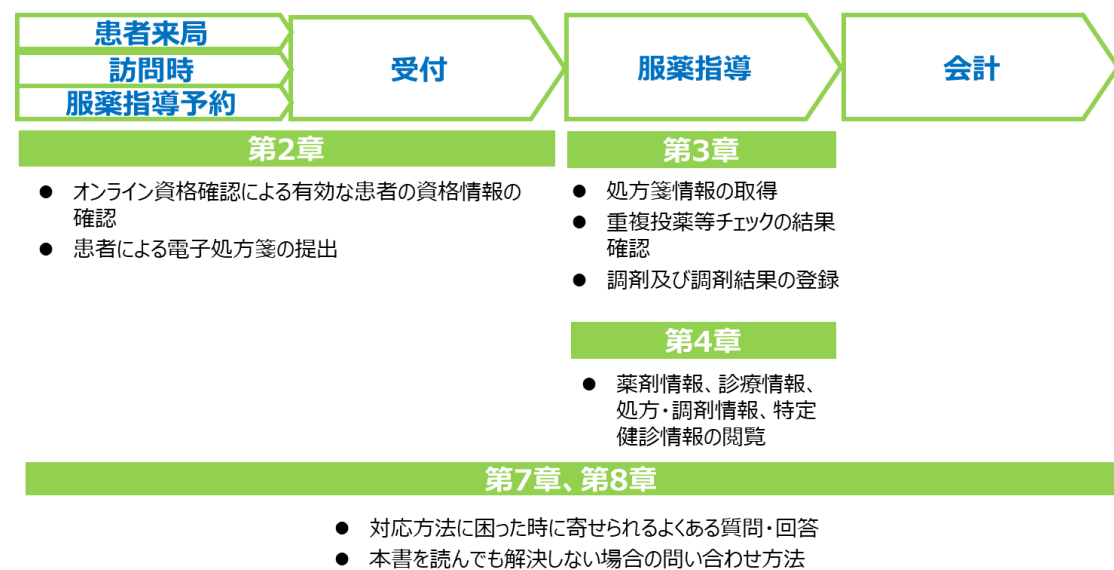
- オンライン資格確認等システムのみを利用する薬局

閲覧対象：第2章、第4章、第7章、第8章



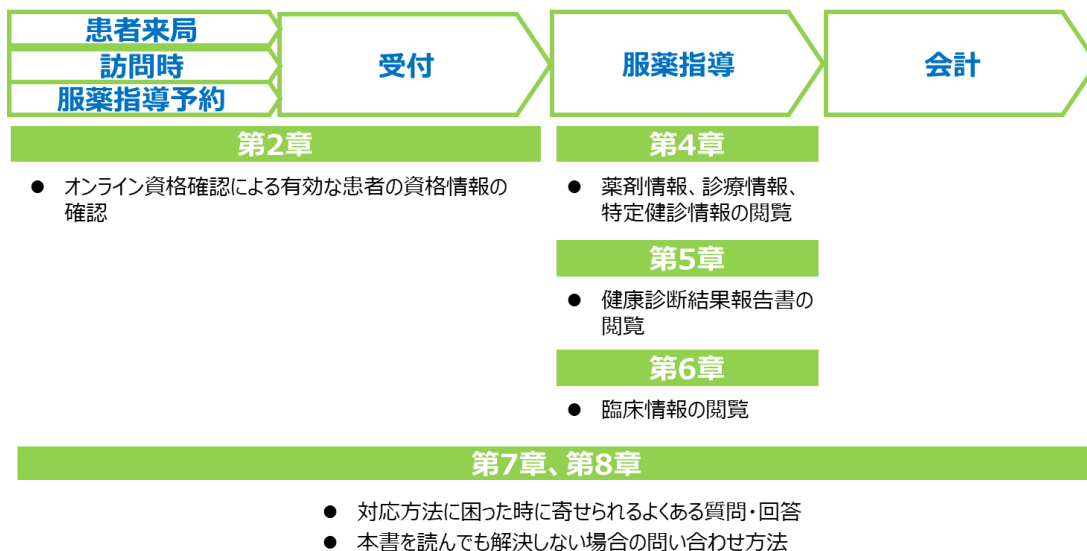
- オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを利用する薬局

閲覧対象：第2章、第3章、第4章、第7章、第8章



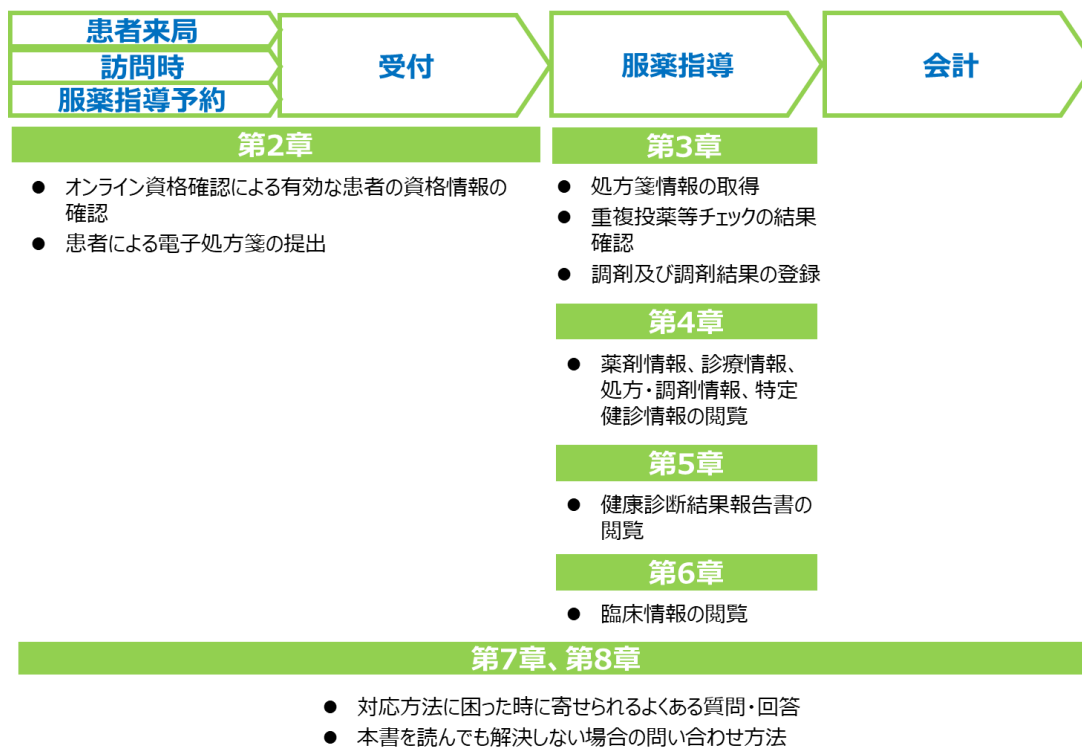
● オンライン資格確認等システム及び電子カルテ情報共有サービスを利用する薬局

閲覧対象：第2章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章



● オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを利用する薬局

閲覧対象：第2章から第8章全て



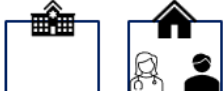



第2章 オンライン資格確認

概要

オンライン資格確認等システムでの資格確認には、「医療機関等の通常の窓口における資格確認（マイナンバーカード、紙の処方箋又は資格確認書等）」、「医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認（マイナンバーカード）」、「訪問服薬指導時の資格確認（マイナンバーカード）」、「継続的な服薬指導が行われている場合の2回目以降の訪問服薬指導前に行う資格確認（再照会）」、「オンライン診療等時の資格確認（マイナンバーカード）」があります。

○業態一覧

オンライン資格確認	医療機関等の通常の窓口 (顔認証付きカードリーダーが設置できる場合)		医療機関等の通常の窓口の時は P.21～
	医療機関等の通常の窓口とは異なる 動線の場合※ (施設内)		医療機関等の通常の窓口とは 異なる動線の時は P.64～
	訪問服薬指導		訪問服薬指導は P.97～
	オンライン服薬指導		オンライン服薬指導は P.150～
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認結果の取り扱い・留意事項 ・電子レzeptに関する連絡内容 	

※ドライブスルーの薬局や発熱、風邪症状のある患者に対して、医療機関における通常の窓口とは異なる動線における資格確認になります。医療機関ごとの状況に合わせてご参照ください。

また、オンライン資格確認等システムでは、運用上の機能として、「患者が来局する前に実施する個人単位被保険者番号による資格情報の確認（一括照会）」、「医療扶助において患者が来局した後に実施する資格確認（一括照会）」があります。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第7章 困った時には」をご確認ください。

医療機関等の通常の窓口における資格確認及び処方箋受付

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を提示された場合でも資格確認を行ってください。なお、オンライン資格確認を実施した場合には、これらの証の提示が不要になります。また、患者が来局時に持参する物によって、対応手順が異なります。

A-1 実物の
マイナンバーカード



- ※ 券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されたプラスチック製の IC チップ付きカード

A-2 スマートフォンの
マイナンバーカード



- ※ マイナンバーカードの電子証明書機能が追加されたスマートフォン

B 資格確認書等

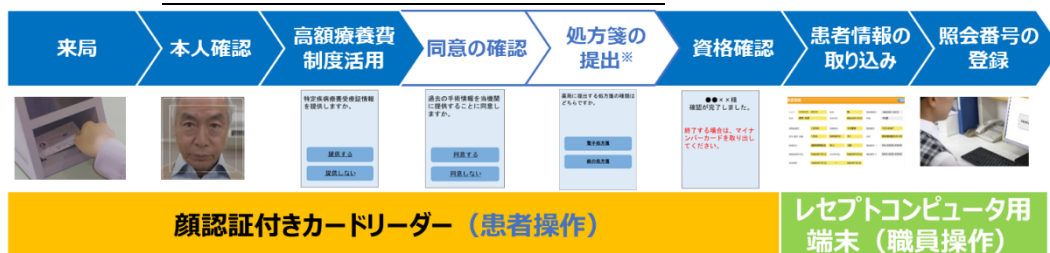


※ 以降、マイナンバーカードは実物のマイナンバーカードとスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。

A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

A-1 実物のマイナンバーカードの場合

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合



※ 電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ

B 患者が紙の処方箋又は資格確認書等を持参した場合





A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

※顔認証付きカードリーダーを用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。

顔認証機能を伴わない汎用カードリーダーを用いる場合や資格確認端末で資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

(1) 来局



A-1 実物のマイナンバーカードの場合

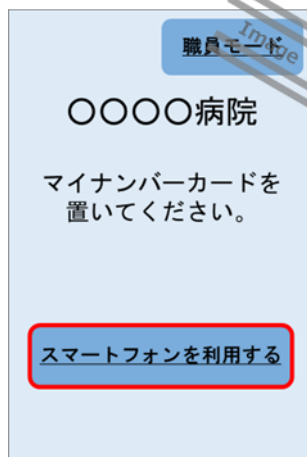
患者が来局し、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。



ポイント 実物のマイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーに置くようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身で実物のマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人の実物のマイナンバーカードを顔認証カードリーダー等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。



A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

患者が来局し、顔認証付きカードリーダー画面の「スマートフォンを利用する」を押下します。

(2) 本人確認



A-1 実物のマイナンバーカードの場合



顔認証付きカードリーダーによる無人運転モードでの顔認証、暗証番号認証によって、マイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します※1,2。

※1 資格確認端末から設定することで、モードを固定することも可能です。

※2 顔認証、暗証番号認証ができない場合、職員在席時のみ目視確認も可能です。



顔認証の手順

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

顔を枠内に入れてください。



【照合番号 (B) 該当箇所】

照合番号 (B) とは、券面の生年月日、有効期限、セキュリティコードを組み合わせた文字列です。

Image : Image のアイコンが付いている操作画面はイメージ画像であり、実際の操作画面とは異なる場合があります。

- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択します。
- ② 患者は自身の顔を顔認証付きカードリーダー画面の枠内に映し、顔認証を実施します[※]。

※ 顔認証では券面の照合番号 (B) を活用します。券面がかすれている等の理由で照合番号 (B) の読み取りに失敗することがあります。

照合番号 (B) の読み取りに連続で失敗すると、照合番号 (B) がロックされます。ロックされた場合は暗証番号認証又は目視確認に移行してください。

なお、ロックを解除するには住民票がある市区町村の窓口での券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。

詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙 1_医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったマイナンバーカードに対するご対応について」を印刷し、市区町村窓口にて印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。

「マイナンバーカードの照合番号 (B) ロックとなった方への医療機関等受付窓口でのご対応について」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010902

 **ポイント 顔認証に失敗するケース**

顔認証ではマイナンバーカードの IC チップに格納された顔写真と撮影した顔写真を照合するため、患者が子ども等で顔に変化がある場合や、マスクをしている場合には顔認証に失敗することがあります。顔認証に失敗した場合は、暗証番号認証又は目視確認に移行してください。なお、顔写真の照合が不一致であっても 4 桁の暗証番号がロックとなることはありません。

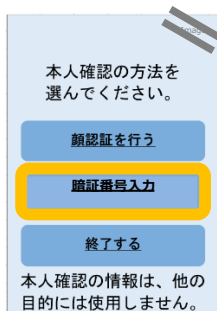
 **注意事項 顔写真なしマイナンバーカードの場合**

申請時に 1 歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、顔認証・目視確認モードを行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。

※ 顔写真なしマイナンバーカードの場合の運用は、32 ページ「患者が顔写真なしマイナンバーカードを持参した場合」をご確認ください。



暗証番号認証の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択します。



- ② 患者は暗証番号を入力します。

暗証番号とは

マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証又は職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で 3 回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

⚠️ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

顔認証マイナンバーカードは、暗証番号認証を行うことができないため、顔認証又は目視確認による認証を行うよう患者にご案内ください。

※ 顔認証マイナンバーカードの場合の運用は、「患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認ください。

**目視確認の手順****※ 顔認証・暗証番号認証ができない場合**

以下のような場合に薬局の職員が顔認証付きカードリーダーを目視モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合

 **ポイント 目視確認の留意事項**

目視確認は、本人確認作業を薬局職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお願いいたします。

 **注意事項 顔写真なしマイナンバーカードの場合**

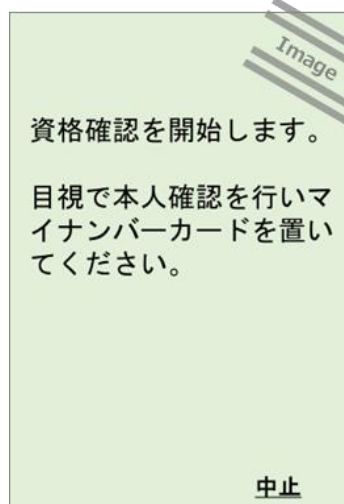
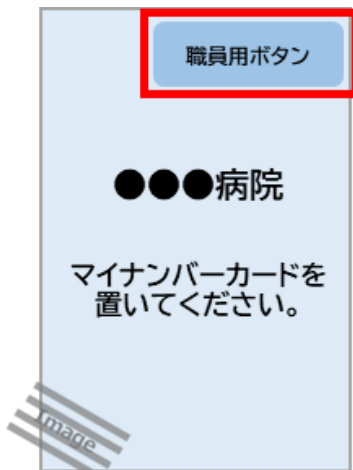
申請時に1歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、顔認証・目視確認モードを行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。

※ 顔写真なしマイナンバーカードの場合の運用は、33 ページ「患者が顔写真なしマイナンバーカードを持参した場合」をご確認ください。

1. 顔認証付きカードリーダーのみの操作で目視確認を行う場合

ポイント 顔認証付きカードリーダーの操作で目視確認を実施する際の事前準備

「職員用ボタン」から目視確認を行うにあたり、オンライン資格確認等システムにて目視確認用パスコードを発行する必要があります。詳細は「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」の「第10章 顔認証機能付き目視確認を行う方法」を参照してください。



- ① 職員は顔認証付きカードリーダーの初期画面にある「職員用ボタン」を押下します※。
 - ※ 「職員用ボタン」は目視確認用パスコードが発行されている場合に表示されます。

- ② 職員は目視確認用パスコードを入力します。

- ③ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います※。
 - 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。
 - ※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

2. 資格確認端末で目視確認モードに切り替えて目視確認を行う場合



- ① 患者を資格確認端末がある窓口へ案内します。



- ② 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下します。



- ③ 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えます※。

※ 職員の目視による本人確認が終了したら、目視確認モードを無人運転（又は暗証番号認証固定）に切り替えてください。



- ④ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います※。

患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れます。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。



- ⑤ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

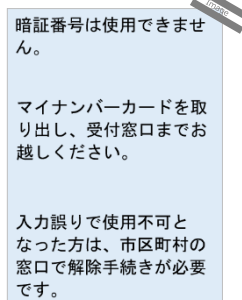
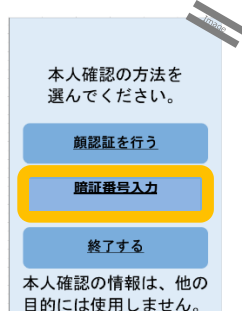
患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合



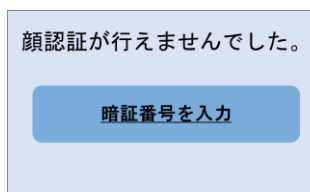
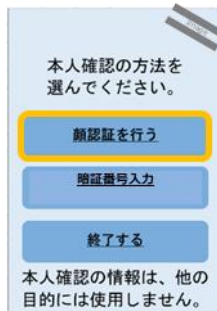
【顔認証マイナンバーカードの場合】
「顔認証」と記載されています。

マイナンバーカードの追記欄に「顔認証」と記載されている場合は顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）であるため、顔認証又は目視確認による認証を行ってください。

顔認証マイナンバーカードを持参した患者が顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択した場合、左図のような画面が表示され、暗証番号認証はできません。



患者が顔写真なしマイナンバーカード（顔写真のないマイナンバーカード）を持参した場合



申請時に1歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。

マイナンバーカードに顔写真がなく、「有効 申請時1歳未満のため顔写真省略」と記載されている場合は「顔写真なしマイナンバーカード」であるため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。

顔写真なしマイナンバーカードを持参した法定代理人が顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択した場合、左図のような画面が表示され、顔認証はできません。

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合



顔認証付きカードリーダーでの暗証番号認証又はスマートフォンでの生体認証等^{※1}によってマイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します^{※2}。

※1 スマートフォンの機種により対応する認証方法が異なります。詳細は後続の手順を参照ください。

※2 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを用いて本人確認する場合、目視確認モードの使用はできません。

スマートフォンのマイナンバーカードを用いた本人確認方法

機種	本人確認方法	
	顔認証付きカードリーダーでの暗証番号認証	スマートフォンでの生体認証等
Android	○	×
iPhone	×	○

ポイント スマートフォンのマイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーにかざすようにしてください。

ただし、患者本人が自身でスマートフォンのマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のスマートフォンのマイナンバーカードをカードリーダーにかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。



ポイント スマートフォン用カードリーダーについて

スマートフォン用カードリーダーとは、スマートフォンのマイナンバーカードの読み取りが可能なカードリーダーのことです。

汎用カードリーダーを設置している場合は、汎用カードリーダーでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取ります。

スマートフォンの読み取りに対応している顔認証付きカードリーダーを設置している場合は、顔認証付きカードリーダー本体のカードリーダーでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取ります。


Android の場合の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「Android」を選択します。



- ② 患者はスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

 スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号のことです。



- ③ 画面に従って Android スマートフォンをスマートフォン用カードリーダー
- ④ ※にかざします。
- ※ 画面ロック解除が必要な機種もあります。

**ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

**ポイント スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号がロックされたら**

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、マイナポータルアプリのマイページから実施可能です。

iPhone の場合の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「iPhone」を選択します。



- ② 患者は iPhone のサイドボタン又はホームボタンをダブルクリックするなどして、Apple ウォレットを表示させスマートフォンのマイナンバーカードを選択します。



- ③ iPhone 上で生体認証等を実施しスマートフォンのマイナンバーカードを表示させ、iPhone をスマートフォン用カードリーダーにかざしてください



ポイント スマートフォン用カードリーダー利用時のチェックポイント

1. 設置場所の材質

- ・ 汎用カードリーダーを設置する場所が金属製でないことをご確認ください。
- ・ 金属製の場所に設置すると、読み取り不良や通信障害が発生する場合があります。
- ・ 金属製の場所に設置する場合は、金属製でないものを敷いてください。

2. スマートフォンのかざし位置

- ・ スマートフォンのマイナンバーカードをカードリーダーにかざす際は、スマートフォンの NFC アンテナの位置をカードリーダーに合わせる必要があります。
 - 各機種種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。
https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html
- ・ かざし位置の目安は以下の画像をご参照ください。
 - Android の場合：端末背面のおサイフケータイマーク※¹ 付近をカードリーダーにかざしてください。
 - ※¹ おサイフケータイマークがない機種もあります。おサイフケータイマークがない場合は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
 - iPhone の場合：端末の上部をカードリーダーにかざしてください。



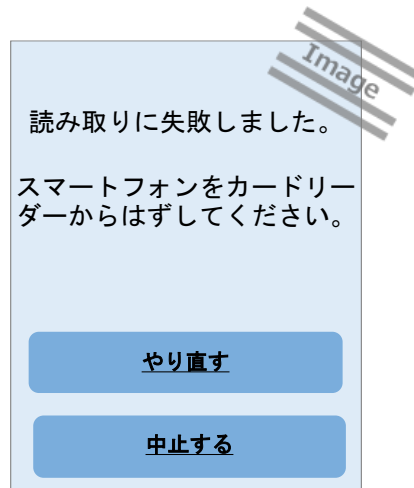
3. スマートフォンのかざし方（距離の調整）

- ・ スマートフォンをカードリーダーにかざす際は、約 1 センチ程度浮かせてください※²。
- ※² スマートフォンをカードリーダーに密着させると、反応が悪くなる場合があります。




ポイント スマートフォンの読み取りエラーが発生した際のチェックポイント

患者がカードリーダーにスマートフォンをかざす際、読み取りに失敗する場合があります。以下の内容に起因する可能性があるため、患者へ確認を行ってください。



1. マイナンバーカードがスマートフォンに追加されているか確認してください。
 - ・ 医療機関等でスマートフォンのマイナンバーカードを利用するには、事前にマイナンバーカードをスマートフォンに追加しておく必要があります。
2. スマートフォンが正しいスマートフォン用カードリーダー[※]にかざされているか確認してください。
 - ※スマートフォン用カードリーダーについては、本マニュアル 34 ページの「スマートフォン用カードリーダーについて」をご参照ください。
3. 顔認証付きカードリーダーの画面で選択したスマートフォンの機種と、患者が持参しているスマートフォンの機種が異なっていないか確認してください。
 - ・ 顔認証付きカードリーダーの受付画面の案内に従って、患者の利用するスマートフォンが iPhone の場合は iPhone を、Android の場合は Android を選択してください。
 - 誤った例：Android を持参した患者が iPhone を選択して、カードリーダーにかざした。
 - ・ 顔認証付きカードリーダーで選択する機種を変更する場合は、「中止する」を選択の上で最初から操作を行ってください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合

A-1  実物のマイナンバーカードの場合

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。継続しますか。（少しお時間いただきます。）

継続する

終了する

マイナポータルシステムを利用して、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みをします。

利用規約・・・

同意して次に進む

終了する

健康保険証利用の申込み（利用登録）に成功した場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しました。

資格情報を取得する

システム処理に25秒以上掛かった場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を受け付けました。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

① 「継続する」を選択します。

② マイナポータルシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ マイナンバーカードの健康保険証利用を登録します※。

- ※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置き、利用できるかご確認ください。
- ※ ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。
 - ・ 毎日午前3時から午前6時のご利用いただけません。
 - ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です。

スマートフォンからマイナポータルへアクセスし手続きをお願いします。

終了する

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

(3) 高額療養費制度活用



特定疾病療養受療証情報を提供しますか。

提供する

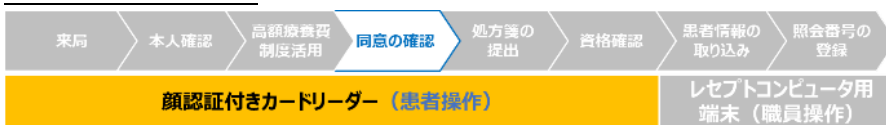
提供しない

患者が高額療養費制度を利用している場合、左のような画面が表示されます。制度の活用を患者が希望する場合、高額療養費制度の特定疾病療養受領証情報※¹ について取得できます※²。

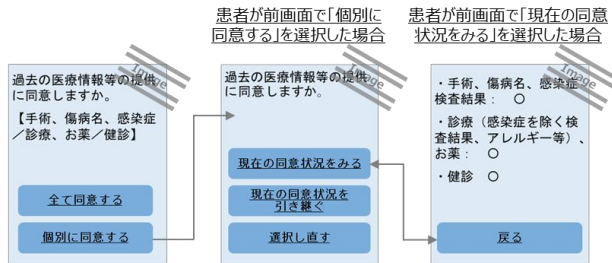
※¹ 特定疾病療養受療証情報を使用する病院・診療所の場合のみ、特定疾病療養受療証の情報を提供します。

※² 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

(4) 同意の確認



一括同意/個別同意の選択



※登録済みの患者の同意情報がない場合は、「個別に同意する」を押下後、以下の「患者が個別同意を希望する場合」に記載の画面に遷移します。

※薬局が環境設定情報（閲覧同意の利用有無等）を更新する度、登録済みの患者の同意情報はリセットされ、以下の「患者が個別同意を希望する場合」に記載の画面に遷移します。環境設定情報の更新方法は、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。

※「選択し直す」を選択した場合は、以下の「患者が個別同意を希望する場合」に記載の画面に遷移します。

薬剤師が患者の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報及び特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報を閲覧することについて、患者から同意を取得します。

患者は、各情報の同意の確認方法について一括同意か個別同意※を選択します。

【一括同意を選択する場合】

患者は、過去の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報といった医療情報等の提供にまとめて同意することができます。

【個別同意を選択する場合】

患者は、情報ごとにそれぞれ同意を行います。過去に登録されている個別同意がある場合は、その同意状況について確認でき、同意状況の引継ぎ・変更が可能です。

※ 個別同意を選択する場合、閲覧する情報ごとに、それぞれ同意を取得します。

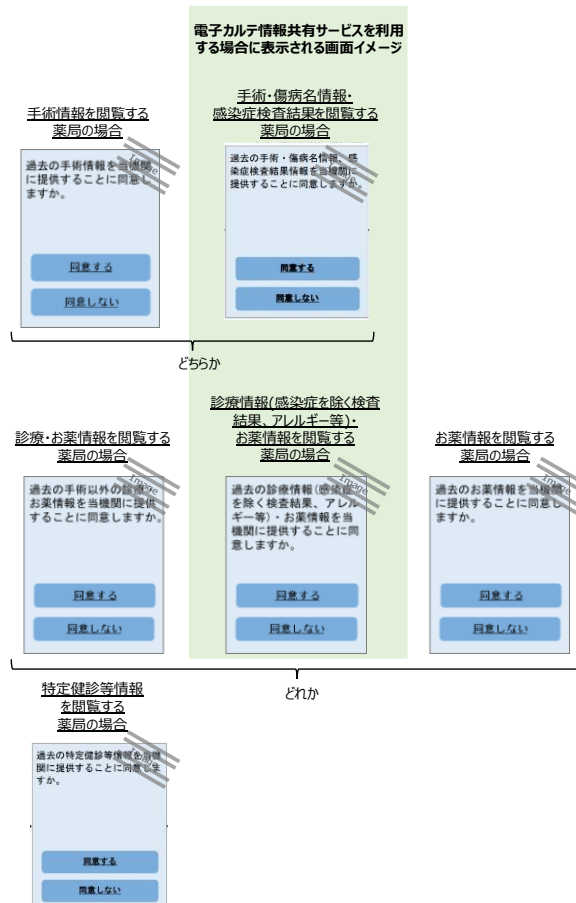
【診療情報、薬剤情報】

- 診療情報と薬剤情報は、「診療・お薬情報」として一括して同意を取得します。
- 診療情報の閲覧に対応していない薬局の場合は、「お薬情報」として薬剤情報のみに対して同意を取得します。

【処方・調剤情報】

- 処方・調剤情報の閲覧同意は、「お薬情報」として薬剤情報の閲覧の同意と合わせて取得します。
- なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。

患者が個別同意を希望する場合



【特定健診情報、健康診断結果報告書】

- 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。
- なお、健康診断結果報告書は、電子カルテ情報共有サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。

【臨床情報】

- 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。
- 臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報」の閲覧同意と合わせて取得します。
- なお、臨床情報は、電子カルテ情報共有サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・お薬情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報※2	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
お薬情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※1
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

 **ポイント 書面を用いた同意取得**

汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報照会画面で同意を取得した医療情報の横にあるチェック欄を押下してください[※]。オンライン資格確認端末での操作後、同意取得が完了になりますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様に従って医療情報を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第2章をご参照ください。

 **ポイント マイナポータル上での同意設定**

薬局が患者の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報を閲覧することについて、患者は来院時に顔認証付きカードリーダーで同意内容の登録を行えるほか、来局前にマイナポータルで同意内容を事前に設定しておくことができます。

来局前に同意設定を行う場合、患者はマイナポータルで薬局を選択し、各医療情報について選択した病院・診療所の閲覧を許可するかを事前に設定します。その後、来局時に顔認証付きカードリーダーで操作をすることで、マイナポータルで事前に設定した同意内容が確定します。また、顔認証付きカードリーダーにおいて、マイナポータルで事前に設定した同意内容の確認・変更も可能です。

 **ポイント 閲覧可能時間**

同意情報登録後の24時間に限り、オンライン資格確認等システムにて薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧が可能です。

(5) 処方箋の提出

(電子処方箋管理サービス対応の場合)



処方箋の種類の選択

患者は、薬局に提出する処方箋の種類を選択します。「電子処方箋」を選択した場合、「事前連絡済み」、「未連絡のもの」、「事前・未連絡両方」の中から該当するものを選択します。複数枚候補がある場合は、提出する電子処方箋を選びます。リフィル処方箋未対応の薬局では画面上にリフィル処方箋が表示されません。

処方箋の種類の選択で「電子処方箋」を選択した場合

処方箋の種類の選択で「紙の処方箋」を選択した場合

患者が紙の処方箋を持っている場合は、患者から紙の処方箋を受け取ります。

患者が「わからない」を選択した場合、処方箋を持参しているか等、患者に確認してください。

「未連絡のもの」「事前・未連絡両方」を選択し、電子処方箋が複数枚ある場合

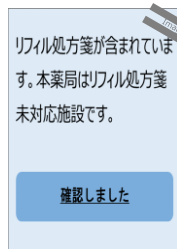
いいえ (個別選択) を選択した場合

事前連絡済み・未連絡とは

事前連絡済みとはアプリ等を用いて引換番号や被保険者番号等を薬局に事前に連絡している処方箋のことであり、未連絡は事前連絡を実施していない処方箋のことをさします。

ポイント 電子処方箋の有効期限が切れている場合

電子処方箋の有効期限が切れている場合、顔認証付きカードリーダー上に処方箋が有効期限切れである旨が患者に表示されます。また、調剤システム等においても、期限切れの旨が表示されるため、患者に説明を行ってください。



ポイント リフィル処方箋未対応の場合

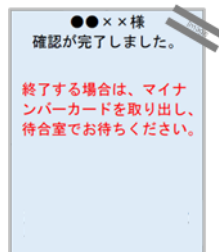
電子処方箋に対応しているがリフィル処方箋に対応していない薬局でリフィル処方箋を所持した患者が来局した場合、左の画面が表示されます。

設定により表示／非表示が設定できます。

リフィル処方箋とは

一定期間内に反復利用できる処方箋のことであり、電子処方箋を導入していなくても紙のリフィル処方箋は受付することができます。

ただし、本マニュアルにおけるリフィル処方箋とは、リフィル処方箋における電子処方箋管理サービスでの対応を指しています。



オンライン資格確認で最新の資格情報を確認します[※]。

※ 有効開始年月日が同一の資格が複数存在する場合は、

- ・保険制度の市町村国保以外のもの
 - ・有効終了日が遠いもの
- を条件に資格を自動的に特定します。

※ 医療扶助の場合は、

- ・資格取得年月日が直近のもの
- ・資格喪失年月日が遠いもの

を条件に資格を自動的に特定します。

ポイント 限度額適用認定証情報の取得

限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。資格確認書等を用いて資格確認を行った際は窓口職員等による口頭等での同意確認が必要です。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例※

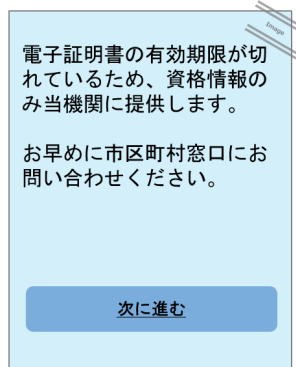
- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者資格に係る記号・番号・枝番
- 有効開始年月日
- 有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。

ポイント 電子証明書の有効期限切れ

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の更新を失念している人や何らかの事情で更新手続きができていない人が、医療機関等において資格確認が行えず、困らないための救済措置として、電子証明書の有効期間満了日の属する月の末日から3ヵ月間（以下「猶予期間」という。）においては、資格情報、処方箋の発行形態のみ、オンライン資格確認等システムで確認が可能です。

猶予期間中においては下図のような画面が表示され、資格情報のみ提供する旨と、早めに市区町村窓口にお問い合わせるメッセージが表示されます。



なお、猶予期間の間に患者がマイナンバーカードの更新手続きを実施しなかった場合は、マイナ保険証の利用登録が解除され、医療保険者等から資格確認書が交付されません。

<実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合>

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は以下の方法で資格確認を行ってください。

資格確認ができない場合は資格確認書等か、実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示するか、又は、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示することで、資格確認を行ってください※1,2。

※1 医療扶助において、実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は、以下の対応を行ってください。

- ・ 患者が紙の医療券を所持している場合は、医療券に記載された公費負担者番号・受給者番号でオンライン資格確認を実施します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されていない場合は、患者の所持する医療券に記載された資格情報等を確認し、会計してください。
- ・ 患者が紙の医療券を所持していない場合は、現行の運用に基づき、患者の属する福祉事務所へ照会してください。

※2 第7章の「オンライン資格確認等システムよくある質問」下の「コラム 資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について」も参照ください。

⚠ 注意事項 スマホ用利用者証明用電子証明書の場合

スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります。

※1 スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合は、まず患者に実物のマイナンバーカードを所持していないか確認してください。所持している場合は実物のマイナンバーカードでオンライン資格確認を実施するよう案内してください。

※2 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は、上記「ポイント 電子証明書の有効期限切れ」の「マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合」を参照ください。

マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース ✓ スマートフォンのマイナンバーカード利用時、保険証利用申請から5分経たずにカードリーダーにかざしているケース
有効（未登録）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン資格確認等システムに資格情報が登録されている生活保護受給者が、福祉事務所から未委託の状態（調剤券未発行）で薬局に来局したケース

資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	高齢受給者証	○
2	限度額適用認定証	○
3	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
4	特定疾病療養受療証	○
5	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	○
6	被保険者受給資格者票	×
7	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
8	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
9	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
10	公費負担・地域単独事業の受給証	×
11	生活保護受給者に交付される医療券等	○

※ 順次対象範囲を拡大していく予定です。

電子処方箋の対象医療保険者等

No.	対象となる医療保険者等
1	全国健康保険協会
2	健康保険組合
3	国民健康保険組合
4	後期高齢者医療広域連合
5	国家公務員共済組合
6	地方公務員共済組合
7	日本私立学校振興・共済事業団
8	市町村国民健康保険
9	福祉事務所（生活保護）
10	防衛省（自衛官）

(7) 患者情報の取り込み



患者情報 削除

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和4年7月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・枝番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX
有効期間	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

自動的に取り込まれる患者の資格情報を
レセプトコンピュータ用端末で確認します。

※ レセプトコンピュータ用端末への資格情報の取り込み方法はレセプトコンピュータ用端末の仕様により異なる可能性があります。

コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作

患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順を示します。なお、レセプトコンピュータ用端末によって手順や画面に差異がある場合があります。詳細な操作手順は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照してください。

資格確認日	協会区分	資格有効性	資格有効開始日	患者ID	カナ氏名	漢字氏名
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000001	シカク ジロウ	資格 一部
2021/02/01	マイナンバー カード	有効		00000002	シカク ジロウ	資格 一部
2021/02/01	マイナンバー カード	有効		00000003	シカク ジロウ	資格 一部
2021/02/01	マイナンバー カード	有効		00000004	シカク ジロウ	資格 一部
2021/02/01	マイナンバー カード	有効		00000005	シカク ジロウ	資格 一部
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000006	シカク ジロウ	資格 一部
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000007	シカク ジロウ	資格 一部

- ① 資格確認済みの患者のリストから、レセプトコンピュータ用端末に資格情報を取り込む患者を選択します。

項目	取り込み内容
<input checked="" type="checkbox"/> カナ氏名	シカク ジロウ
<input checked="" type="checkbox"/> 漢字氏名	資格 一部
<input checked="" type="checkbox"/> 性別	男
<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日	平成元年1月1日
<input checked="" type="checkbox"/> 郵便番号	243-0007
<input checked="" type="checkbox"/> 住所	神奈川県厚木市厚木Xxx
<input checked="" type="checkbox"/> 保険者番号	06012345
<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者記号	01
<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者番号	001
<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者枝番	01
<input checked="" type="checkbox"/> 有効開始年月日	2021/01/01
<input checked="" type="checkbox"/> 資格取得日	2021/01/01

区分	開始日	終了日

- ② 初回の来局の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報が表示されます。

項目	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> カナ氏名	シカク ジロウ	
<input type="checkbox"/> 漢字氏名	資格 一部	
<input type="checkbox"/> 性別	男	
<input type="checkbox"/> 生年月日	平成元年1月1日	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵便番号	243-0007	146-0082
<input checked="" type="checkbox"/> 住所	神奈川県厚木市厚木Xxx	東京都大田区池上Xxx
<input type="checkbox"/> 保険者番号	06012345	
<input type="checkbox"/> 被保険者記号	01	
<input type="checkbox"/> 被保険者番号	001	
<input type="checkbox"/> 被保険者枝番	01	
<input type="checkbox"/> 有効開始年月日	2021/01/01	
<input type="checkbox"/> 資格取得日	2021/01/01	

- ③ 2回目以降の来局の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報と、レセプトコンピュータ用端末に登録済みの資格情報が表示されます。情報に差異がある項目がハイライトされます。

患者ID	00000002	性別	男
カナ氏名	シカク ジロウ	生年月日	平成元年1月1日
漢字氏名	資格 一部		

保険-公費	管理情報	補償情報
組合		
保険者番号	06012345	新規公費
被保険者記号	01	負担者番号
被保険者番号	001	受給者番号
被保険者枝番	01	有効期間
保険者名	Xxx健康保険組合	助成金No.
有効期間	2021/01/01 ~	作明料No
資格	2021/01/01 ~	
確認日	2021/02/01	

- ④ オンライン資格確認により取得した資格情報をレセプトコンピュータ用端末に登録します。*

※ 各項目のレギュラーケースにおいては、171ページの「資格確認結果の取扱い・留意事項」に記載の所定の手順で業務を行ってください

(8) 照会番号の登録




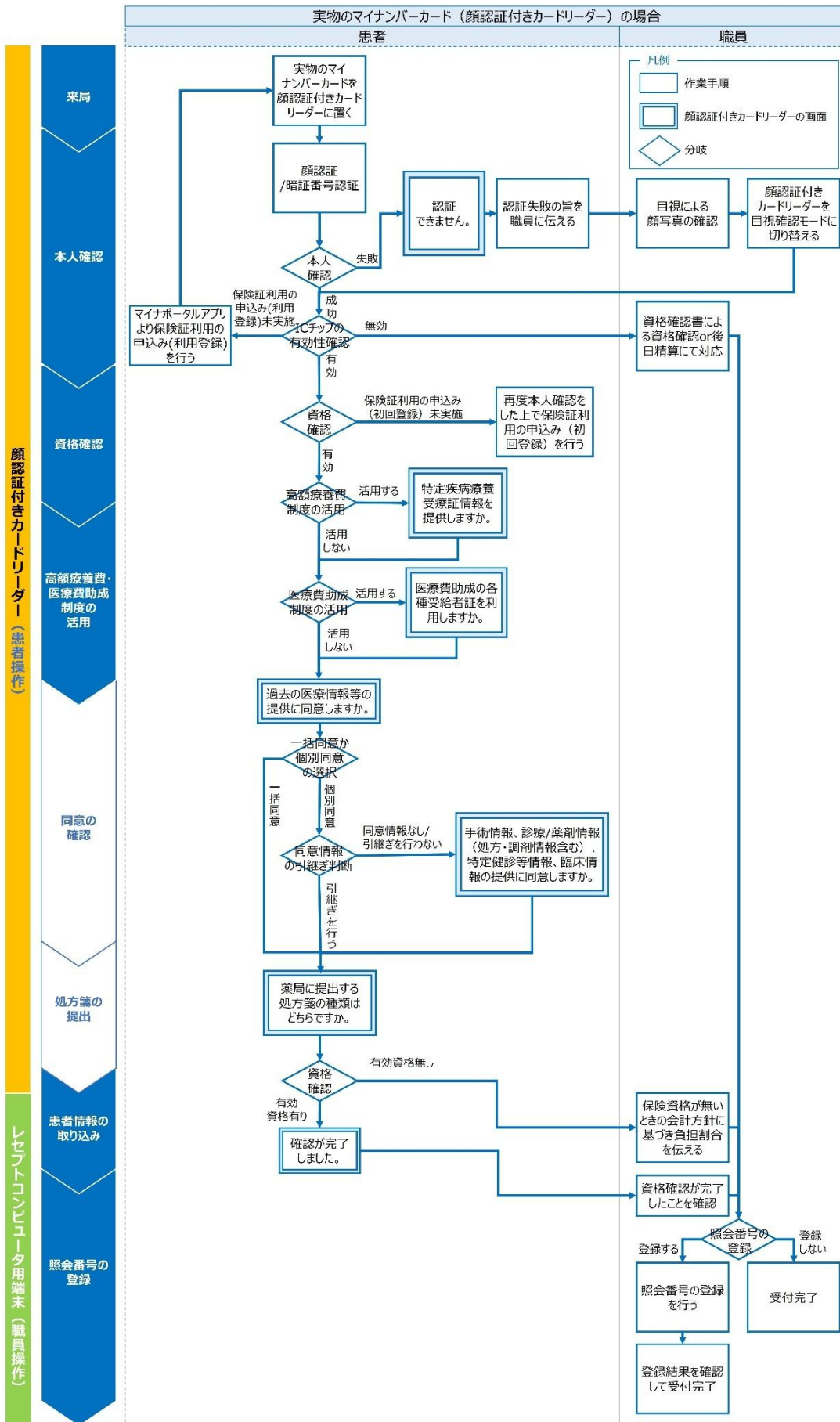
薬局ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

照会番号とは
調剤システムやレセプトコンピュータ用端末等と連携される、患者を特定する番号です。

ポイント 照会番号の登録のメリット

照会番号の登録は任意ですが、登録しておくことで前回の来局時点から保険者等を異動した患者が再度来局した場合でも、スムーズに患者を特定できます。

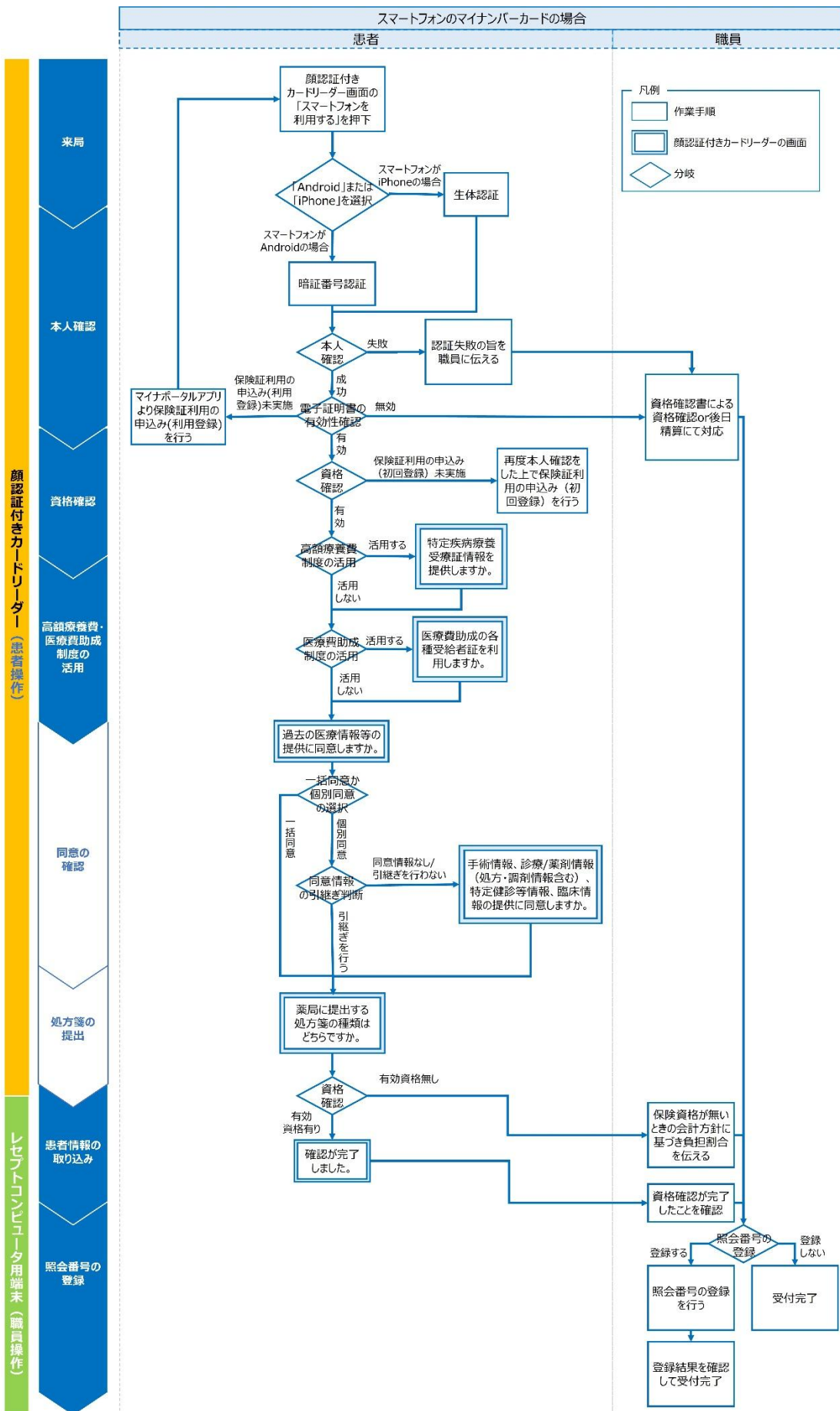
A-1  患者が実物のマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー



 補足

顔認証機能を伴わない汎用カードリーダー（公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダー）を設置している場合は、暗証番号認証又は目視確認にて本人確認を実施してください。また、処方箋選択時は、資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、引換番号（本マニュアル「第3章 処方箋の確認・調剤（電子処方箋管理サービス対応薬局向け）」参照）を入力して電子処方箋を取得します。

A-2 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー





B 患者が紙の処方箋又は資格確認書等を持参した場合

- ※ レセプトコンピュータ用端末を用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。
資格確認端末を用いて資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

(1) 来局



引換番号が印字された紙の処方箋
(電子処方箋対応の病院・診療所で発行)

患者が来局し、紙の処方箋[※]又は資格確認書等を提示します。

- ※ 患者の家族が本人に代わり処方箋を提出する場合、患者本人の情報が記載されている処方箋を持っていることで本人からの依頼を受けていると解釈します。
- ※ 引換番号が印字された紙の処方箋は、電子処方箋対応の病院・診療所で発行されており、「電子処方箋対応」の記載がありますが、紙の処方箋として取り扱います。

(2) 現物確認

紙の処方箋又は資格確認書等の現物を確認します。

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合は、受付時に患者から口頭にて同意を取得した上で以下の情報をオンラインで取得できます※。

- ※ 70歳未満で適用区分が(ウ)又は(エ)、70歳以上75歳未満で一般所得者(現役並み所得者は除く)のいずれかに該当する患者の場合、入院/手術が決まった時に保険者へ非課税申告することで患者の費用負担が軽くなる場合があります。

オンライン取得が可能な高額療養費制度情報 (処方箋の場合) ※

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分 (長期入院該当年月日)

※特定疾病療養受療証の情報取得には、マイナンバーカードが必要です。

(3) 資格確認



紙の処方箋又は資格確認書等に記載された保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号・枝番、生年月日をレセプトコンピュータ用端末に入力^{※1,2,3}し、オンラインで資格情報を照会します。

- ※1 被保険者資格に係る記号と番号が分かれていない場合には、どちらも番号欄に入力してください。
- ※2 検索がヒットしない場合、資格確認書等の印字がかすれているなどの理由で入力に誤りがないか今一度ご確認ください（“C”と“0”等）。
- ※3 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「被保険者資格に係る記号・番号・枝番」に相当します。

ポイント **枝番なしでの資格確認**

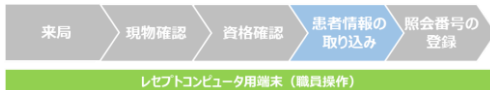
保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号、生年月日を入力することで、枝番を含む情報の照会が可能です。

処方箋又は資格確認書等での資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 転職等で月末に資格を喪失しているケース ※ 患者が提示した資格証類が無効でも、オンライン資格確認等システム上でほかに有効な資格が存在する場合には、その旨がレセプトコンピュータ用端末の画面に表示されます。
該当する資格がないと表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先で勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース

紙の調剤券での資格確認時に有効な調剤券情報が登録されていない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
有効（未登録）と表示される	✓ 生活保護受給者が属する福祉事務所でデータ登録が間に合っていないケースのため、福祉事務所へ照会してください。

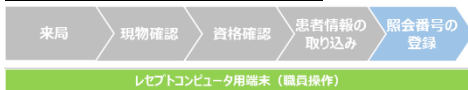
(4) 患者情報の取り込み

患者情報		登録
シメイ	コウロウ タロウ	性別 男
氏名	塚野 太郎	生年月日 昭和45年1月1日
保険者番号	12345	保険者名 XX健保
記号・番号・区画	1234 5698910 01	郵便番号 123-4567
患者区分	健康保険組合 本人	住所 東京都港区XX-XX
資格取得年月日	平成28年7月1日	電話番号1 XX-XXXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日 ~ 令和4年7月1日	電話番号2 XXX-XXX-XXXX

自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します※。

（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）

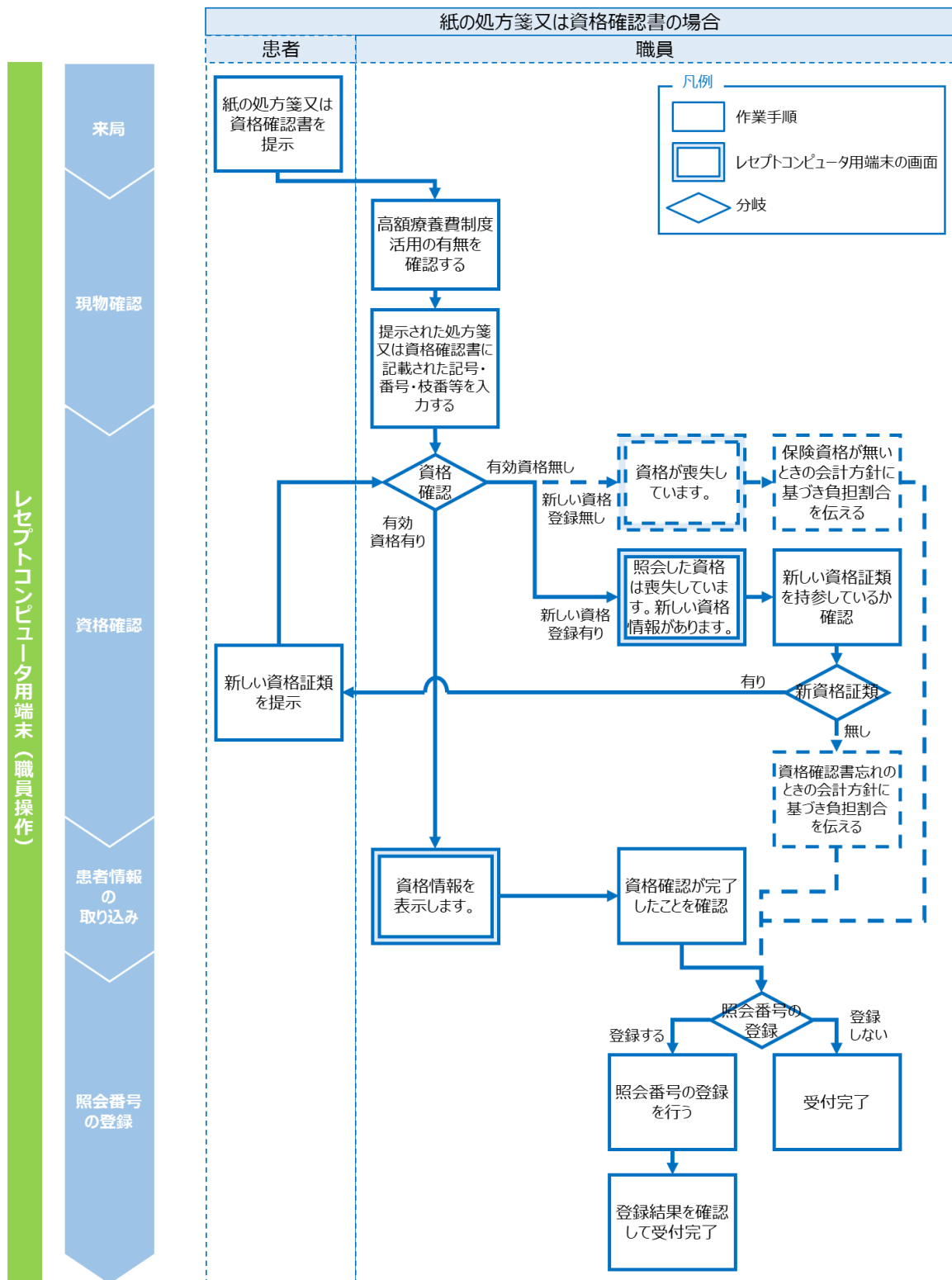
※ 患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順は本マニュアル 52 ページの「コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作」を参照してください。

(5) 照会番号の登録

薬局ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録することができます。

（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）

B 患者が紙の処方箋又は資格確認書等を持参した場合の対応手順フロー



患者が来局する前の資格情報の確認

患者が事前に予約している場合には、資格情報の有効性や変更の有無などを一括照会機能にて確認することができます。

一括照会は、保険者番号・個人単位被保険者番号・生年月日が既にレセプトコンピュータ用端末に登録されている患者に対して実施可能です*。

※ 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「個人単位被保険者番号」に相当します。



ポイント 枝番なしでの一括照会

一括照会は、レセプトコンピュータ用端末に枝番の情報なくても照会可能です。ただし枝番の情報がない場合には、1件の照会に対し複数（双子等）の資格が該当した際に確認できません。

⚠️ 注意事項 重複投薬等チェックの事前処理のタイミング（電子処方箋管理サービス導入薬局向け）

重複投薬等チェックに関しても、来局前に事前処理を要求することが可能ですが、直近の処方・調剤情報の内容が反映された状態でチェックを行うことが重要であるため、調剤前のタイミングで実施することを推奨します。

一括照会における制限事項

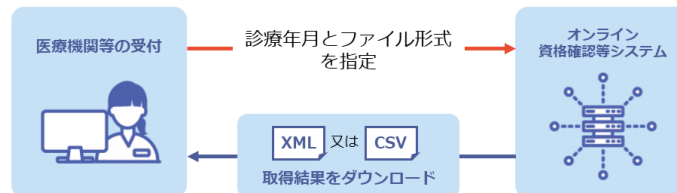
項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
限度額適用認定証関連情報	照会可（変更有無のみ） ※ 照会要求時に薬局が保有する「限度額適用認定証区分」「限度額適用認定証適用区分」を入力することで、最新の資格情報と比較し、各区分の変更の有無を照会できます。
特定疾病療養受療証情報	照会不可 ⇒ 患者の来局時に確認してください。
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～5000 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※ 照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

医療扶助において患者が来局した後に実施する資格確認

医療扶助の場合は、医療機関コード単位で、自機関が委託先になっている患者の資格情報や調剤券情報を一括照会機能にて確認することができます。

医療扶助の患者が、未委託の薬局に来局した場合や福祉事務所の情報登録が遅延した場合には、患者の調剤券情報を閲覧できません。その場合は、福祉事務所が調剤券情報を登録した後に、委託先資格情報の一括取得を実施し、生活保護受給者の再来局を不要とした上で事後的に資格確認を実施してください。

なお、福祉事務所に対しては、医療扶助の患者が、未委託の薬局に来局した場合、調剤券情報を月末まで（月末に未委託の薬局に来局したことに係る照会を受けた場合はレセプト請求期限まで）に登録するよう周知されています。



⚠️ 注意事項 未委託かつ初診での一括照会

医療扶助の患者が、未委託かつ初診の薬局に来局した場合、一括取得で取得した調剤券情報と患者情報をひも付ける照会番号が存在しません。そのため、来局時に登録した患者情報と一括取得で取得した調剤券情報を確認し、氏名・年齢・性別等から情報のひも付けを実施してください。

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合は、モバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）やマイナ資格確認アプリ（外来診療等（通常とは異なる動線）機能）を利用することで、オンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においても、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンでの生体認証等による本人確認を行うことで、患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とするサービスです※。

マイナ資格確認アプリは、医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においても、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力による本人確認に加えて、目視による本人確認も可能とするアプリケーションです。

※ マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

マイナ在宅受付 Web・マイナ資格確認アプリでの本人確認方法

対応サービス	本人確認方法	
	暗証番号	目視確認
A マイナ在宅受付Web	○	×
B マイナ資格確認アプリ	○	○

A マイナ在宅受付 Web の場合

A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合



※1 スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2 電子処方箋管理サービスを利用している薬局のみ。

B マイナ資格確認アプリの場合



※1 マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

※2 電子処方箋サービスを利用している薬局のみ。

A マイナ在宅受付 Web の場合

ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第5章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

薬局の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL を端末で開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末用のマイナポータルアプリをインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(オンライン診療等編)」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web (オンライン診療等機能) ヘアクセス**A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web ヘアクセスする場合**

URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします。*

※ 薬局の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意登録はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web ヘアクセスする方が便利です。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web ヘアクセスする場合

職員は患者に二次元コード又は URL を連携し、患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。

⚠️ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(2) 同意登録準備



職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているか確認してください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意登録の準備と開始画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。

(3) 同意内容の選択



患者がマイナ在宅受付 Web において「あなたが予約した診療日」へ服薬指導日当日の入力を行うとともに、薬剤師が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※4}及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、同意の選択をします^{※5}。

※1 画面上、診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している薬局の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。

- ※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）」の閲覧同意と合わせて取得します。
- ※5 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
薬剤情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

(4) 処方箋の提出（電子処方箋管理サービス対応の場合）



患者は、薬局に提出する処方箋の種類を選択します。

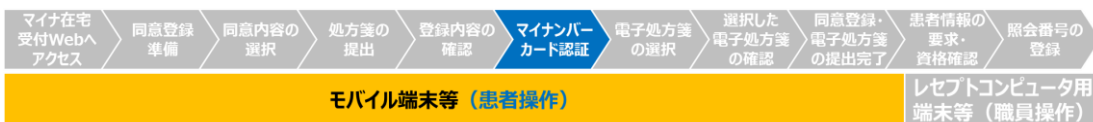
「電子処方箋」を提出したい場合、「する」を、紙の処方箋又は操作が不明な場合、「それ以外」を選択します。

(5) 登録内容の確認



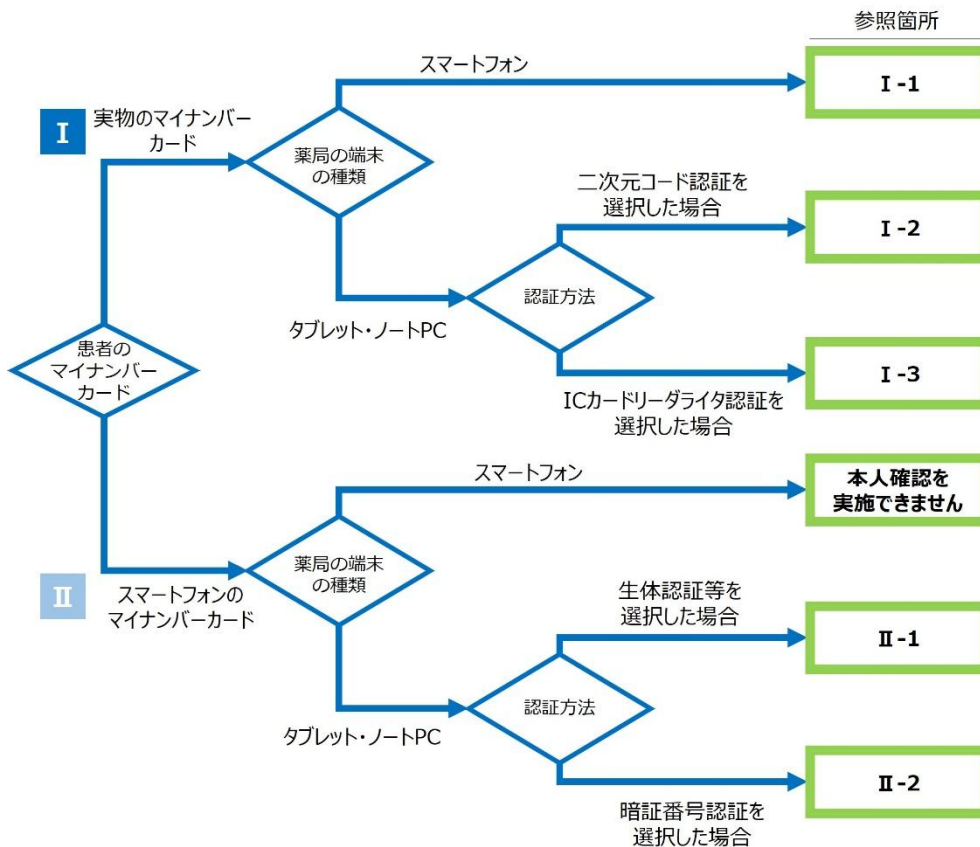
患者が服薬指導日・登録内容・提出する処方箋の種類の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

(6) マイナンバーカード認証



A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。



I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

I-1) 薬局の端末がスマートフォンの場合

<Android の場合>



<iPhone の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します^{※1}。
- ③ 患者がマイナンバーカードをモバイル端末等にかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」を押下する又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります^{※2}。

※1 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

※2 薬局の端末からマイナポータルで患者のマイナンバーカードを読み取った場合、薬局の端末のマイナポータルアプリに患者の個人情報とは連携されません。

I-2) 薬局の端末がタブレット・ノート PC で二次元コード認証を選択した場合



- ① 患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
- ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください。(最新のマイナポータルアプリをご利用ください。)

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

I-3) 薬局の端末がタブレット・ノートPCでICカードリーダー認証を選択した場合



- ① タブレットやノート PC にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの 4 桁の暗証番号を入力します。
- ③ 患者がマイナンバーカードを IC カードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
- ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。
 - ※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

※ 薬局の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いての同意登録はできません。タブレット・ノート PC の場合は二次元コード認証を選択し本人確認を実施してください。

II-1) 本人確認方法で生体認証等を選択した場合

<医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面>



① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

<患者のスマートフォンが Android の場合>



② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。

<患者のスマートフォンが iPhone の場合>



II-2) 本人確認方法で暗証番号認証を選択した場合

<薬局の端末(タブレット・ノート PC)画面>

>



- ① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

<患者のスマートフォンが Android の場合>

>



- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

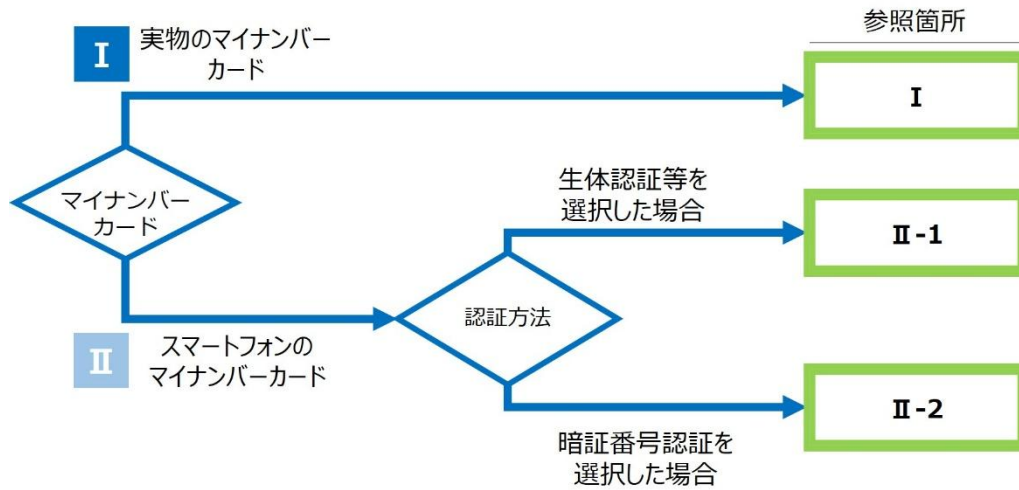
マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字 4 桁の暗証番号のことです。

<患者のスマートフォンが iPhone の場合>



A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。

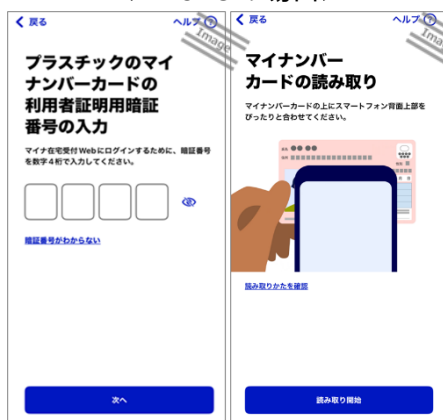


I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

<Android の場合>



<iPhone の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

II-1) 本人確認で生体認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。
- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

<iPhone の場合>




II-2) 本人確認で暗証番号認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

 スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号のことです。

<iPhone の場合>



- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、薬局のモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

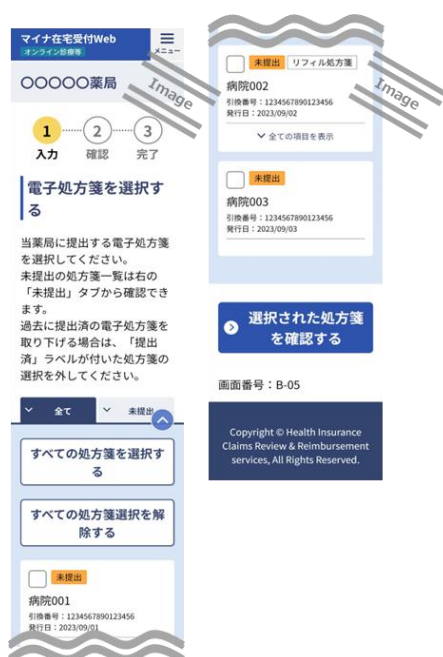
ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

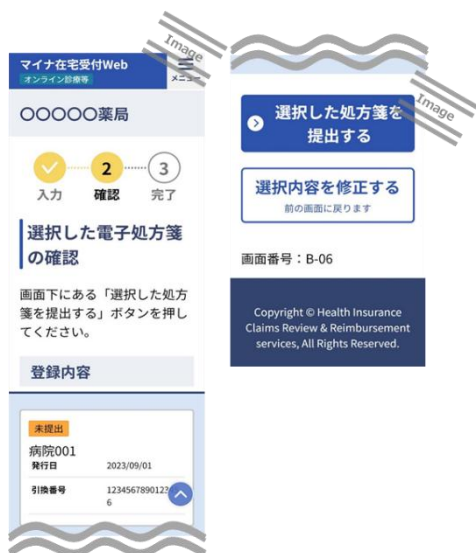
(7) 電子処方箋の選択（未受付の処方箋が複数枚ある場合）



患者は、薬局に提出する処方箋を選択し、「選択された処方箋を確認する」ボタンを押下します※。

※ 未受付の処方箋が1枚の場合は左図のような画面は表示されず、「(9)同意登録・電子処方箋提出完了」の画面が表示されます。

(8) 選択した電子処方箋の確認



患者は選択した電子処方箋の確認を行い、「選択した処方箋を提出する」ボタンを押下します。

(9) 同意登録・電子処方箋の提出完了



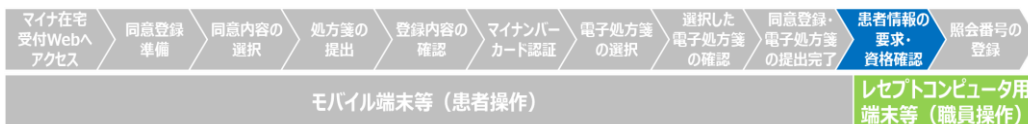
資格情報の取得・同意内容・電子処方箋の提出が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます※。ブラウザのタブを閉じてください。

※ 同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。

ポイント 来局前の予約時等にオンライン資格確認を行う場合

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線において来局前の予約時等に患者が自身の端末を使用して事前にオンライン資格確認を患者の居宅等の遠隔で行った場合は原則として、患者の来局時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を確認し、身分証明書に記載された患者の情報と予約した患者本人であることを確認してください。

(10) 患者情報の要求・資格確認



職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します※。

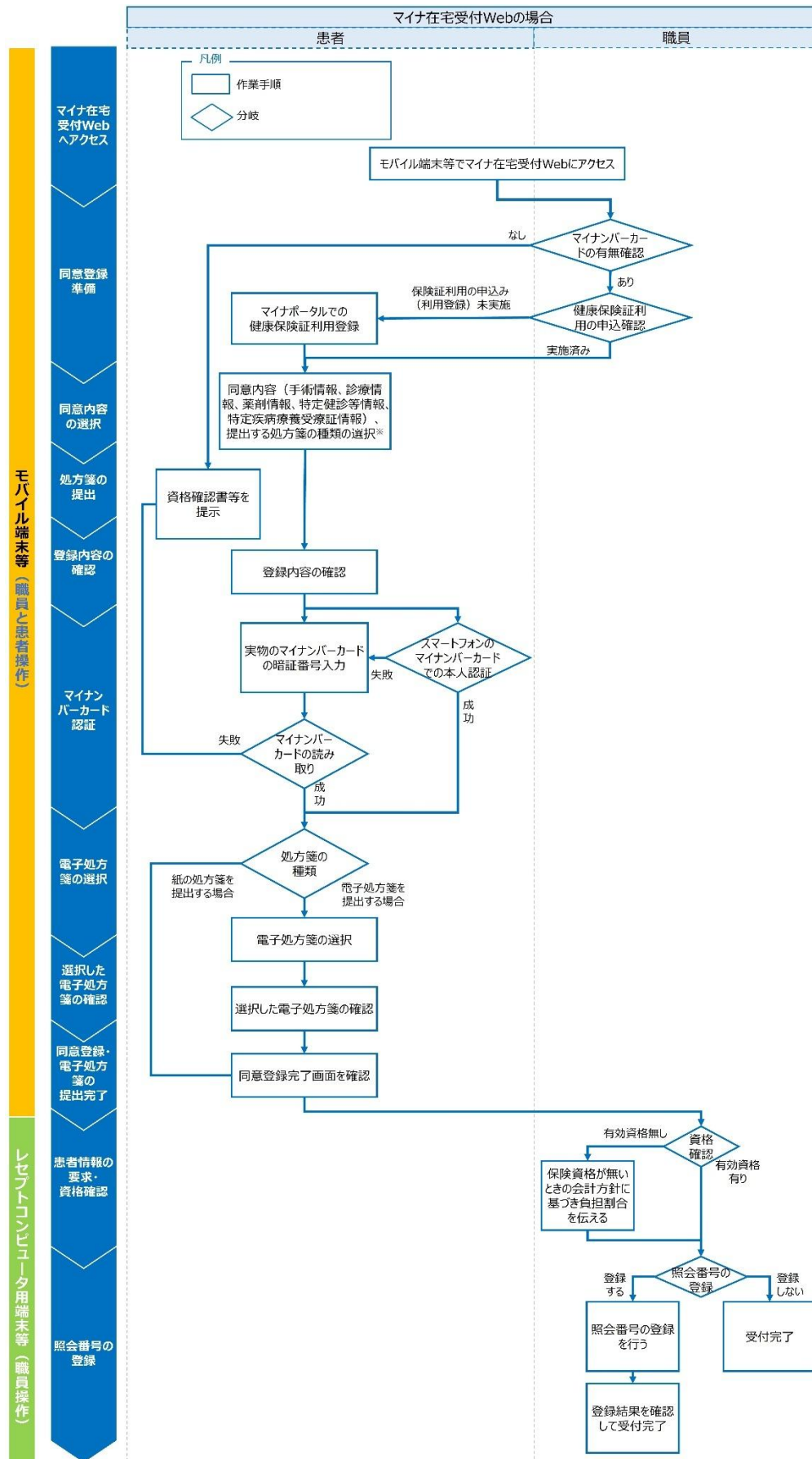
※ 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においては服薬指導日の翌日未まで、診療情報・薬剤情報等の照会が可能です。（照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除く。）

(11) 照会番号の登録



薬局ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

A マイナ在宅受付 Web の場合の対応手順フロー



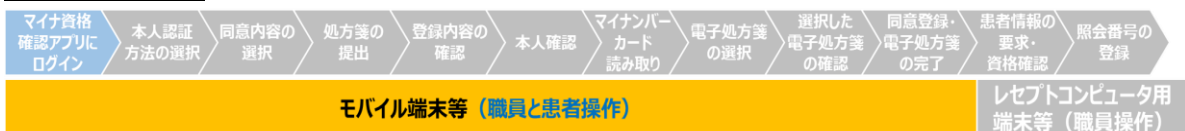
※ 電子カルテ情報共有サービス利用開始に伴い、臨床情報（傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査）が同意内容に追加されます。

B マイナ資格確認アプリの場合

ポイント **マイナ資格確認アプリにおいてオンライン資格確認する際の事前準備**

マイナ資格確認アプリを用いたオンライン資格確認を行うにあたり、モバイル端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、操作マニュアル(管理者編)「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」をご確認ください。

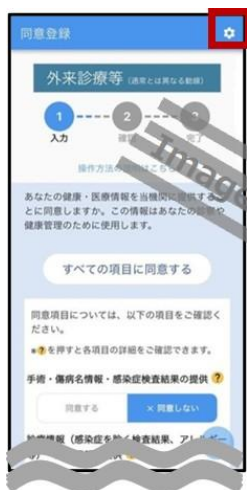
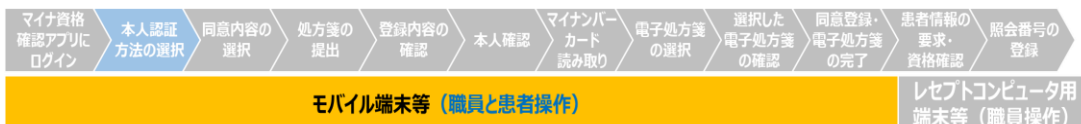
(1) ログイン




職員は生体認証又はパスコードでログインします※。

※ 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

(2) 本人認証方法の選択



本人認証方法を変更する場合、職員は画面右上の歯車マーク  を押下してマイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択してください。

患者のマイナンバーカードの種類を確認した上で、本人認証方法を選択してください。



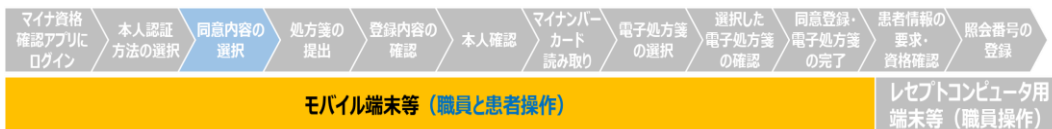
○目視による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が有効になっていることを確認します。

○4桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が無効になっていることを確認します。

(3) 同意内容の選択



マイナ資格確認アプリにて薬剤師が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※4}、及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します^{※5}。

- ※1 画面上、診療情報と薬剤情報は「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している薬局の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。
- ※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症 査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。
- ※5 画面上部に「外来診療等（通常とは異なる動線）」と表示され、正しい動作モードに設定されていることを確認してください。表示が異なる場合は、マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方「セキュリティ設定_動作モード選択」を参照してください。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

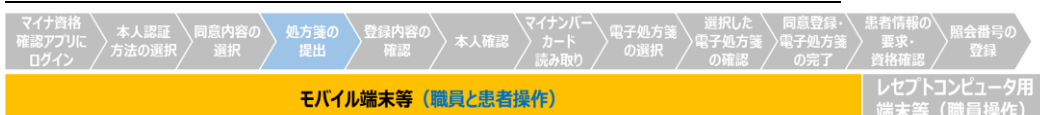
閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
薬剤情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

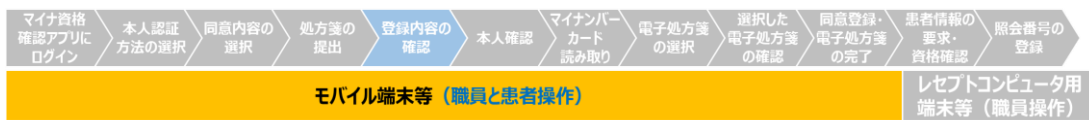
(4) 処方箋の提出（電子処方箋管理サービス対応の場合）



患者は、薬局に提出する処方箋の種類を選択します。

「電子処方箋」を提出したい場合、「電子処方箋を希望」を、紙の処方箋又は操作が不明な場合、「紙の処方箋を希望」を選択します。

(5) 登録内容の確認



職員は患者と同意登録内容の発行形態の確認を行います。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

「マイナンバーカード（目視）」又は「マイナンバーカード（暗証番号）」のボタンを押下します。

II 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

患者のスマートフォンの機種に応じて「iPhone」又は「Android」を押下します。

(6) 本人確認



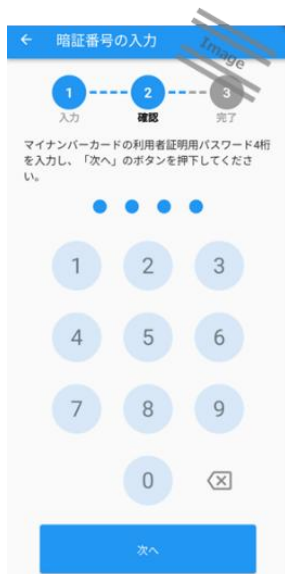
設定中の本人確認の方法

マイナンバーカードの券面を目視確認



患者に暗証番号の入力をお願いしてください

OK



「(2) 本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

○目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います[※]。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

○4桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号[※]の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号です。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

○患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証 (FaceID もしくは TouchID) することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

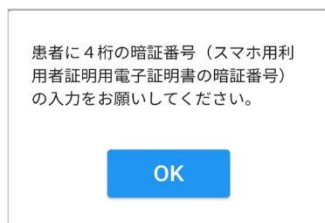


○患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に4桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号※)の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。



ポイント 目視による確認の留意事項

目視による確認は、本人確認作業を職員の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いいたします。

ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

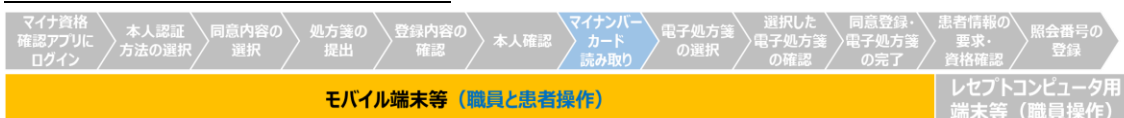
マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

(7) マイナンバーカード読み取り



患者はマイナンバーカードの読み取りを行います[※]。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種スマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。



ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、医療機関等のモバイル端末等にかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。



ポイント スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合

1. スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて職員のスマートフォンにかざす必要があります。

- 職員又は患者のスマートフォンが iPhone の場合

- iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。



- 職員又は患者のスマートフォンが Android の場合

- Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。
- ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
- 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。
- かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。
- 各機種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。



https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html

2. スマートフォンのかざし方

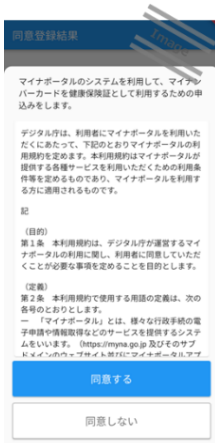
- 患者のスマートフォンが iPhone の場合

- ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示すよう依頼します。
- ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を職員のスマートフォンに近づけてください※。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、職員の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。

- 患者のスマートフォンが Android の場合

- ① 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。
- ② 患者が入力完了後、患者の Android を職員のスマートフォンに近づけてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合



I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

① 実物のマイナンバーカードの健康保険証の利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンを押下してください。

② マイナポータルシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ 実物のマイナンバーカードの健康保険証利用を登録します[※]。

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードをモバイル端末にかざし、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

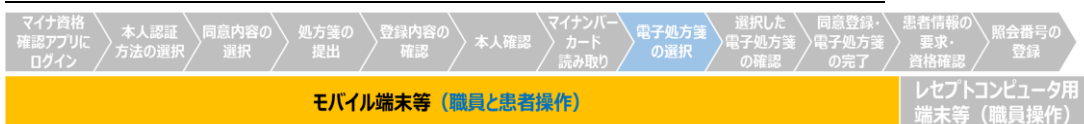
- ・ 毎日午前3時から午前6時のご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

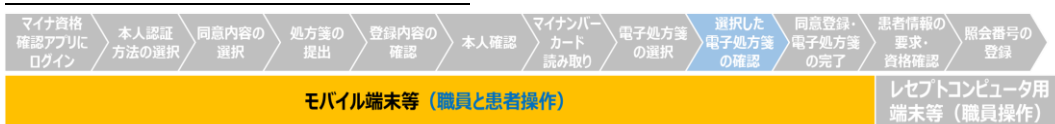
(8) 電子処方箋の選択（未受付の処方箋が複数枚ある場合）



患者は、薬局に提出する処方箋を選択し、「選択された処方箋を確認する」ボタンを押下します※。

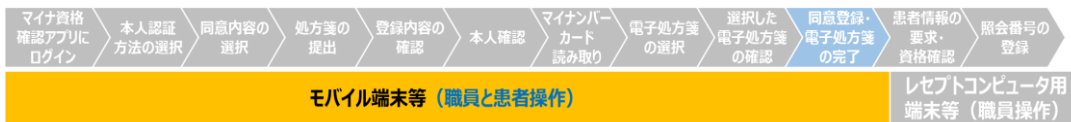
※ 未受付の処方箋が1枚の場合は左図のような画面にて「選択済」として表示され、その後「(10) 同意登録・電子処方箋提出完了」の画面が表示されます。

(9) 選択した電子処方箋の確認



患者は選択した電子処方箋の確認を行い、「選択した処方箋を提出する」ボタンを押下します。

(10) 同意登録・電子処方箋の提出完了



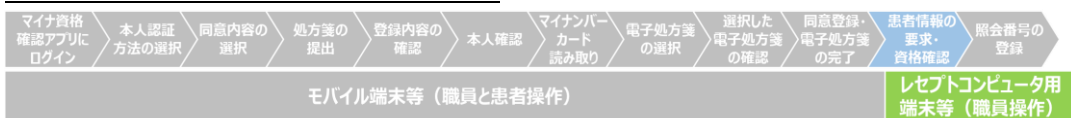
資格情報の取得・同意内容・電子処方箋の提出が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※を確認してください。

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンを押下すると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。

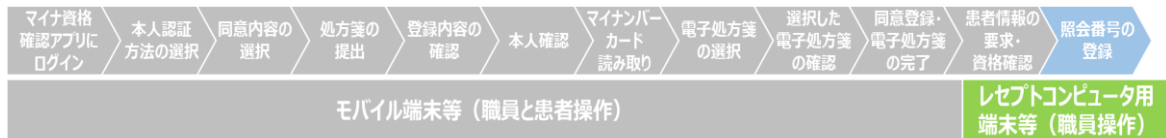
患者の医療券/調剤券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

(11) 患者情報の要求・資格確認



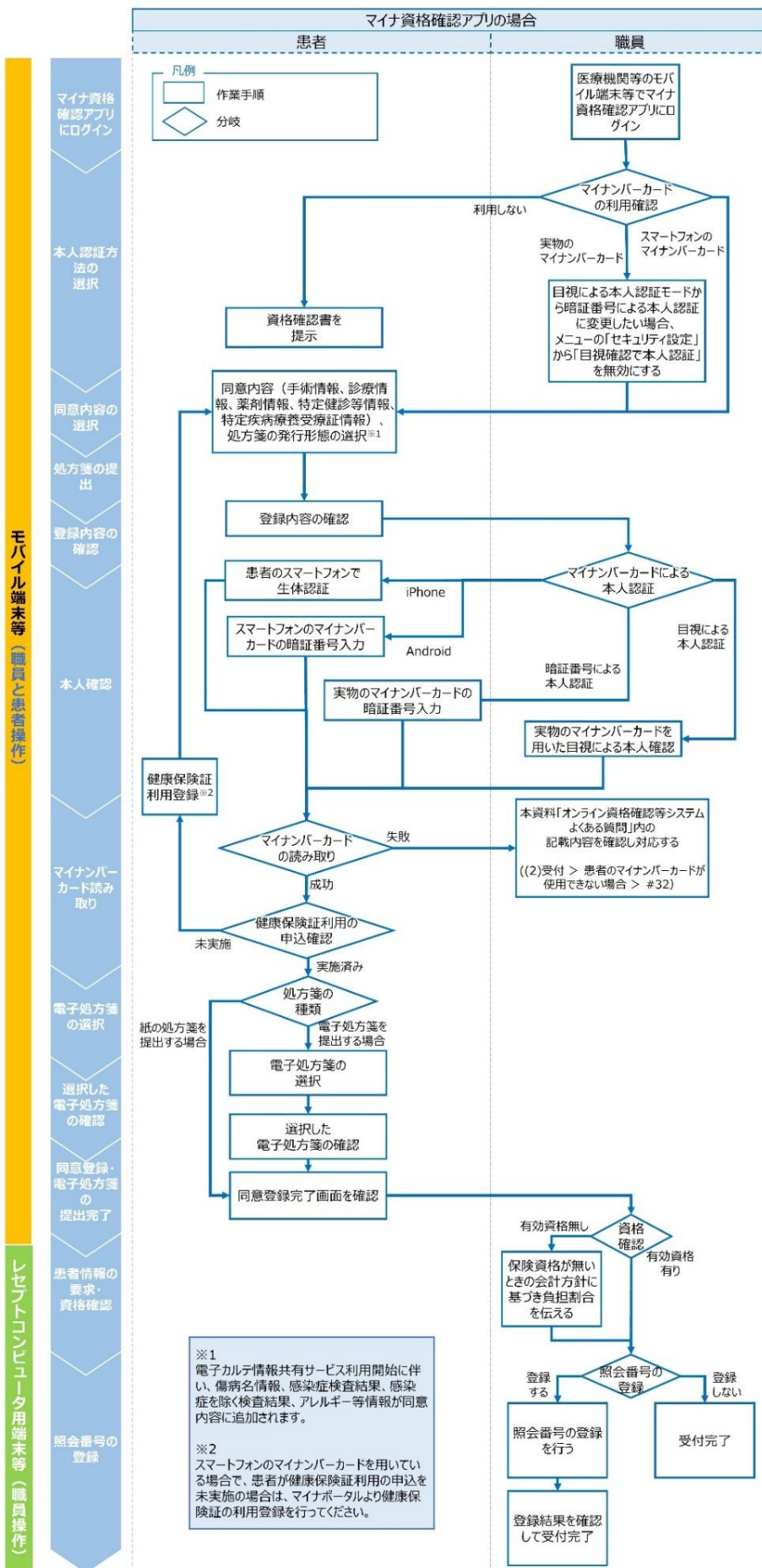
職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

(12) 照会番号の登録



薬局ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

B マイナ資格確認アプリの場合の対応手順フロー



訪問服薬指導時の資格確認

訪問薬剤管理指導（以下「訪問服薬指導」という。）ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（訪問診療等機能）やマイナ資格確認アプリを利用することで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンでの生体認証等による本人確認を行うことで、患者の自宅等において患者の資格情報の取得や診療情報の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※。

マイナ資格確認アプリは、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンでの生体認証による本人確認に加えて、目視による本人確認も可能とするアプリケーションであり、資格情報の確認や同意内容の照会や同意の取消しを行うことができます。

※ マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

マイナ在宅受付 Web・マイナ資格確認アプリでの本人確認方法

対応サービス	本人確認方法	
	暗証番号	目視確認
A マイナ在宅受付Web	○	×
B マイナ資格確認アプリ	○	○

A マイナ在宅受付 Web の場合

A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合



※ スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

B マイナ資格確認アプリの場合



※ マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

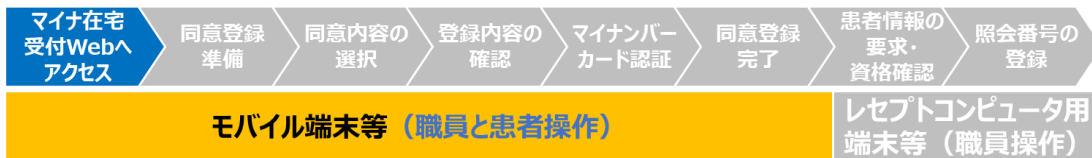
A マイナ在宅受付 Web の場合

ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第 5 章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

薬局の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL を端末で開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末用のマイナポータルアプリをインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル (訪問診療等編)」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web (訪問診療等機能) へアクセス

職員は初回訪問時に患者の資格確認、同意登録を実施します。

A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします^{※1}。

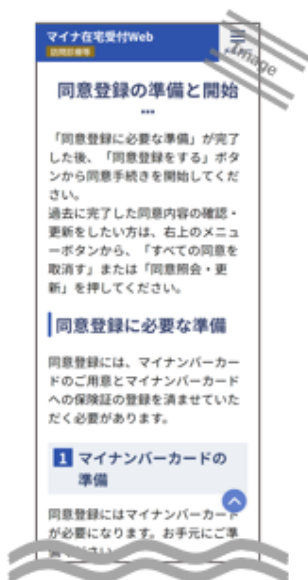
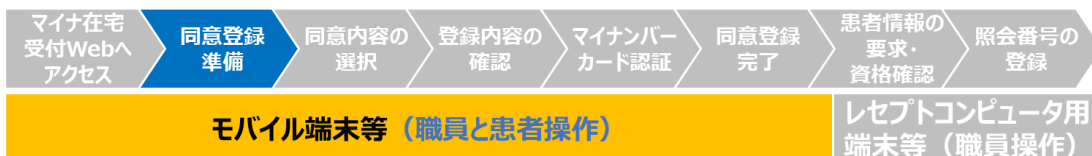
※1 薬局の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意登録はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合^{※2}

職員は患者に二次元コード^{※3} 又は URL を連携し、患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。

※2 患者の端末を利用する場合、同意内容の照会・更新、取消しが容易となるといった面もあります。

※3 事前に取得した二次元コードを印刷して訪問先に持っていく方法や薬局の端末でマイナ在宅受付 Web にアクセスし、メニュー画面下部にある二次元コードを利用する方法があります。

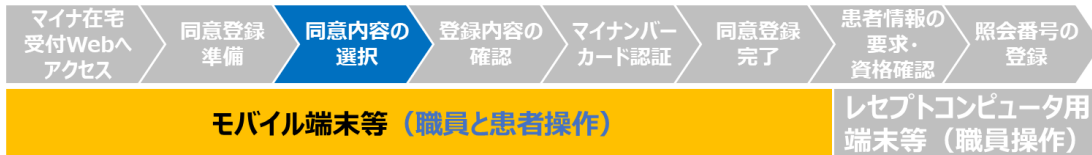
(2) 同意登録準備

職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているか確認してください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意準備画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。

⚠️ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(3) 同意内容の選択



マイナ在宅受付 Web にて薬剤師が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※4}及び、特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します^{※5}。

同意有効期間内に病院・診療所が電子カルテ情報共有サービス利用を開始した場合、電子カルテ情報共有サービスの利用開始に伴い同意対象が新たに追加されるため^{※6}、患者に対して改めて同意登録の実施を依頼してください。

- ※1 画面上、診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している薬局の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。
- ※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。

- ※5 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。
- ※6 電子カルテ共有サービス利用開始に伴い、手術情報に加えて傷病名情報、感染症検査結果が追加されます。また、診療情報には感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が追加されます。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

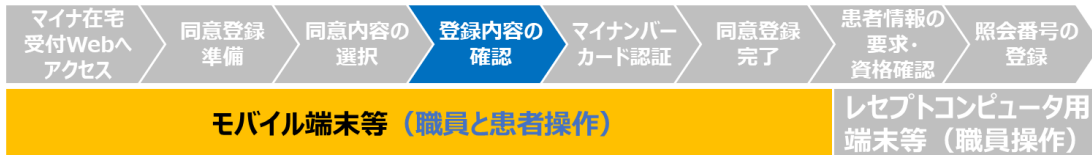
閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
薬剤情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

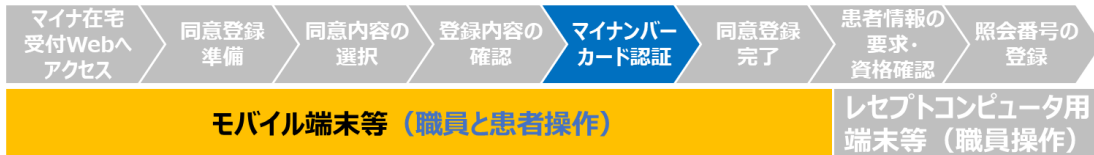
(4) 登録内容の確認



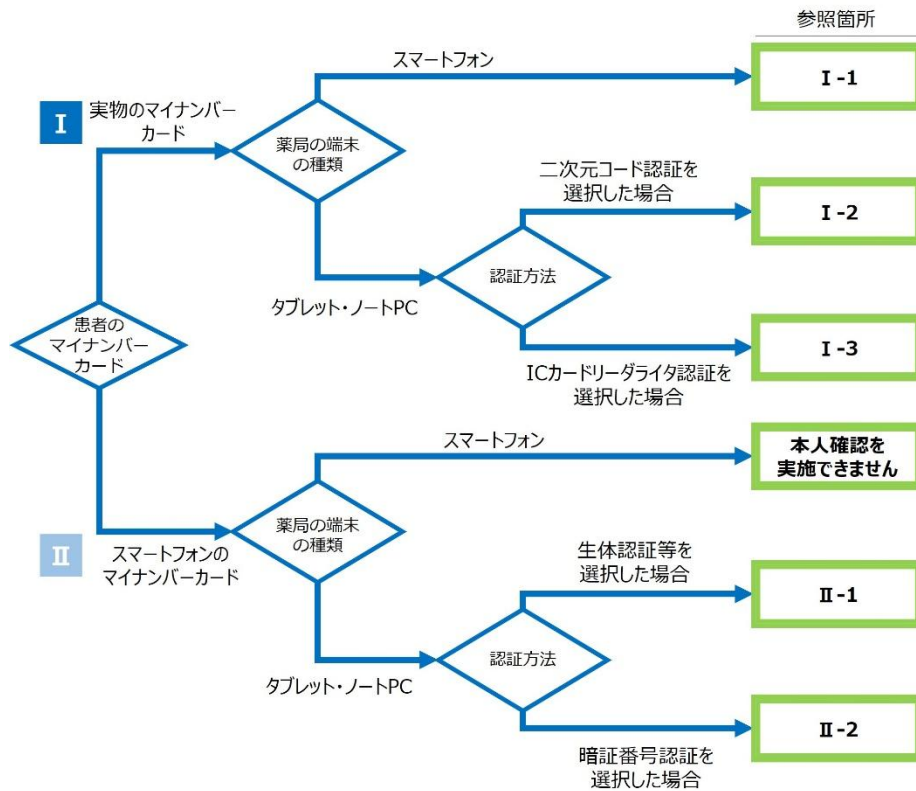
職員は患者と同意登録内容の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です※。

※ 訪問服薬指導では、継続的な関係のもと訪問服薬指導が行われている間、登録された同意に基づき、患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能となり、患者はいつでも同意を取り消すことが可能です。職員はこれらのことについて患者等に説明を行ってください。また、患者等が2回目以降の訪問時について診療情報・薬剤情報等の閲覧を希望しない場合には、2回目以降において、改めて診療情報・薬剤情報等の取得・活用することの確認を行うことが重要です。

(5) マイナンバーカード認証



A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合
 認証方法のパターンは以下の通りです。



I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

I-1) 薬局の端末がスマートフォンの場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」を押下する又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

<iPhone の場合>

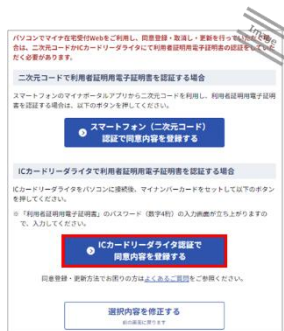


I-2) 薬局の端末がタブレット・ノート PC で二次元コード認証を選択した場合



- ① 患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
 - ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください。）※。
- ※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

I-3) 薬局の端末がタブレット・ノートPCでICカードリーダー認証を選択した場合



- ① タブレットやノート PC にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します。※
- ③ 患者がマイナンバーカードをICカードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
- ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

※ 薬局の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いての同意登録はできません。タブレット・ノートPCの場合は二次元コード認証を選択し本人確認を実施してください。

II-1) 本人確認方法で生体認証等を選択した場合

<薬局の端末(タブレット・ノートPC)画面>



- ① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノートPC画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

<患者のスマートフォンが Android の場合>



- ② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。

<患者のスマートフォンが iPhone の場合>



II-2) 本人確認方法で暗証番号認証を選択した場合

<薬局の端末(タブレット・ノート PC)画面>



① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

<患者のスマートフォンが Android の場合>



② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

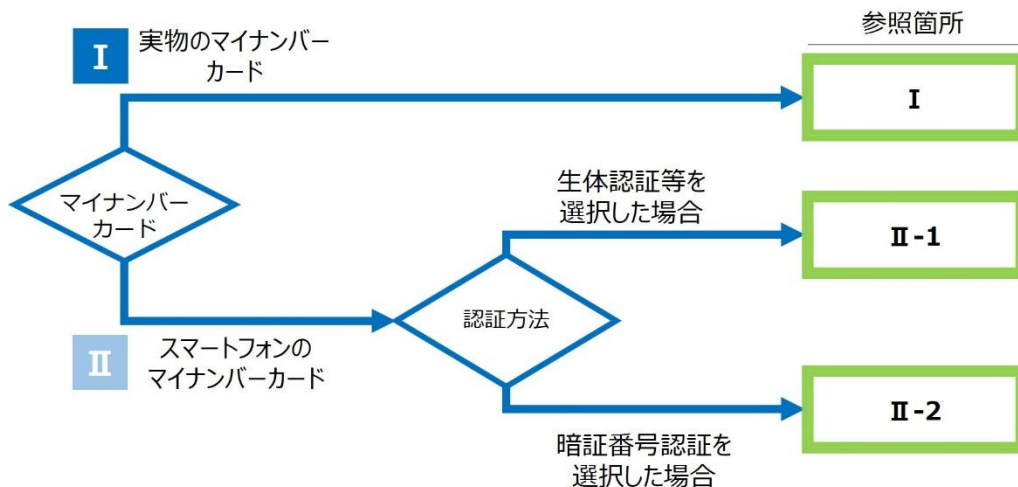
スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは
 マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字 4 桁の暗証番号のことです。

<患者のスマートフォンが iPhone の場合>



A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。



I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

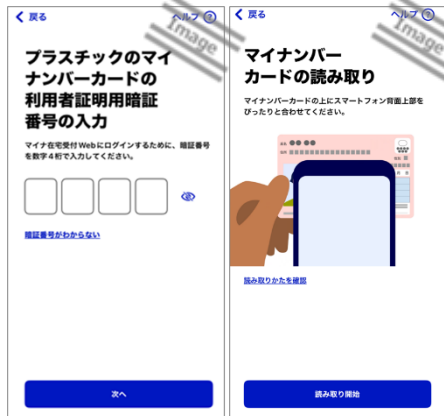
<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの 4 桁の暗証番号を入力します[※]。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

<iPhone の場合>



II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

II-1) 本人確認で生体認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。
- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

<iPhone の場合>



II-2) 本人確認で暗証番号認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

<iPhone の場合>



✍ スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字 4 桁の暗証番号のことです。

- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

 **ポイント マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

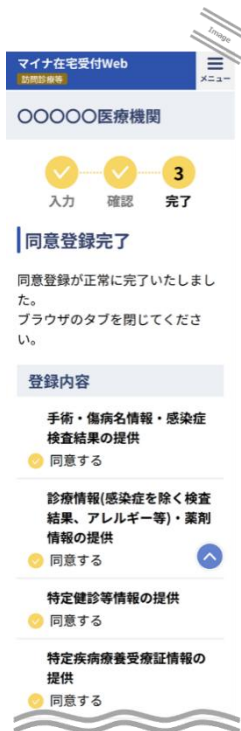
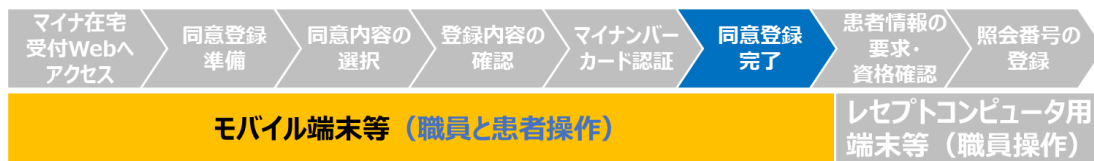
 **ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

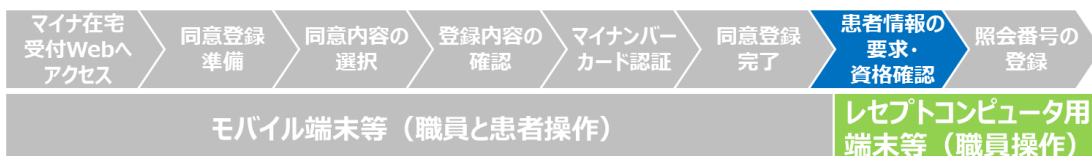
マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、マイナ資格確認アプリを用いた職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

(6) 同意登録完了

資格情報の取得・同意登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報を確認してください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

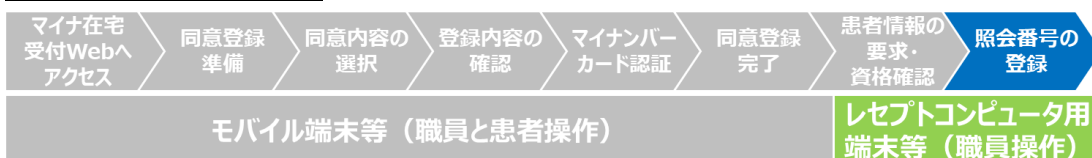
(7) 患者情報の要求・資格確認



シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	前納期末日	平成29年7月1日
氏名	厚男 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・区画	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
資格区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
納付期前年月日	平成29年7月1日	交付年月日	平成29年7月1日	電話番号2	XX-XXXX-XXXX
有効期限	平成29年7月1日	～	令和4年7月1日		

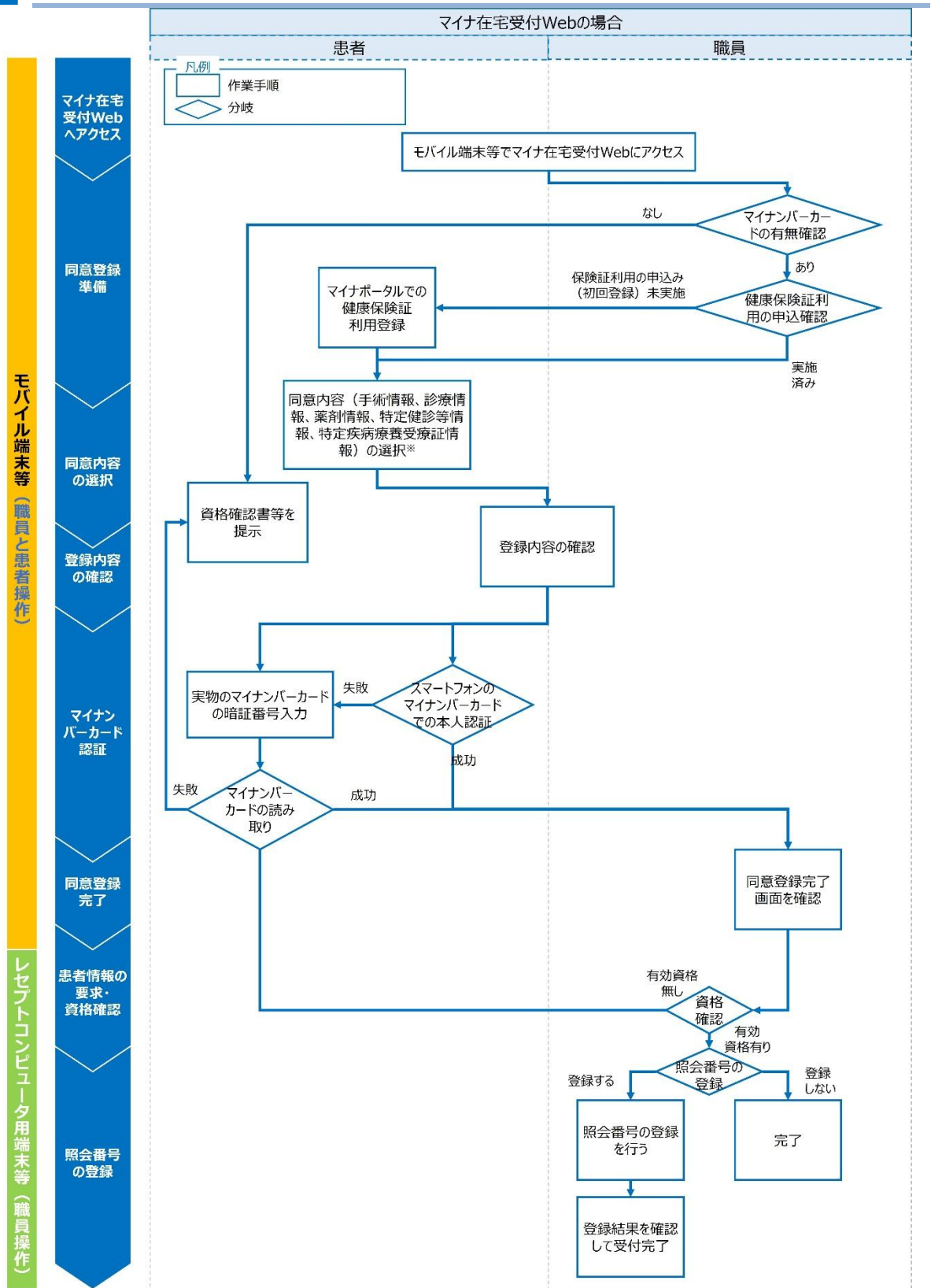
職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーに、オンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

(8) 照会番号の登録




薬局ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

A マイナ在宅受付 Web の場合の対応手順フロー



※ 電子カルテ情報共有サービス利用開始に伴い、臨床情報（傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査）が同意内容に追加されます。

B マイナ資格確認アプリの場合


ポイント マイナ資格確認アプリにおいてオンライン資格確認する際の事前準備

マイナ資格確認アプリを用いたオンライン資格確認を行うにあたり、モバイル端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、操作マニュアル(管理者編)「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」をご確認ください。

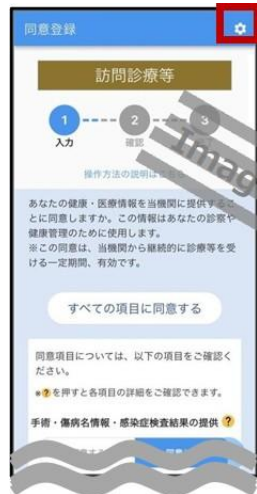
(1) ログイン




職員は生体認証又はパスコードでログインします。*

* 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

(2) 本人認証方法の選択



本人認証方法を変更する場合、職員は画面右上の歯車マーク  を押下してマイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択してください。

患者のマイナンバーカードの種類を確認した上で、本人認証方法を選択してください。

○目視による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が有効になっていることを確認します。



○4桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が無効になっていることを確認します。

(3) 同意内容の選択



マイナ資格確認アプリにて薬剤師が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※4}及び、特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します^{※5,6}。

同意有効期間内に病院・診療所が電子カルテ情報共有サービス利用を開始した場合、電子カルテ情報共有サービスの利用開始に伴い同意対象が新たに追加されるため^{※7}、患者に対して改めて同意登録の実施を依頼してください。

- ※1 画面上、診療情報と薬剤情報は一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している薬局の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。
- ※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。

- ※5 画面上部に「訪問診療等」と表示され、正しい動作モードに設定されていることを確認してください。表示が異なる場合は、マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方「セキュリティ設定_動作モード選択」を参照してください。
- ※6 限度額適用認定証情報の取得について、マイ

ナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

- ※7 電子カルテ共有サービス利用開始に伴い、手術情報に加えて傷病名情報、感染症検査結果が追加されます。また、診療情報には感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が追加されます。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術情報・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・お薬情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報※2	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
お薬情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
手術情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

(4) 登録内容の確認

職員は患者と同意登録内容の確認を行います。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です※。

※ 訪問服薬指導では、継続的な関係のもと訪問服薬指導が行われている間、登録された同意に基づき、患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能となり、患者はいつでも同意を取り消すことが可能です。職員はこれらのことについて患者等に説明を行ってください。また、患者等が2回目以降の訪問時について診療情報・薬剤情報等の閲覧を希望しない場合には、2回目以降において、取得・活用することの確認を行うことが重要です。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

「マイナンバーカード（目視）」又は「マイナンバーカード（暗証番号）」のボタンを押下します。

II 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

患者のスマートフォンの機種に応じて「iPhone」又は「Android」を押下します。

(5) 本人確認

設定中の本人確認の方法

マイナンバーカードの券面で目視確認



患者に暗証番号の入力をお願いしてください



「(2) 本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合**○目視による確認を行う場合**

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います※。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

○4桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号です。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

○患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証 (FaceID もしくは TouchID) することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。



○患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に4桁の暗証番号 (スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号) の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。

ポイント 目視による確認の留意事項

目視による確認は、本人確認作業を職員の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いいたします。

ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

(6) マイナンバーカード読み取り



患者はマイナンバーカードの読み取りを行います※。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種スマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

 **ポイント マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。

ポイント スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合

1. スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて職員のスマートフォンにかざす必要があります。

- 職員又は患者のスマートフォンが iPhone の場合

- iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。



- 職員又は患者のスマートフォンが Android の場合

- Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。
- ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
- 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。
- かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。
- 各機種別の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。



https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html

2. スマートフォンのかざし方

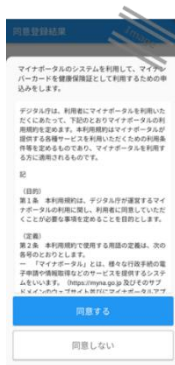
- 患者のスマートフォンが iPhone の場合

- ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示すよう依頼します。
- ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を職員のスマートフォンに近づけてください※。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、職員の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。

- 患者のスマートフォンが Android の場合

- ③ 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。
- ④ 患者が入力完了後、患者の Android を職員のスマートフォンに近づけてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合



I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

① 実物のマイナンバーカードの健康保険証の利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンを押下してください。

② マイナポータルシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ 実物のマイナンバーカードの健康保険証利用を登録します[※]。

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たつて処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードをモバイル端末にかざし、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

(7) 登録完了



資格情報の取得・同意内容の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※を確認してください。

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンを押下すると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。

患者の医療券/調剤券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

(8) 患者情報の要求・資格確認



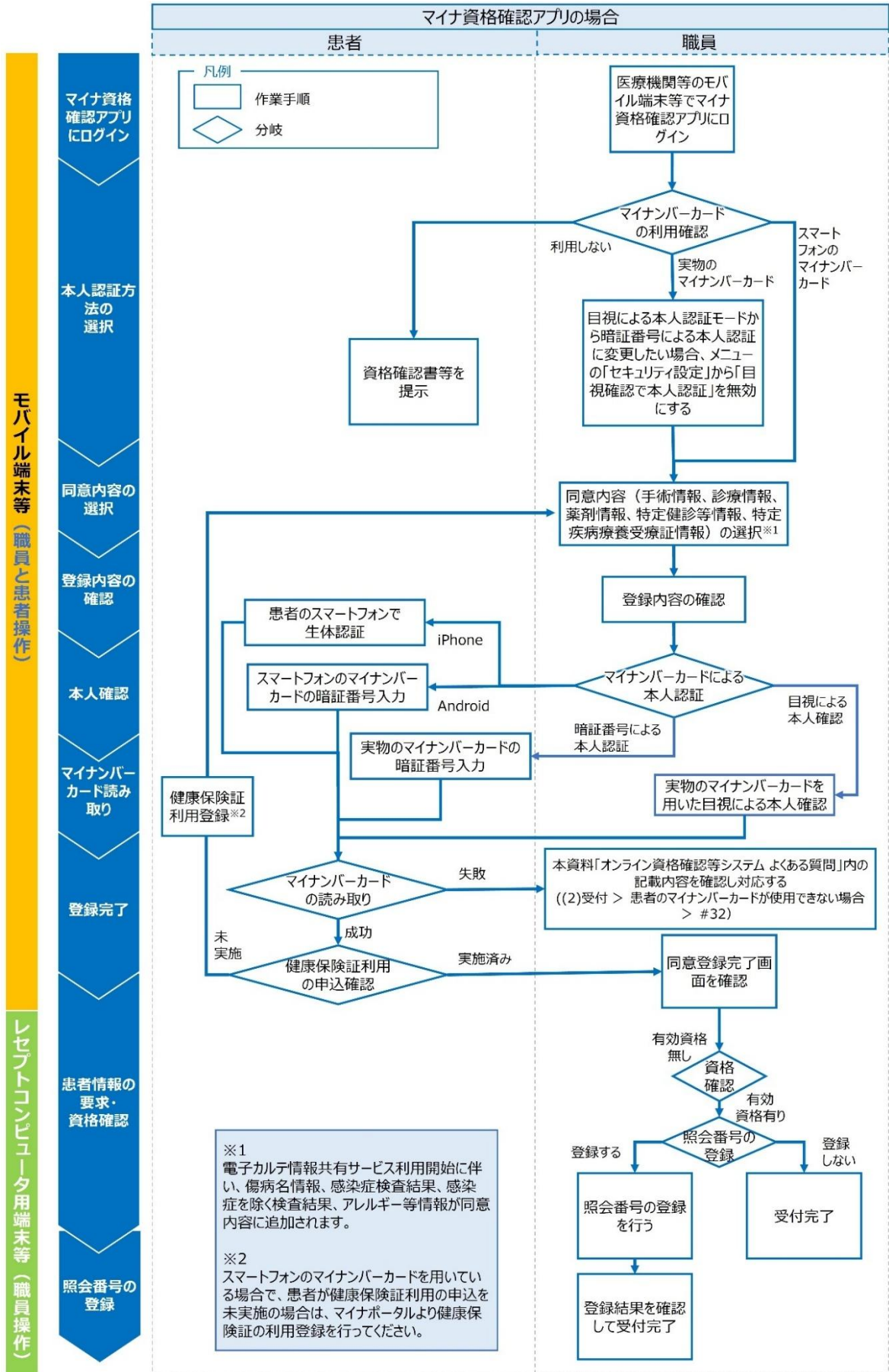
職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

(9) 照会番号の登録



薬局ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

B マイナ資格確認アプリの場合の対応手順フロー



診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

訪問服薬指導においては、初回訪問時の同意取得から当該薬局との継続的な関係のもと訪問服薬指導が行われている間(毎月訪問服薬指導(医療保険)が行われていることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要がある)、患者による同意取消しやマイナ保険証の利用登録解除がなされない限り、訪問服薬指導の実施などの際に、オンライン資格確認等システムに対して患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能です。ただし、2回目以降の訪問服薬指導を行うに当たり、少なくとも例えば月に1回は、当該情報を照会・閲覧することについて患者本人に口頭により説明・確認し、その旨を記録することが望ましいです。

※ 照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合があります。

参照

以下の項目については「患者が来局した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- [暗証番号とは](#)
- [暗証番号がロックされたら](#)
- [リフィル処方箋とは](#)
- [オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例](#)
- [電子証明書の有効期限切れ](#)
- [マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果](#)
- [資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧](#)
- [照会番号とは](#)
- [照会番号の登録のメリット](#)

継続的な服薬指導が行われている場合の2回目以降の訪問服薬指導前に行う資格確認

薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者について、2回目以降の訪問服薬指導を行う前に、患者の被保険者資格に係る記号・番号等を用いて、オンライン資格確認等システムに対して、最新の資格情報、限度額適用認定証関連情報、特定疾病療養受療証情報の再照会を行います。

詳細は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）をご参照ください。

再照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～1000 件/回 （※訪問服薬指導でレセプトコンピュータから再照会する場合は） 1～500 件/回
照会結果の表示制限 （Web 画面）	過去 3 回分の照会結果を表示 ※照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

訪問服薬指導時の同意内容・提出した処方箋の照会・更新

訪問服薬指導ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容の照会・更新を行うことが可能です。

A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合



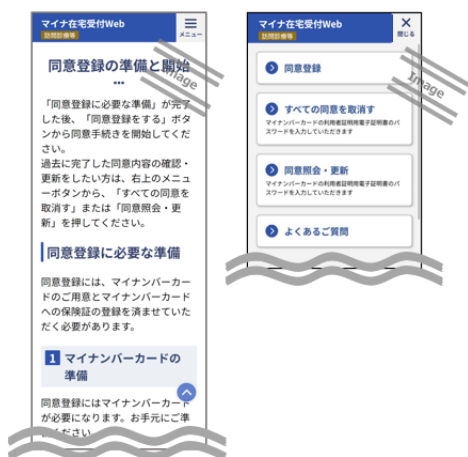
モバイル端末等（職員と患者操作）

※ スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

(1) マイナ在宅受付 Web へアクセス



モバイル端末等（職員と患者操作）



A-1 薬局の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

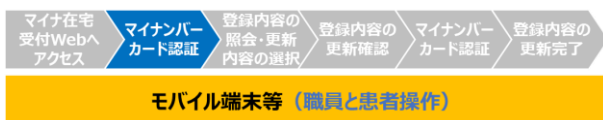
URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします。^{※1} 職員は画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください。^{※2}

- ※1 薬局の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意照会・更新はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。
- ※2 タブレット・PC をご利用の場合、職員は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

職員は患者に二次元コード又はURLを連携します。患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスし、画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください。

(2) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「訪問服薬指導時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(3) 登録内容の照会・更新内容の選択



照会結果に基づいて、過去の登録内容が表示されます。

職員は患者の更新したい項目について確認し、変更をご案内してください。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

※電子カルテ情報共有サービス利用開始後、過去の同意登録内容に関わらず患者が再度の同意登録を実施するまで以下の項目は「同意しない」が表示されます。

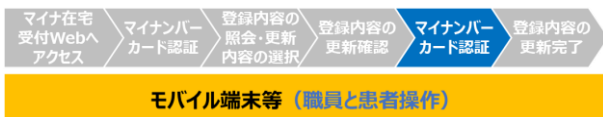
- ・手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供
- ・診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）の提供
- ・薬剤情報の提供

(4) 登録内容の更新確認



職員は患者と登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です。

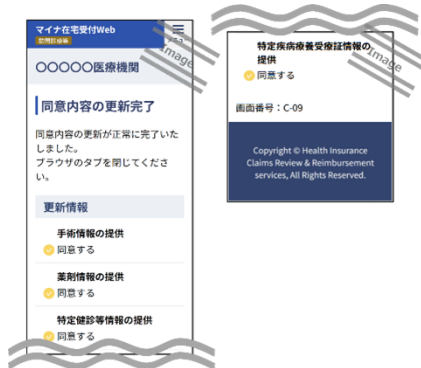
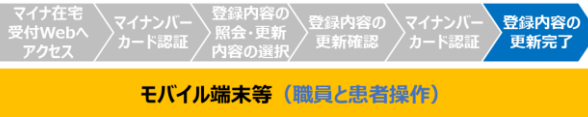
(5) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「訪問服薬指導時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(6) 登録内容の更新完了




登録内容の更新が正常に完了した場合、同意内容の更新完了画面が表示されますので、更新情報を確認してください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

マイナ資格確認アプリで資格情報や登録内容を確認する場合

マイナ資格確認アプリでは資格情報の確認や同意内容、処方箋の発行形態の照会を行うことが可能です。登録内容の更新を行うことはできませんので、ご注意ください。



- ① 画面右上の歯車マーク  を押下して表示されたメニューから「セキュリティ設定」を押下し、その画面内の「資格確認結果検索」を押下すると、過去に資格確認を行った患者の一覧が表示されます。



- ② 確認したい項目を選択すると資格確認結果の詳細と同意内容が表示されます。
 - ※ 職員がこの画面から資格確認結果を閲覧できる期間は資格確認を行った日から翌日未までとなります。それ以降はレセプトコンピュータ用端末等から資格確認結果を閲覧してください。
 - ※ 資格確認時に資格情報が表示された患者の情報のみ検索できます。該当する資格がない場合等は、検索結果に表示されません。

訪問服薬指導時の同意登録の取消し

A 薬局で行う方法



資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

B 患者宅で行う方法

① マイナ在宅受付 Web の場合



モバイル端末等（患者操作）

- ※ スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へ本サービスにアクセスをスマートフォンで利用した場合の画面例。
- ※ 同意登録の取消しを行うと、継続的な服薬指導行われている場合であっても、再照会による資格確認の機能も停止されます。訪問服薬指導の際に、改めてマイナンバーカードによる本人確認を行うと、再び再照会による資格確認を行うことができるようになります。

② マイナ資格確認アプリの場合



※ マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

A 薬局で行う方法

薬局の職員は継続的な訪問服薬指導が終了した場合と、患者から依頼があった場合に、資格確認端末で同意取消しを行います。

(1) 継続的な訪問服薬指導の終了/

患者からの同意取消し依頼



資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末 (職員操作)

継続的な訪問服薬指導の終了時又は患者から同意登録の取消し依頼があった場合、薬局の職員は同意取消し処理を実施します。

(2) オンライン資格確認等システムへのログイン



資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末 (職員操作)



資格確認端末にてオンライン資格確認等システムにログインし、同意取消し照会をクリックします。

(3) 同意取消し照会

継続的な訪問服薬
指導の終了/患者か
らの同意取消し依頼

オンライン資格確認等
システムへのログイン

同意取消し照会

同意取消し
完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

閲覧同意を取り消す患者の保険者番号、被
保険者資格に係る番号^{※1}、生年月日、枝番^{※2}
を入力し、検索をかけます。患者の最新の資格
情報と閲覧同意状況が表示されるので、対象
患者に間違いがないか確認します。

※1 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者
番号」、「受給者番号」は「被保険者資格に係る
番号」に相当します。

※2 枝番は後期高齢者・医療扶助の場合は不要で
す。

(4) 同意取消し完了

継続的な訪問服薬
指導の終了/患者か
らの同意取消し依頼

オンライン資格確認等
システムへのログイン

同意取消し照会

同意取消し
完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

同意区分	同意有無	同意年月日	同意有効期限	閲覧同意有効期限切れ理由
資格確認照会同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-
手帳資格確認照会同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	同意済
診療情報照会同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/01/28	-
薬剤情報照会同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/01/28	-
特定療養費照会同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-
障害者福祉サービス利用照会同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-
特定医療費照会同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-

「同意取消」ボタンをクリックすることで、同意
取消しが完了します。

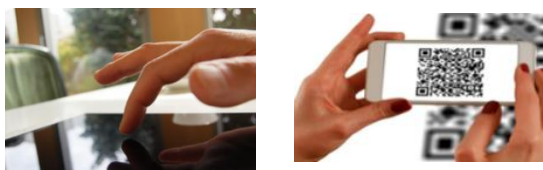
薬局の職員は患者に同意取消しが完了した
旨を連絡します。

B 患者宅で行う方法

訪問服薬指導においては基本的に薬局の職員が同意登録の取消しを実施しますが、患者がマイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリを用いて同意登録の取消しを行うこともできます。

① マイナ在宅受付 Web の場合

(1) マイナ在宅受付 Web へのアクセス



○スマートフォンからアクセスした場合

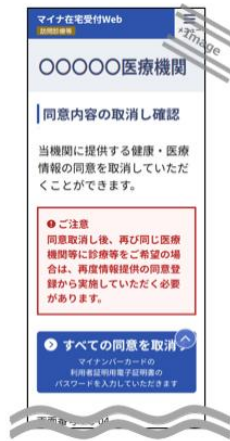
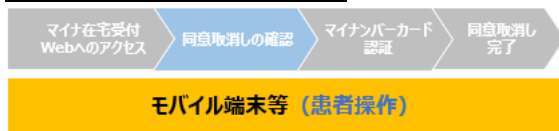
患者のスマートフォン又は職員が持参したスマートフォンで、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。※メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

※ 薬局端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意取消しはできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

○タブレット・PC からアクセスした場合

マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダライタいずれかで同意取消しを選択することができます。

(2) 同意取消しの確認



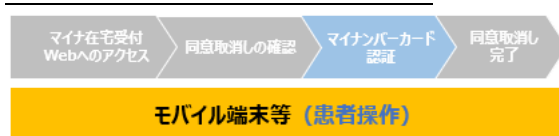
○スマートフォンからアクセスした場合

「すべて同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PCからアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元コードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダーで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

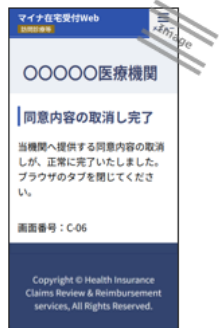
(3) マイナンバーカードの認証



マイナポータルアプリにてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「訪問服薬指導時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(4) 同意取消し完了



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

② マイナ資格確認アプリの場合

(1) ログイン



職員は生体認証又はパスコードでログインします
※。

※ 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。



マイナンバーカード同意登録画面の下部の「登録をした同意を取消したい場合はこちら」ボタンを押下します。

(2) 同意取消しの確認



モバイル端末等（患者操作）



ポップアップの「登録した同意を取消します。同意の取消しをする場合は取消しボタンを押して、同意内容の取消し確認へ進んでください。」のメッセージにおいて、「取消し」を選択します。



同意内容の取消し確認画面において、本人認証の方法を選択します。

(3) 本人確認



第2章「訪問服薬指導時の資格確認」における「(2) 本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

○目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います[※]。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

○4 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号[※]の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号です。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

○患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証 (Face ID もしくは Touch ID) することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

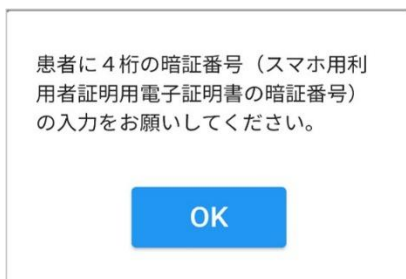


○患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に 4 桁の暗証番号 (スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号) の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号[※]の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字 4 桁の暗証番号です。



(4) マイナンバーカード読み取り



モバイル端末等（患者操作）

実物のマイナンバーカード

スマートフォン

汎用カードリーダー



スマートフォンのマイナンバーカード

スマートフォン

汎用カードリーダー



患者はマイナンバーカードの読み取りを行います※。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種スマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

(5) 同意取消し完了



モバイル端末等（患者操作）



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者は「閉じる」ボタンを押下して、マイナ資格確認アプリを閉じていただいて問題ありません。

オンライン服薬指導時の資格確認

オンライン服薬指導ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、患者の自宅等において患者の資格情報の取得や診療情報の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※。

※ マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。



※1 スマートフォンでオンライン服薬指導アプリからマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ。



ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第 5 章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

オンライン服薬指導アプリをとおしてオンライン服薬指導及びオンライン資格確認を行う場合は、あらかじめオンライン服薬指導アプリベンダへ取得した URL を連携してください。

オンライン服薬指導アプリを介さずオンライン服薬指導を行う場合は、取得した URL を患者に送付できるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web へアクセス

患者のモバイル端末等から、オンライン服薬指導アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。

**ポイント 初回でもスムーズにオンライン服薬指導を実施するために**

オンライン服薬指導では、患者の PC（市販の IC カードリーダーが必要）やモバイル端末等からマイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードを読み取る必要があるため、患者には、あらかじめ、ご自身の PC やモバイル端末等を用いて、マイナポータルにログインできることの確認を求めておくことと安心です。

⚠ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(2) 同意内容の選択



マイナ在宅受付 Web にて予約した服薬指導日の入力^{※1}を行うとともに、薬剤師が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※2}、処方・調剤情報^{※3}、特定健診情報^{※4}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※5}及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者が同意内容を選択します^{※6}。

同意有効期間内に病院・診療所が電子カルテ情報共有サービス利用を開始した場合、電子カルテ情報共有サービスの利用開始に伴い同意対象が新たに追加されるため^{※7}、患者に対して改めて同意登録の実施を依頼してください。

- ※1 服薬指導日の入力は URL・二次元コードからアクセスした場合のみ必要です。
- ※2 画面上、診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システム的环境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している薬局の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※3 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。
- ※4 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※5 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」

の閲覧同意と合わせて取得します。

- ※6 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

- ※7 電子カルテ共有サービス利用開始に伴い、手術

情報に加えて傷病名情報、感染症検査結果が追加されます。また、診療情報には感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が追加されます。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
薬剤情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

(3) 処方箋の提出

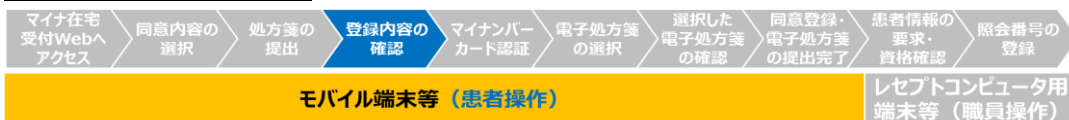
(電子処方箋管理サービス対応の場合)



患者は、薬局に提出する処方箋の種類を選択します。

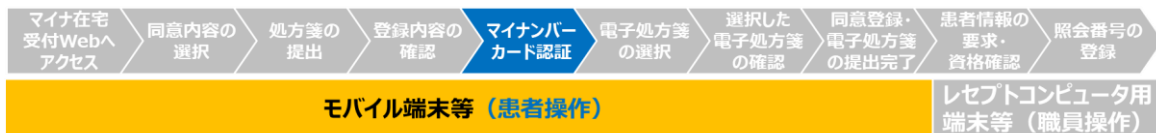
「電子処方箋」を提出したい場合、「する」を、紙の処方箋又は操作が不明な場合、「それ以外」を選択します。

(4) 登録内容の確認



服薬指導日・同意登録内容・提出する処方箋の種類の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

(5) マイナンバーカード認証



I. 実物のマイナンバーカードを使用する場合

I-1) スマートフォンを使用した場合

<Android の場合>



<iPhone の場合>



A) スマートフォンを利用した場合

- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します^{※1}。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります^{※2}。

※1 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

※2 医療機関の端末からマイナポータルで患者のマイナンバーカードを読み取った場合、医療機関の端末のマイナポータルアプリに患者の個人情報とは連携されません。

I-2) タブレット・PC 利用で二次元コード認証を選択した場合



- ① 患者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
- ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください。）[※]。

※ タブレット・PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択し、同意内容を登録することも可能です。詳細は詳細な流れは本マニュアル第2章の「訪問服薬指導時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」のタブレット・ノート PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択した場合」を参照ください。

II. スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

II-1) 本人確認方法で生体認証等を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。
- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

<iPhone の場合>




II-2) 本人確認で暗証番号認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

 スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号のことです。

<iPhone の場合>



- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

(6) 電子処方箋の選択

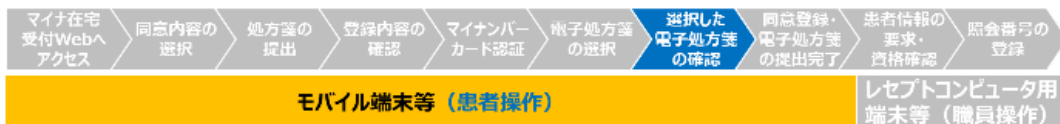
(未受付の処方箋が複数枚ある場合)



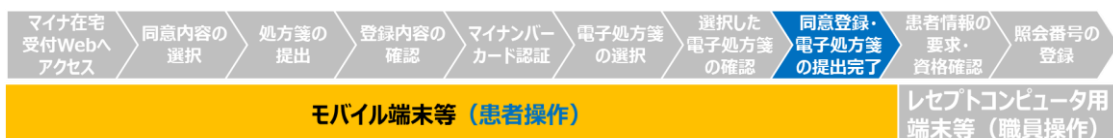
患者は、薬局に提出する処方箋を選択し、「選択された処方箋を確認する」ボタンを押下します*。

* 未受付の処方箋が1枚の場合は左図のような画面は表示されず、「(8)同意登録・電子処方箋提出完了」の画面が表示されます。

(7) 選択した電子処方箋の確認



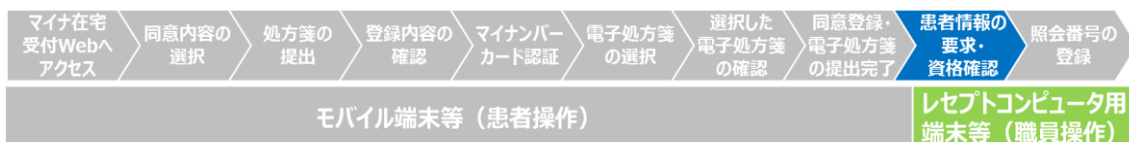
患者は選択した電子処方箋の確認を行い、「選択した処方箋を提出する」ボタンを押下します。

(8) 同意登録・電子処方箋の提出完了

資格情報の取得・同意登録・電子処方箋の提出が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます※¹。「手続きを終了する」を押下するとオンライン服薬指導アプリに自動的に戻り、患者がオンライン服薬指導アプリで服薬指導予約を確定することで予約情報が薬局のオンライン服薬指導システム等に送信されます※²。

※¹ 同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。

※² URL や二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスした場合は自動的にオンライン服薬指導アプリに戻りません。

(9) 患者情報の要求・資格確認

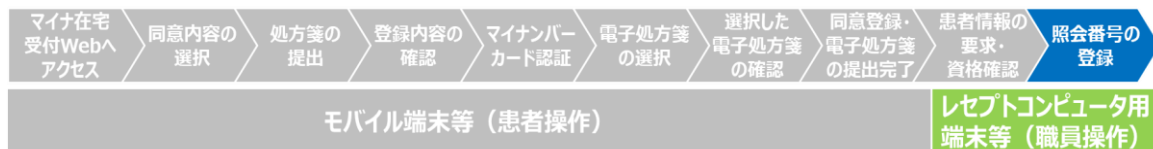
職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーに、オンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

オンライン服薬指導においては同意取得から服薬指導日の翌日未まで又は予約（同意）取り消しまで、診療情報、薬剤情報等の照会が可能です※。

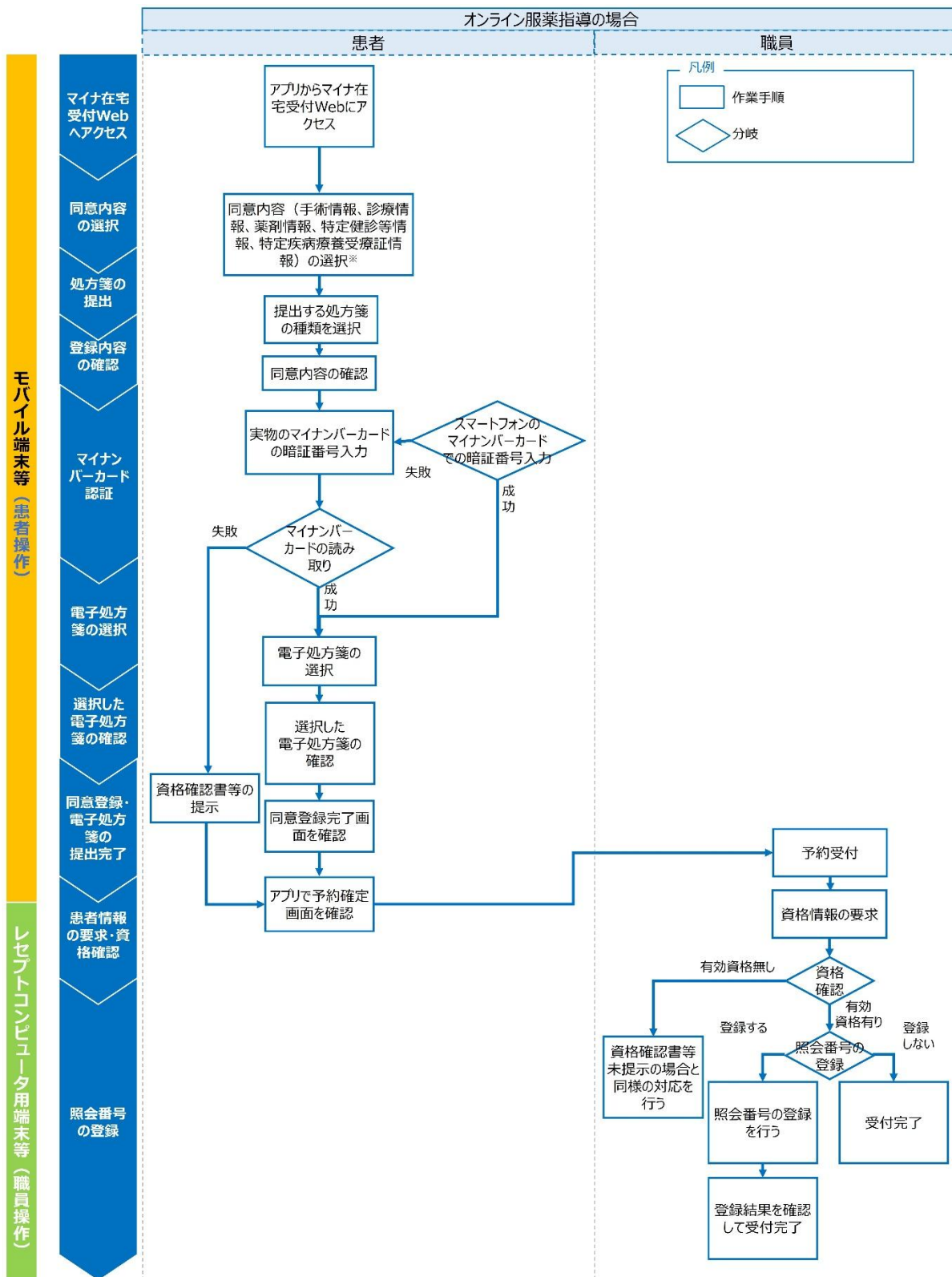
※ 照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除きます。

(10) 照会番号の登録



薬局ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

マイナ在宅受付 Web を使用したオンライン服薬指導の場合の対応手順フロー



※ 電子カルテ情報共有サービス利用開始に伴い、臨床情報（傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査）が同意内容に追加されます。

参照

以下の項目については「患者が来局した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- [暗証番号とは](#)
- [暗証番号がロックされたら](#)
- [リフィル処方箋とは](#)
- [オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例](#)
- [電子証明書の有効期限切れ](#)
- [マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果](#)
- [資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧](#)
- [照会番号とは](#)
- [照会番号の登録のメリット](#)

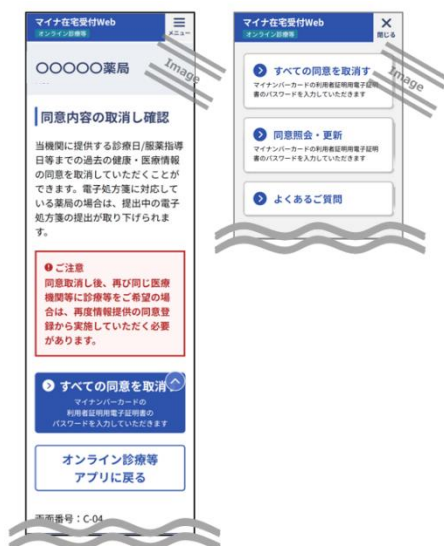
オンライン服薬指導時の同意内容・提出した処方箋の照会・更新

オンライン服薬指導ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容の照会・更新を行うことが可能です。また、患者が提出済みの電子処方箋の照会・更新も行うことができます。



※ スマートフォンでオンライン服薬指導アプリからマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

(1) マイナ在宅受付 Web へアクセス



患者のモバイル端末等から、オンライン服薬指導アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。同意内容の取消し確認画面が表示されます※¹。

画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、メニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください※²。

※¹ URL・二次元コードからアクセスした場合は同意登録の準備画面が表示されます。

※² タブレット・PC をご利用の場合は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

(2) マイナンバーカード認証



モバイル端末等（患者操作）



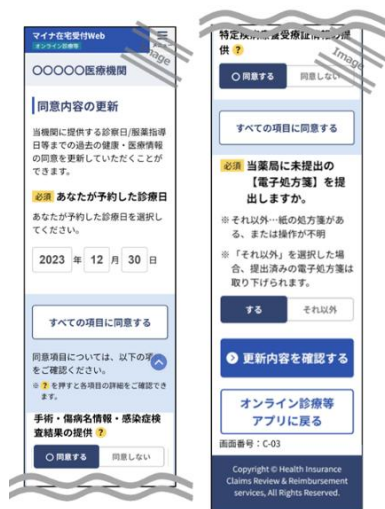
マイナポータルアプリにて、マイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「オンライン服薬指導等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(3) 登録内容の照会・更新内容の選択



モバイル端末等（患者操作）



照会結果に基づいて、服薬指導日・過去の登録内容が表示されます。

更新したい項目を変更してください。服薬指導日の更新はできません[※]。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

※ URL・二次元コードからアクセスした場合は服薬指導日の更新が可能です。

※ 電子カルテ情報共有サービス利用開始後、過去の同意登録内容に関わらず患者が再度の同意登録を実施するまで以下の項目は「同意しない」が表示されます。

- ・手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供
- ・診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）の提供
- ・薬剤情報の提供

(4) 登録内容の更新確認

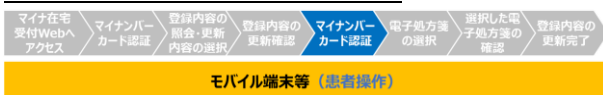


モバイル端末等（患者操作）



服薬指導日・登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。

(5) マイナンバーカード認証



モバイル端末等（患者操作）



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「オンライン服薬指導等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(6) 電子処方箋の選択



患者は、薬局に新たに提出したい処方箋がある場合は、「未提出」ラベルが付いた処方箋から選択してください。過去に提出済みの電子処方箋を取り下げる場合は、「提出済」ラベルが付いた処方箋の選択を外し、「選択された処方箋を確認する」ボタンを押下します※。

※ 未受付の処方箋が1枚の場合、自動的に電子処方箋が登録され、「提出済」ラベルがついた処方箋が選択された状態の画面が表示されます。

(7) 選択した電子処方箋の確認



患者は選択した電子処方箋の確認を行い、「選択した処方箋を提出する」ボタンを押下します。

(8) 登録内容の更新完了



登録内容の更新が正常に完了した場合、同意更新・電子処方箋の提出完了画面が表示されます。「手続きを終了する」を押下するとオンライン服薬指導アプリに自動的に戻ります※。

※ URL や二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスした場合は自動的にオンライン服薬指導アプリに戻りません。

オンライン服薬指導時の同意登録の取消し

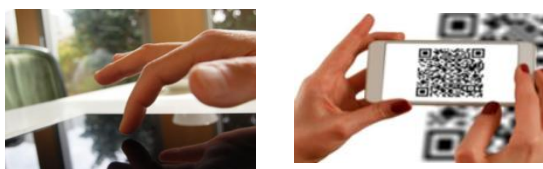
オンライン服薬指導の予約取消し時には患者がマイナ在宅受付 Web で同意取消しを行います。電子処方箋を提出していた場合は同意取消しと共に電子処方箋も取り下げられます。



モバイル端末等（患者操作）

※ スマートフォンでオンライン服薬指導アプリからマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

(1) マイナ在宅受付 Web へのアクセス



○スマートフォンからアクセスした場合

患者のスマートフォンで、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

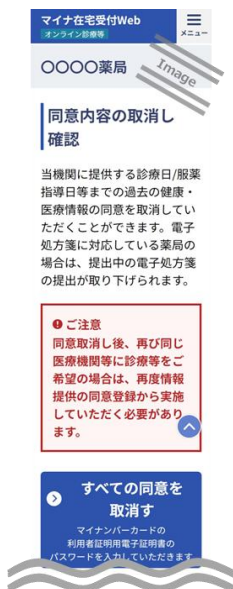
マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダー/ライターで同意取消しを選択することができます。



(2) 同意取消しの確認



モバイル端末等 (患者操作)



〇スマートフォンからアクセスした場合

「すべて同意を取消す」ボタンを押下します。

〇タブレット・PCからアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元コードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダーで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

(3) マイナンバーカードの認証



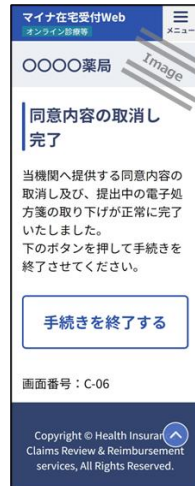
モバイル端末等 (患者操作)



マイナポータルアプリにてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「オンライン服薬指導等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(4) 同意取消し完了



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓オンライン資格確認にて取得できる情報は**医療保険者等が登録した正確な情報**のため、**表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能**です。なお、資格証類の情報も活用し、各医療機関等のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
- ✓各医療保険制度や公費負担医療制度の資格証類における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報

オンライン資格確認データ項目	内容
基本情報 ※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。	
1 氏名	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「●」が含まれる ・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ・個別設定マスタで文字コード識別が「1 (Shift_JIS)」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。 ・表示された「●」の内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。
2 氏名カナ	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○資格確認書における記載項目との違い ・「氏名カナ」の小文字が大文字になっている（例：わががわとなっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。
3 氏名（その他） 氏名カナ（その他）	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通称等の理由で、本名とは別の氏名を資格確認書の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が設定されます。
4 性別1	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書の表面記載の性別となります。
5 性別2	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書の裏面記載の戸籍上の性別となります。 ・対象者本人から、資格確認書の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に設定されます。
6 生年月日	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「1900-01-01」と表示されている ・医療扶助の場合において、生活保護受給者の生年月日が不明な場合は、「1900-01-01」が設定されます。
7 住所 郵便番号	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○「住所」に「●」が含まれる ・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ・個別設定マスタで文字コード識別が「1 (Shift_JIS)」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。
資格情報	
8 区分	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分を示す項目となります。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※令和6年12月2日より、一般、特別療養費支給対象者、自衛官、医療扶助のいずれかを表示します。 ■区分の変更 区分の変更に関して令和6年12月2日における変更前後について以下のように記載しております。 【令和6年12月1日以前】変更前の区分⇒【令和6年12月2日以降】変更後の区分 01：被保険者証（一般）⇒一般 02：被保険者証（退職）⇒【欠番】 03：短期被保険者証（一般）⇒【欠番】 04：短期被保険者証（退職）⇒【欠番】 05：被保険者資格証明書⇒特別療養費支給対象者 06：特別退職被保険者証⇒【欠番】 07：自衛官診療証⇒自衛官 A1：医療扶助 ※変更なし
9 記号 番号 枝番	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合、被保険者番号は受給者番号に相当します。 ○記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 ○枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、空欄となります。
10 本人・家族の別	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人（国保の場合は世帯主）が家族かを表す項目となります。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。

11	被保険者氏名	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人・家族の別」が「本人」の場合、加入者の氏名が表示されます。 ・「本人・家族の別」が「家族」の場合、加入者を扶養している被保険者（国保の場合は世帯主）の氏名が表示されます。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。
12	有効開始年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各保険資格における以下の項目に該当しますが、保険資格によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。 ・被用者保険：資格取得年月日（認定年月日） ・国民健康保険（市町村国保）：適用開始年月日 ・国民健康保険（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日） ・後期高齢者医療制度：資格取得年月日、発効期日 ・船員保険：資格取得年月日（認定年月日） <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資格確認書とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・市町村国保の場合、資格確認書の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、有効開始年月日は年次の更新日としている場合があります。 ・市町村国保以外においては、有効開始年月日を更新日や事業所変更日としている場合があります。
13	有効終了年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。
14	交付年月日	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、有効開始年月日と同じ値が連携されます。 ※ 資格確認書に記載されている交付日とは異なる項目となります。
15	保険者番号	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合は、公費負担者番号に該当します。
16	保険者名称	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合は、自治体・福祉事務所に該当します。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他関連項目の提供について ・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。
17	一部負担金割合	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。

オンライン資格確認システム固有項目

-	資格取得年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者資格の取得日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護が開始又は再開した年月日を設定します。
-	資格喪失年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者資格の喪失日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護を停止又は廃止した年月日を設定します。
-	未就学区分	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育就学前の患者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。
-	資格喪失事由	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、医療保険等の資格取得、その他のいずれかが設定されます。 ・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。
-	照会番号	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。 ・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を医療機関に提供します。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録に伴う利便性について ・「照会番号」は一度登録すれば、患者の保険者が変わっていても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに患者の特定ができます。 ・診察券番号・カルテ番号等の医療機関等で患者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を医療機関等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。

令和6年12月2日より、資格確認書が交付されます。以下に示す資格確認書サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。

資格確認書はカード型、はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）、A4型の3種類があります。

※カード型又ははがき型を基本とし、A4型は、マイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限内で発行する場合の活用を想定しています。

資格確認書（カード型）サンプル（表面）

健康保険資格確認書
本人（被保険者） 令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

氏名

性別

生年月日 年 月 日

資格取得年月日 年 月 日

一部負担金の割合

有効期限 年 月 日

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

印

資格確認書（カード型）サンプル（裏面）

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、職歴提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、退任後及び退職が停止した直後のいずれでも、移籍の為に職歴を提供します。

2. 私は、退職が停止した直後に限り、移籍の為に職歴を提供します。

3. 私は、職歴を提供しません。

（1又は2を記入した方で、提供したくない職歴があれば、×をつけてください。）

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・眼珠 】

（特記欄：）

置年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（表面）

健康保険資格確認書

家族（被扶養者） 令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

氏名

性別

生年月日 年 月 日

認定年月日 年 月 日

一部負担金の割合

有効期限

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（裏面）

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、職歴提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、退任後及び退職が停止した直後のいずれでも、移籍の為に職歴を提供します。

2. 私は、退職が停止した直後に限り、移籍の為に職歴を提供します。

3. 私は、職歴を提供しません。

（1又は2を記入した方で、提供したくない職歴があれば、×をつけてください。）

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸・眼珠 】

（特記欄：）

置年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

高齢受給者証

オンライン資格確認データ項目	内容
高齢受給者証情報	
18 高齢受給者証有効開始年月日	<p>【項目説明】</p> <p>・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。</p>
19 高齢受給者証有効終了年月日	<p>【項目説明】</p> <p>・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。</p>
20 高齢受給者証交付年月日	<p>【補足事項】</p> <p>○高齢受給者証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、高齢受給者証有効開始年月日と同じ値が連携されます。</p>
21 高齢受給者証一部負担金割合	-

高齢受給者証サンプル

健康保険高齢受給者証

令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

被保険者 氏名 性別

生年月日 年 月 日

対象者 氏名 性別

生年月日 年 月 日

住所

発効年月日 令和 年 月 日

有効期限 令和 年 月 日

一部負担金の割合

保険者番号

保険者名称

印

健康保険高齢受給者証

令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

氏名 被保険者氏名

性別

生年月日 年 月 日

発効年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

一部負担金の割合

保険者所在地

保険者番号

保険者名称

印

限度額適用認定関連情報

オンライン資格確認データ項目	内容
限度額適用認定関連情報	
22 限度額適用認定証区分	-
23 限度額適用認定証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険限度額適用認定証や船員保険限度額適用認定証における「発効年月日」、国民健康保険限度額適用認定証や後期高齢者医療限度額適用認定証における「発効期日」に該当します。
24 限度額適用認定証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則空欄で返却されますが、保険者によっては次の限度額適用認定証の更新日を入れている場合があります。
25 限度額適用認定証交付年月日	【補足事項】 ○限度額適用認定証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、限度額適用認定証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
26 限度額適用認定証適用区分	-
27 限度額適用認定証長期入院該当年月日	-

限度額適用認定証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険
22 限度額適用・標準負担額減額認定証

23 有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

記号 番号 (枝番)

世住所

番主氏名 男・女

付随者氏名 男・女

生年月日 年 月 日

発効期日 25 年 月 日

適用区分 26

長期入院該当年月日 27 年 月 日 交付者印

保険者番号並びに交付者の名称及び印

22 健康保険限度額適用認定証

令和 年 月 日交付

記号 番号 (枝番)

被保険者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

適用者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

住所

発効年月日 23 令和 年 月 日

有効期限 24 令和 年 月 日

適用区分 26

所在地

保険者番号及び印

特定疾病療養受療証

オンライン資格確認データ項目	内容
特定疾病療養受療証情報	
28 特定疾病療養受療証有効開始年月日	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「発効期日」に該当します。
29 特定疾病療養受療証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の特定疾病療養受療証の更新日を入れている場合があります。
30 特定疾病療養受療証交付年月日	【補足事項】 ○特定疾病療養受療証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、特定疾病療養受療証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
31 特定疾病療養受療証認定疾病区分	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「認定疾病名」に該当します。
32 特定疾病療養受療証自己負担限度額	-

特定疾病療養受療証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険
特定疾病療養受療証

28 有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

認定疾病名 31

記号 番号 (枝番)

被保険者氏名 男・女

生年月日 年 月 日

発効期日 29 年 月 日

自己負担限度額 32

保険者番号並びに交付者の名称及び印

健康保険特定疾病療養受療証

令和 年 月 日交付

認定疾病名 31

受療者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

住所

記号 番号 (枝番)

被保険者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

自己負担率 32

発効期日 29 令和 年 月 日 日0-5有効

保険者番号及び印

医療券・調剤券

オンライン資格確認データ項目	内容
医療券・調剤券情報	
- 医療券・調剤券別	【項目説明】 ・医療券・調剤券別が設定されます。
- 医療券・調剤券有効開始年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効開始となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 医療券・調剤券有効終了年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効終了となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 交付番号	【項目説明】 ・交付番号が設定されます。
- 診療年月	【項目説明】 ・生活保護受給者が診療を受ける年月が設定されます。
- 指定医療機関コード	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関コードが設定されます。
- 指定医療機関確認フラグ	【項目説明】 ・病院・診療所の医療機関コードと医療券・調剤券の指定医療機関コードが不一致の場合に、「不一致」と設定されます。 ※不一致の例 ・承継等により医療機関コードが変更となるケースにおいて、旧医療機関コードで要求があった場合、新しい医療機関コードの医療券・調剤券も返却するケース ・医科歯科併設医療機関において、医科の医療機関コードで要求があった場合、歯科の医療機関コードの医療券も返却するケース
- 指定医療機関名	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関名が設定されます。
- 処方箋発行元医療機関コード	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関コードが設定されます。
- 処方箋発行元医療機関名	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関名が設定されます。
- 傷病名1	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名2	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名3	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 診療別	【項目説明】 ・診療別が設定されます。
- 本人支払額（自己負担額）	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す本人支払額（自己負担額）が設定されます。
- 地区担当員名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の内容点検を行った地区担当員名が設定されます。
- 取扱担当者名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の交付事務における取扱責任者名（医療事務担当者名）が設定されます。
- 単独・併用別	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月における単独・併用別が設定されます。
- 社会保険状況	【項目説明】 ・社会保険の該当有無が設定されます。
- 社会保険状況の整合性フラグ	【項目説明】 ・マイナンバーカードによる資格確認で、医療券・調剤券情報の社会保険状況が「あり」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在しない場合や、医療券・調剤券情報の社会保険状況が「なし」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在する場合に、不整合が起きている旨を通知します。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当有無が設定されます。
- 後期高齢者医療の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の後期高齢者医療の該当有無が設定されます。
- 都道府県費の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の都道府県費の該当有無が設定されます。

- 備考1	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名または公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考2	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名または公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考3	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名または公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合

薬局が受領する電子レセプトに関する連絡内容

審査支払機関が実施する電子レセプトでの資格確認※結果に応じて、レセプトの送付先が変更となる場合があります。薬局が審査支払機関から連絡を受ける場合があります。

※1 電子レセプトでの資格確認では、レセプトに記録された処方月日等を「受診日」として扱います。

資格登録状況ごとの薬局への連絡内容

#	審査支払機関の対応		薬局が受領する 連絡内容
	想定ケース	具体的な対応内容	
1	受診日時点で有効な資格が1件	受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と一致している場合	-
2		受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と異なる場合	レセプトを別の保険者へ振り替えた旨を受領
3	受診日時点で有効な資格が複数存在する場合		-
4	受診日時点で有効な資格が存在しない資格が1件も登録されていない場合※2		-

※1 公費併用レセプト及び高額療養費該当等レセプトは振替対象外とします。

※2 次の事例が該当します。

- ・ 新資格証類にて薬局を受診したが、レセプトの提出時点においても資格の登録が遅れている者
- ・ マイナンバーの提出拒否者等

第3章 処方箋の確認・調剤

（電子処方箋管理サービス対応薬局向け）

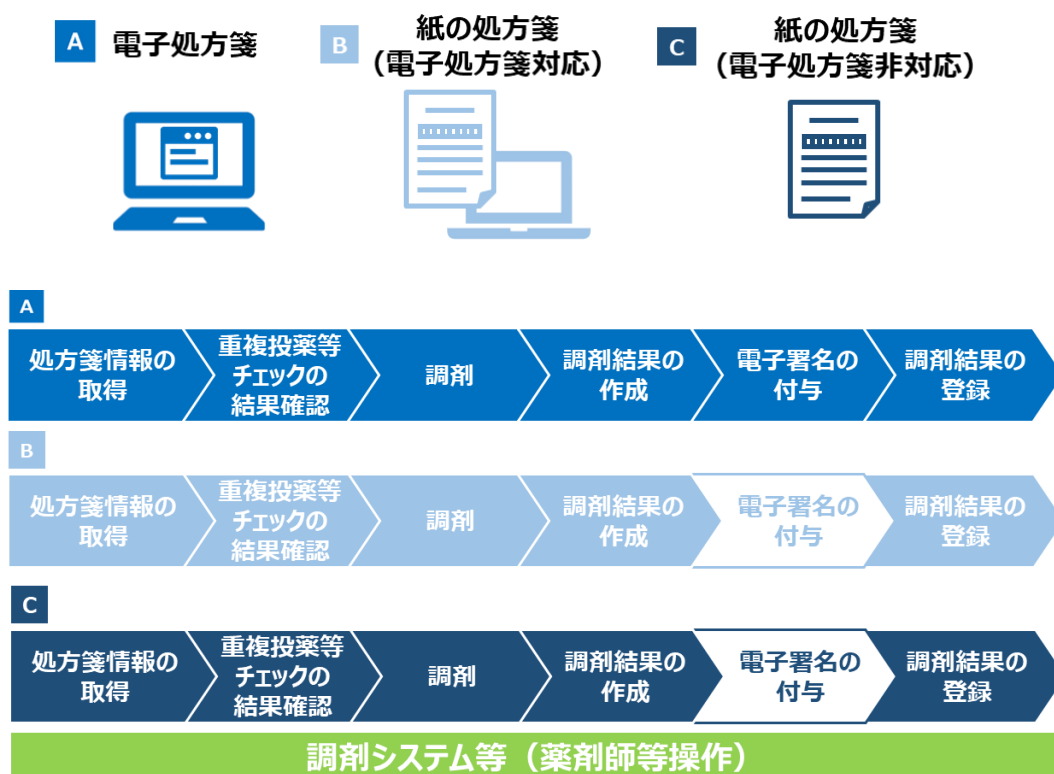
概要

薬剤師は、処方箋情報を調剤システム等に取り込んだ際、重複投薬等チェックの結果を確認し、調剤予定の薬剤について重複投薬や併用禁忌がないか確認します。調剤後、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第7章 困った時には」をご確認ください。

手順

患者が提示する処方箋の種類によって、対応手順が異なります。



（1）処方箋情報の取得



This is a sample of a prescription form (控え). It includes a QR code and the following information:

- 処方内容(控え)
- 引換番号: 123456
- 患者情報: 氏名, 性別, 年齢, 住所, 電話番号
- 処方情報: 処方科, 処方日, 処方時間, 処方内容
- 調剤情報: 調剤薬局名, 調剤日, 調剤時間
- 電子署名欄

A 電子処方箋の場合

患者が顔認証付きカードリーダーやマイナ在宅受付 Web で受付を行っていない場合は、患者から引換番号を伝達してもらうか、処方内容（控え）を患者から受領してください。

患者の資格情報及び引換番号を調剤システム等に入力し、電子処方箋を取得します。

電子処方箋を取得した後は、患者に処方内容（控え）を返却してください。

受付した処方箋がリフィル処方箋の場合は、前回利用した薬局名や前回の疑義照会の情報等が電子処方箋に表示されます。1 回目と 2 回目に疑義照会が行われていないかご確認ください。

- ※ 患者がマイナンバーカードを持参し、顔認証付きカードリーダーで受付を行った場合又はオンライン服薬指導においてマイナ在宅受付 Web で受付を行った場合は、（2）重複投薬等チェックの結果確認から作業を行ってください。

B 紙の処方箋（電子処方箋対応）の場合


「電子処方箋対応」と印字された紙の処方箋を基に、資格情報と引換番号を調剤システム等に入力し、処方箋情報が記載されたファイルを二次元コード出力に対応する薬局の場合は、換番号の読み取りが可能です。

受付した処方箋がリフィル処方箋の場合は、前回利用した薬局名や前回の疑義照会の情報等が電子処方箋に表示されます。1 回目と 2 回目に疑義照会が行われていないかご確認ください。


C 紙の処方箋（電子処方箋非対応）の場合

二次元コードの読み取り等、薬局で定めた方法に従って、紙の処方箋の内容を調剤システム等に取り込みます。

This is a sample of a paper prescription form. It features a QR code and a label that reads '電子処方箋対応 引換番号:123456'. The form contains fields for patient information, pharmacy information, and dispensing details.

 **引換番号とは**

病院・診療所が電子処方箋管理サービスに処方箋情報のファイルを登録した場合に、患者が薬局に処方内容を伝えるために使用する番号です。患者は、マイナンバーカードによる受付のほかに資格情報と引換番号を薬局に伝えることで、薬局は処方箋情報を確認することができます。

 **処方内容（控え）とは**

原本が電子となる電子処方箋を選択した患者が、自身の処方内容を確認できるようにするために、病院・診療所から必要に応じて患者に渡される紙です。引換番号も印字されています。**処方箋原本ではないので、原本は必ず電子処方箋管理サービスから取得してください。**

 **注意事項 リフィル処方箋が受付できないケース**

1回以上調剤済のリフィル処方箋は、受付を行うために前回の調剤結果登録が必要です。受付に失敗する場合、前回の調剤結果登録が完了しているかどうかご確認ください。

(2) 重複投薬等チェックの結果確認

チェック区分	入力薬剤名	チェック対象薬剤名	備考
併用禁忌チェック	ハルシオン 0.25mg錠	イトリゾールカプセル50	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告
併用禁忌チェック	アスバラカリウム錠 300mg	セララ錠25mg ※他院（調剤済）	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告 【血清カリウム値の上昇のおそれがある】

OK

  **電子処方箋/紙の処方箋****(電子処方箋対応) の場合**

調剤システム等上で、電子処方箋又は処方箋情報が記載されたファイルとともに表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、必要に応じて処方した病院・診療所へ疑義照会を行います。

- ※ 病院・診療所側で、同様のチェック結果が検出され、医師等が問題ないと判断した場合は、薬局で取得した処方箋情報において、判断結果（必要に応じて理由）を確認することができます。
- ※ 上記のタイミング以外にも、任意のタイミングで重複投薬等チェックを行うことが可能です。

C 紙の処方箋（電子処方箋非対応） の場合

調剤システム等上で、重複投薬等チェックを実施し、結果を確認します。必要に応じて処方した病院・診療所へ疑義照会を行います。

重複投薬等チェックの結果の主な表示項目

閲覧同意の取得		参照可否	区分説明	表示項目
マイナンバーカード	口頭同意			
不要		閲覧可能	今回の重複投薬等チェックに関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、今回処方しようとする薬剤について、主に以下の情報が表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> どの薬剤が重複／併用禁忌に該当するか。（医薬品名称、成分名称） 該当の薬剤は重複投薬となるか、併用禁忌となるか。 これらの情報は、患者の薬剤情報閲覧同意の有無にかかわらず表示されます。
○	—		過去の処方／調剤内容に関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、過去に処方／調剤された薬剤のうち、該当する薬剤について主に以下の情報が表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> いつ処方／調剤されたか。（処方箋交付日／調剤実施日／医療機関内での処方・調剤・投薬年月日） どこで処方／調剤されたか。（医療機関／薬局名称） どの薬剤が、重複投薬／併用禁忌にあたるか。（医薬品名称） これらの情報は、患者の薬剤情報閲覧同意（口頭同意含む）がない場合、 非表示 となります。
×	○	閲覧不可		
×	×			

重複投薬等チェックとは

患者に過去 100 日以内に処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複又は併用禁忌がないかを確認する機能です。チェック結果は、調剤、服薬指導に当たっての参考情報として活用してください。

患者が処方日当日に服用中である薬剤を特定するに当たり、服用期間を以下の方法で判定します。

- 用法等を基に服用期間が判定可能な医薬品（内服薬など）は、該当する服用期間を利用する。
- 服用期間が判定不可能な医薬品（外用薬や頓服薬など）は、一律 14 日間を仮の服用期間とみなす。
- リフィル処方箋では服用期間が 100 日を超える場合でも重複投薬等チェックの対象とする。
- 外来患者や退院日の患者に対して医療機関内で投薬を行う場合は、一律 1 日を仮の服用期間とみなす。

重複投薬等チェックは、保険適用の医薬品のみが対象となります。


併用禁忌は、医薬品の添付文書上で「併用禁忌」と定義されている情報を対象にチェックを実施します。

入院患者に対する院内処方等情報については、入院期間中に服用まで完了していることから、他の医療機関等における重複投薬等チェックの対象データとして含まれることはありません。

⚠ 注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース

患者が薬剤情報の閲覧に同意したかどうかによって、重複投薬等チェックで表示される項目が異なります。患者が薬剤情報の閲覧に同意していない場合、今回処方された薬剤のうちどの薬剤が重複又は併用禁忌と判断されたかは表示されますが、過去の処方・調剤された情報（医療機関名や処方日、薬剤名、日数、用法等）は表示されません。

必要に応じて口頭等で同意を得る、過去の処方等の内容を患者に確認するなどの対応をしてください。

 ポイント 口頭同意

資格確認書等による受診や顔認証付きカードリーダー等において患者が不同意を選択した場合に、重複投薬・併用禁忌の対象となる過去の処方・調剤内容を確認してもよいか、調剤時に口頭等で同意を取得することで、過去の処方・調剤内容を確認することが可能です。口頭等で同意を得た場合は、その旨を必ず調剤システム等へ記録してください。なお、口頭同意では薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報は、閲覧できず、実際に重複投薬や併用禁忌と判断された過去の薬剤に関する一部の情報を閲覧可能です。

また、患者が処方・調剤情報の閲覧に同意していないにも関わらず、同意済みの操作をすることで過去の処方/調剤に関する情報が表示されてしまう可能性があるため、必ず患者から同意を得た上で操作してください。

 ポイント 処方箋の受付取消/回収を行う場合

処方箋受付後に患者が別の薬局での調剤を希望した場合等、何らかの理由で受付をしないと判断した場合、電子処方箋又は引換番号のある電子処方箋対応の紙処方箋の処方箋情報が記載されたファイルの受付取消を行います。受付取消を忘れた場合、他の薬局で受付ができなくなるため、忘れずに受付取消を実施するようにしてください。

また、疑義照会等を踏まえ調剤すべきでないと判断した場合、他の薬局で調剤されることを防ぐために、処方箋回収機能を使用し、調剤を行わない旨及び理由を登録してください。

- ・ 電子処方箋の場合は電子処方箋ファイルを回収してください。
- ・ 引換番号のある電子処方箋対応の紙の処方箋の場合は、原本の紙の処方箋を回収するとともに、処方箋情報が記載されたファイルを回収してください。

（3）調剤



（4）調剤結果の作成



電子処方箋/紙の処方箋共通

電子処方箋又は紙の処方箋に記載の内容及び疑義照会等の結果を踏まえて、調剤します。

A 電子処方箋の場合

調剤システム等で、調剤する薬剤の名称や医薬品コード、医師への伝達事項等を記録した調剤結果情報を作成します。

B C 紙の処方箋の場合

調剤システム等で、調剤する薬剤の名称や医薬品コード、医師への伝達事項等を記録した調剤結果情報を作成します。

原本の紙の処方箋は、調剤済み処方箋として保管します。

（5）電子署名の付与



A 電子処方箋の場合

調剤結果情報等を含んだ電子処方箋管理サービス送信用のファイルが作成されます。ファイルに対し薬剤師の電子署名を付与します。

B C 紙の処方箋の場合

調剤結果情報等を含んだ電子処方箋管理サービス送信用のファイルが作成されます。電子署名の付与は任意です（手順は電子処方箋の場合と同様）。

電子署名の付与

電子署名を付与する際は、自施設において利用可能な署名方法をご確認ください。

電子署名の方法	概要
ローカル署名	HPKI カード内の電子証明書を用いる方式
リモート署名	クラウド上の電子証明書（HPKI セカンド電子証明書）を用いる方式

※運用等の詳細は、以下の資料を参照してください。

「電子処方箋における電子署名について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001242673.pdf>

（6）調剤結果の登録



A B C 電子処方箋/紙の処方箋共通

調剤システム等で、電子処方箋管理サービス送信用のファイルの確定操作を行います。

※ 誤った調剤結果情報等を電子処方箋管理サービスに登録してしまった場合、登録した調剤結果の取消/変更を行うことができます。

調剤後は遅滞なく調剤結果登録を実施してください。

※ 病院・診療所が処方箋情報を登録してから 100 日を経過すると調剤結果を登録することができません。

※ リフィル処方箋に係る 2 回目又は 3 回目の調剤結果についても処方箋登録から約 100 日を経過すると登録できません。

ポイント 分割調剤を行った場合

電子処方箋について、**薬剤師判断**で分割調剤を行う場合は、以下に留意してください。

- ・ **処方箋が調剤済みとなるまで、原則、自局で調剤する必要があることを患者にお伝えください。**
- ・ 重複して調剤されることを防ぐため、最後の調剤がなされるまでの間、電子処方箋は受け付けたままにしておいてください。
- ・ 1回目、2回目の調剤結果も、電子署名を付与して電子処方箋管理サービスに登録してください。
- ・ 次回の調剤の日時を案内し、処方内容（控え）に手書きで次回日程を記載するなど備忘のための対応行ってください。

注意事項 調剤結果登録時などの枝番の取扱いについて

電子処方箋管理サービスでは処方箋を個人単位で管理するため、重複投薬等チェックや調剤結果登録の際に枝番が必要となります。オンライン資格確認などにより枝番を確認してください。


なお、後期高齢者医療制度・医療扶助の患者の場合は、枝番なしで重複投薬等チェック及び調剤結果の登録が可能です。

調剤結果 ID とは

システム上で調剤結果を一意に特定するための ID です。

薬局システムから電子処方箋管理サービスに調剤結果登録要求を送信し、電子処方箋管理サービスで当該要求を正常に受け付けられたものの、システムエラー等により調剤結果 ID を含む調剤結果登録結果を受信できない場合は、調剤結果 ID がいないため、調剤結果取消や変更の後続処理ができません。このようなケースの場合に調剤結果 ID 検索を利用することで調剤結果 ID を取得できます。

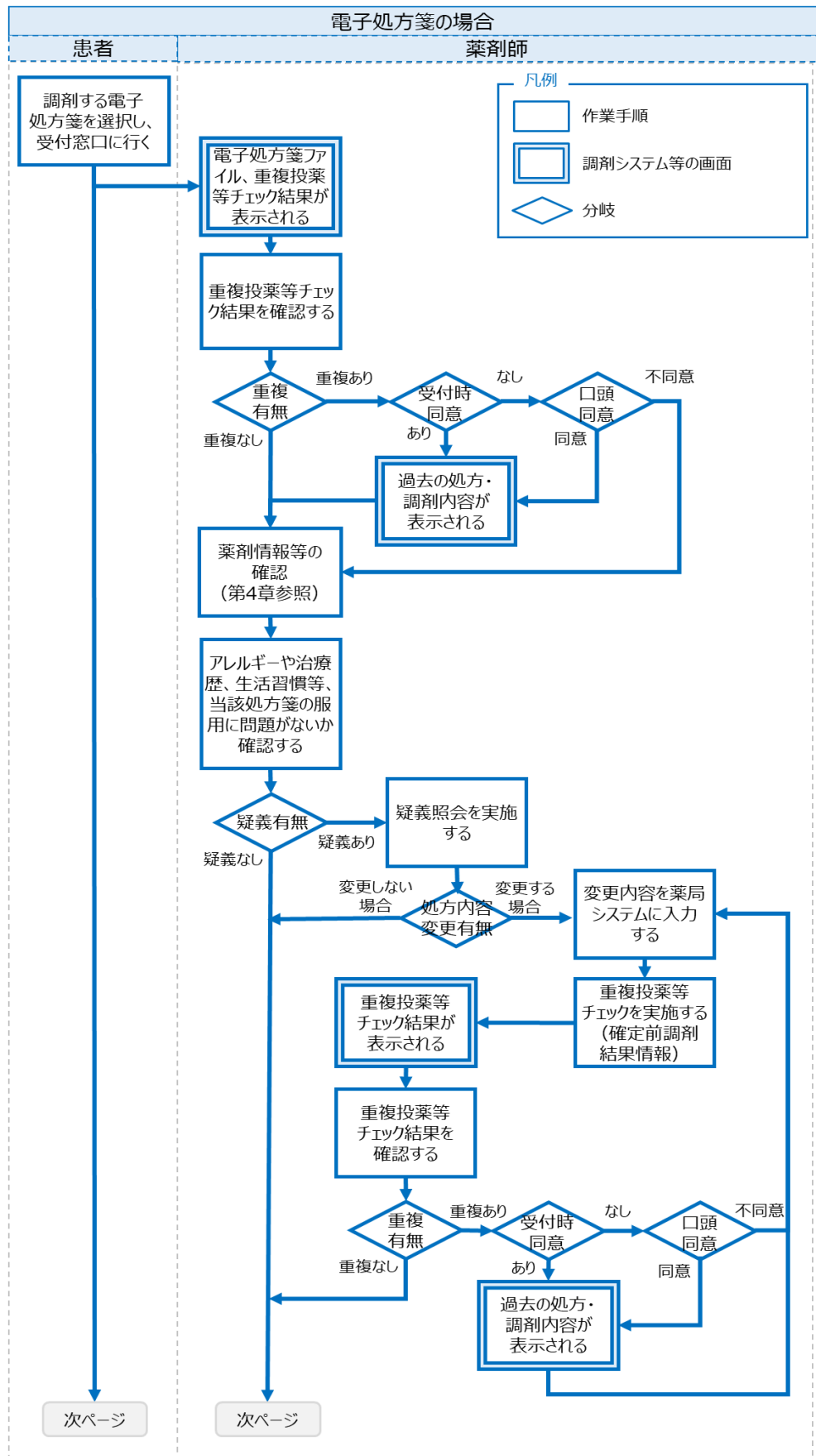
なお、調剤結果 ID を取得できる対象は、自薬局で登録を行った調剤結果のみです。

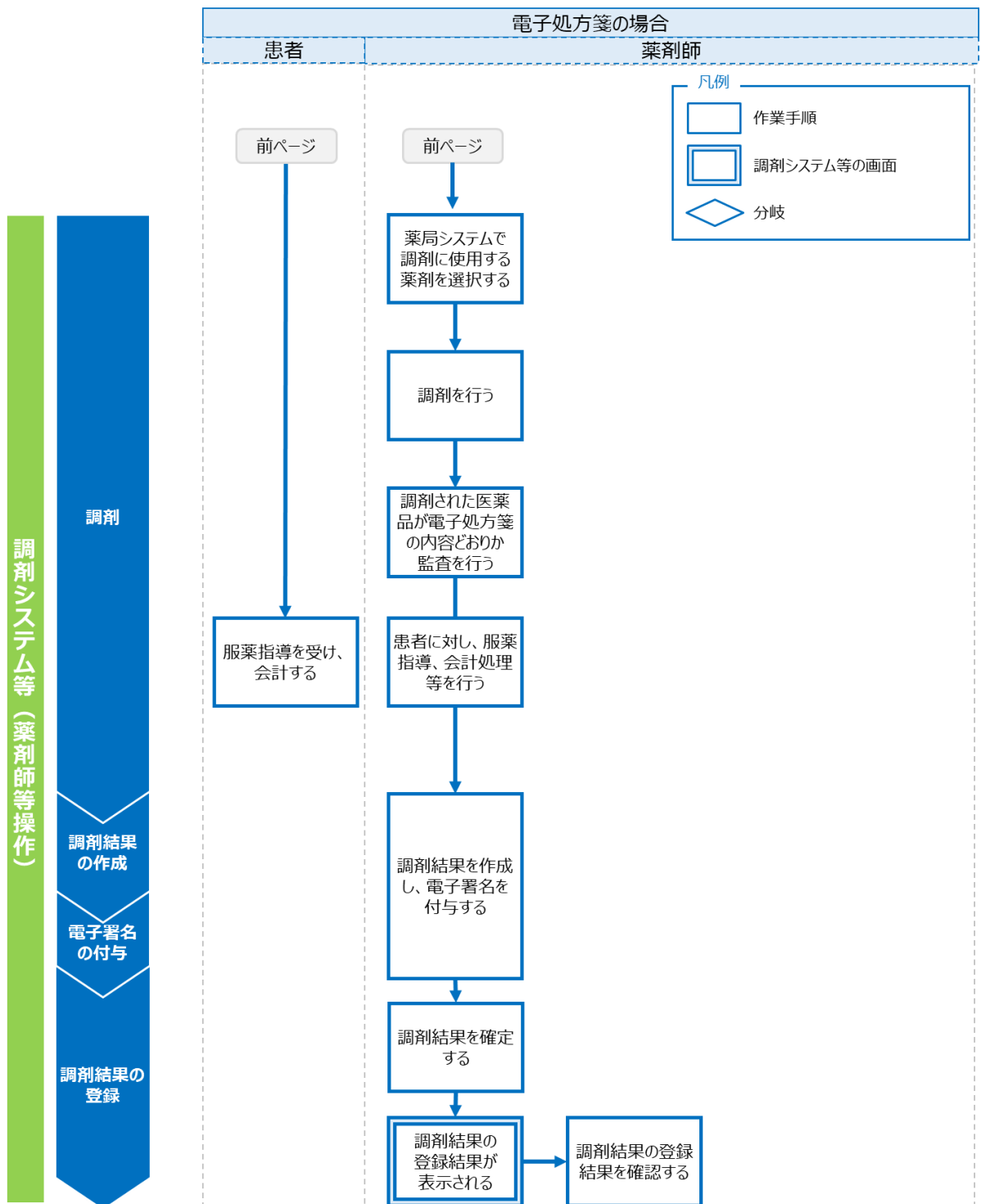
A  電子処方箋を基に調剤を行う場合の手順フロー


調剤システム等（薬剤師等操作）

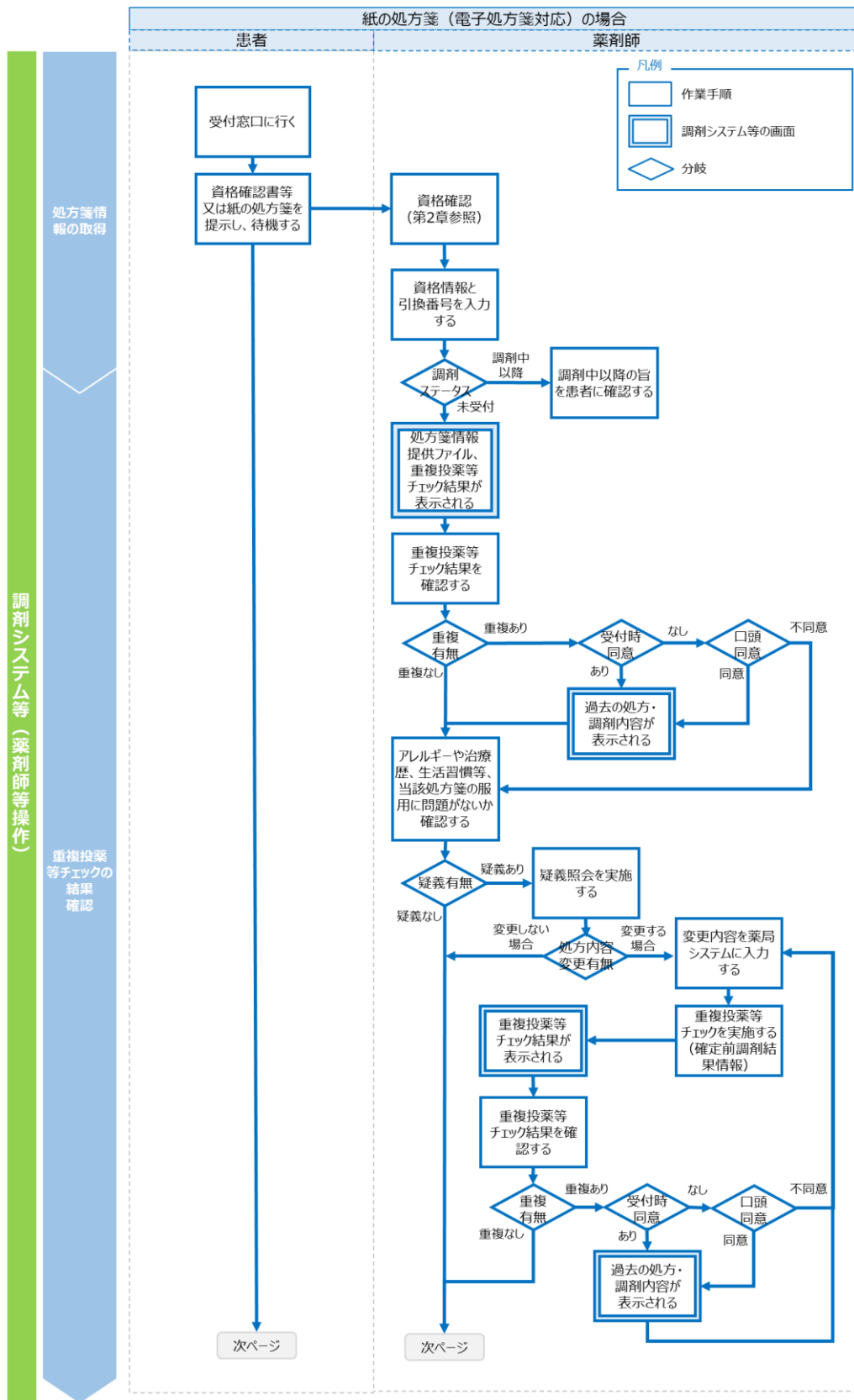
処方箋情報の取得

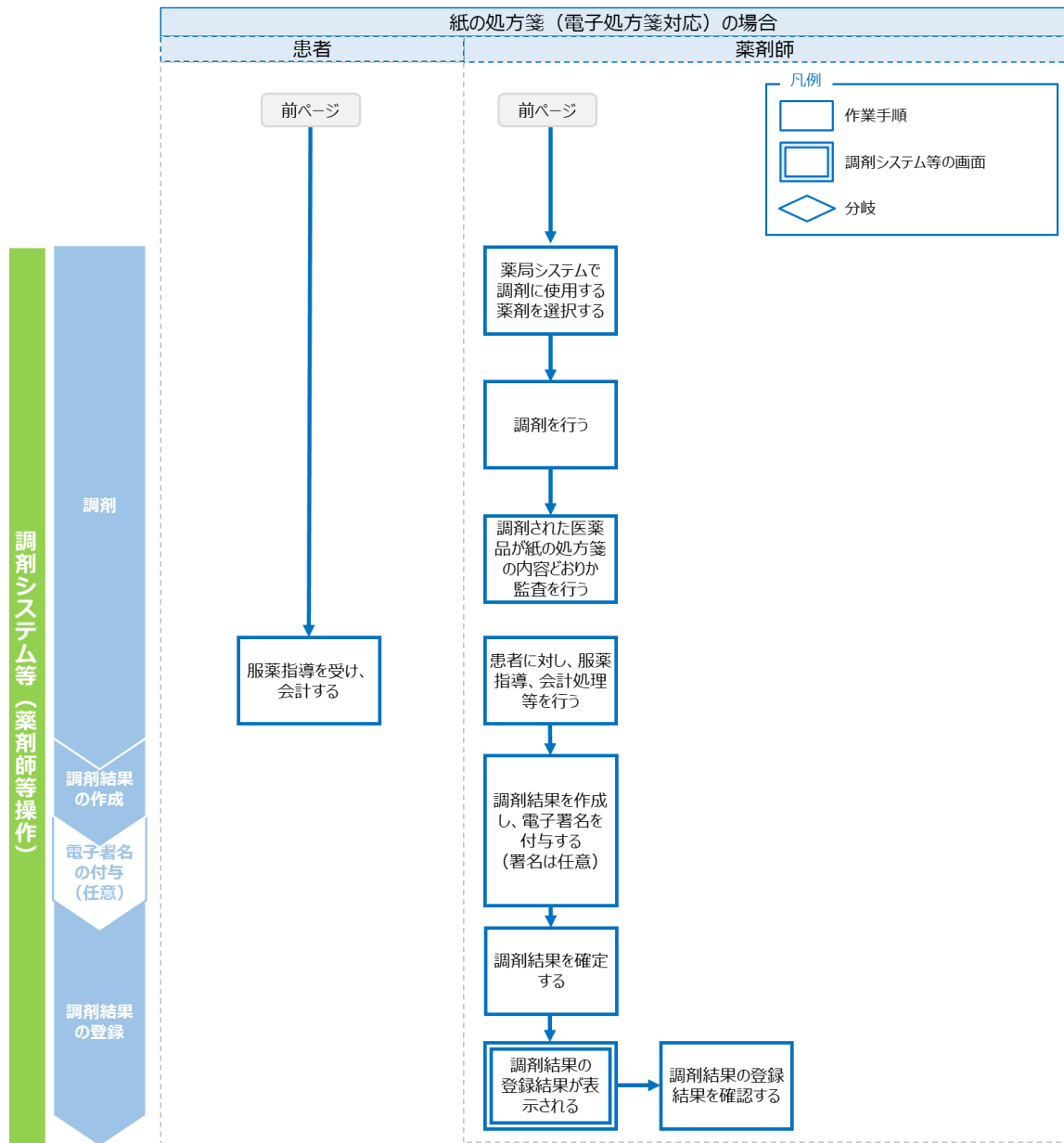
重複投薬等チェックの結果確認



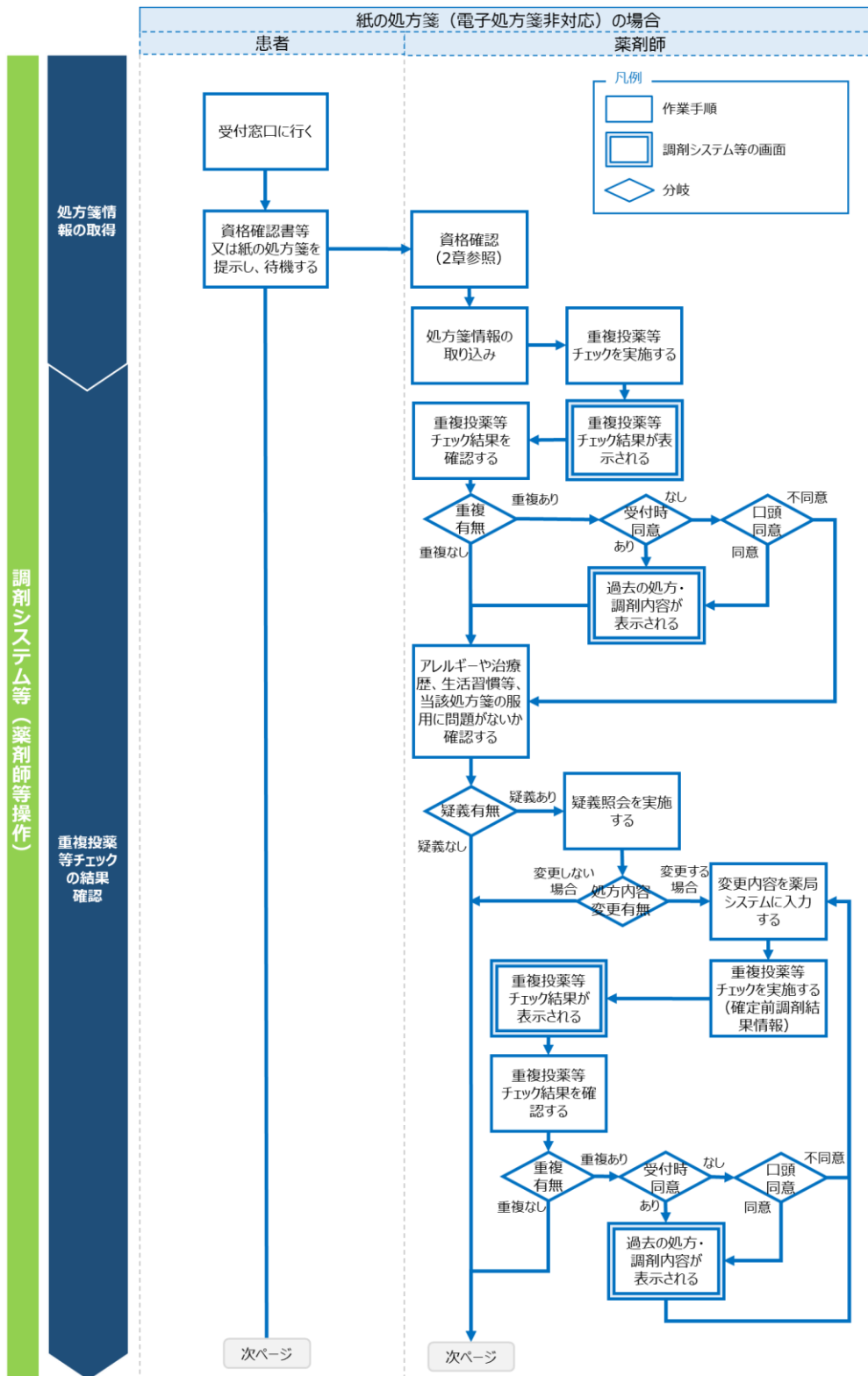


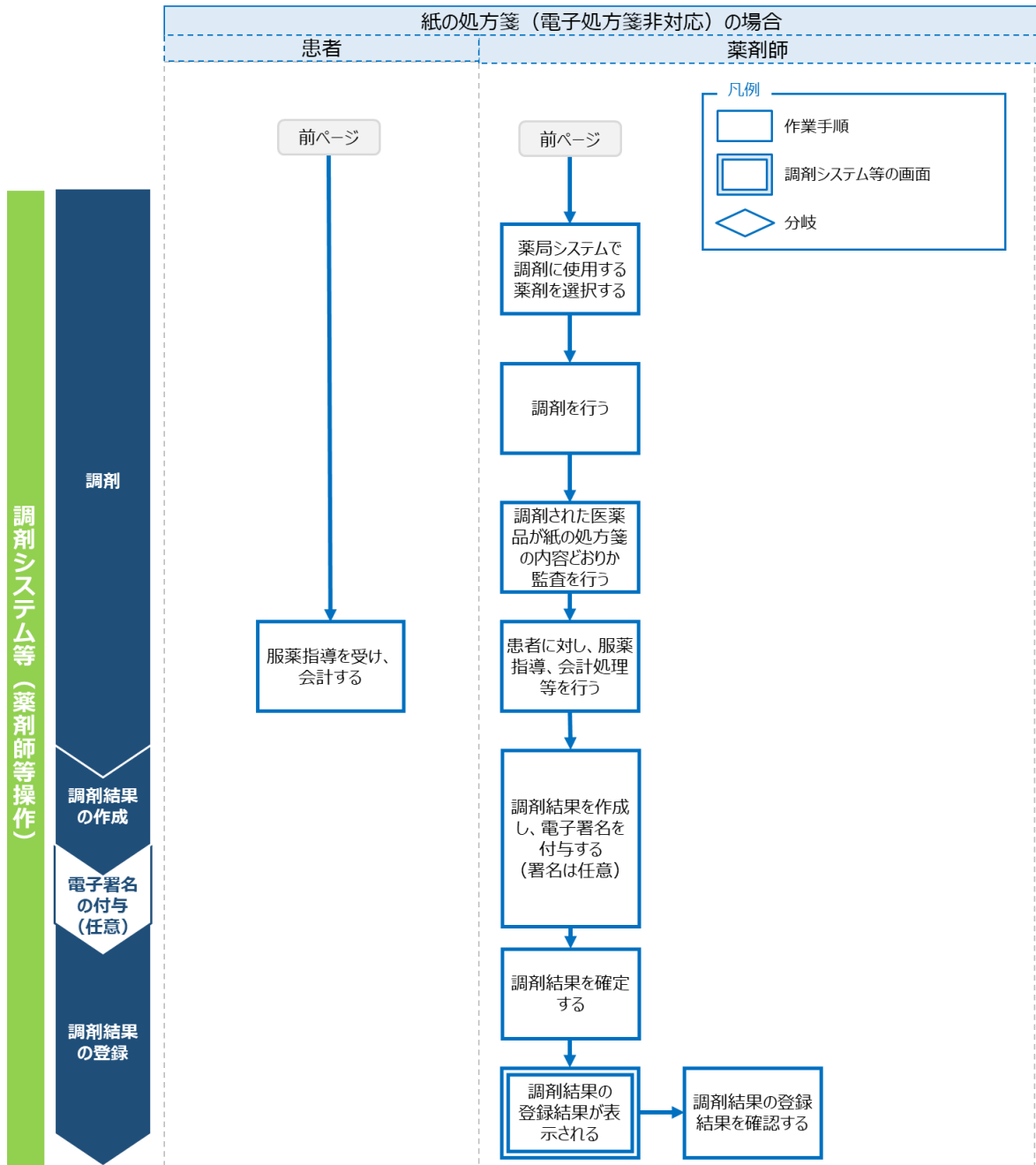
B  紙の処方箋（電子処方箋対応）を基に調剤を行う場合の手順フロー





C 紙の処方箋（電子処方箋非対応）を基に調剤を行う場合の手順フロー





調剤済み処方箋の保存サービス（サービスを利用する薬局向け）

調剤済み処方箋の保存サービス（以下「保存サービス」という。）とは、調剤済み処方箋ファイル・調剤結果ファイルを電子処方箋管理サービスで調剤日から 5 年間保存するサービスです。保存サービスを利用するためには、医療機関等向け総合ポータルサイトで申請が必要です。また、サービスの利用には、1 年ごとに利用料が発生します。

①保存サービスへの保存

- 調剤結果登録と同時に保存する方法

保存サービス利用開始日以降であれば、調剤結果登録時に併せて保存サービスへ登録されます。

※ 病院・診療所が処方箋情報を登録してから 100 日を経過すると調剤結果を登録することができません。調剤後は遅滞なく調剤結果登録を実施してください。

- 調剤結果登録とは別のタイミングで登録する方法

電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録時には保存対象外としていた調剤結果であっても、任意のタイミングで保存サービスに登録することが可能です。ただし、調剤結果登録を行っていないデータ又は調剤結果登録から 100 日を経過した紙の処方箋に対する調剤結果を保存サービスに登録することはできません。

②保存サービスに保存した調剤結果の取消/変更

調剤結果登録日から 100 日以内であれば、登録した調剤結果の取消/変更を行うことで、保存サービスに登録された調剤結果も連動して取消/変更されます。ただし、保存サービスに登録された調剤結果のみの取消/変更を行うことはできません。

③調剤済み処方箋ファイル・調剤結果ファイルの取得

- 単件取得

単件取得対象の調剤結果を指定することで、取得対象とする調剤済み処方箋ファイル・調剤結果ファイルを取得することができます。

- 一括取得（資格確認端末利用の場合）

オンライン資格確認等システム Web 画面上で、取得したい期間（最長 1 か月）を指定することで、指定された期間に登録された調剤済み処方箋ファイル・調剤結果ファイルをダウンロードすることができます。

※ 調剤日から 5 年を経過するとデータは保存サービスから削除されます。必要に応じて保存サービスからダウンロードの上、薬局において保存してください。

⚠ 注意事項 保存サービスにおける原本の取扱いについて

電子処方箋の場合、薬局において保存した調剤結果情報と、保存サービスに保管した調剤結果情報のどちらを関係法令上の「調剤済み処方箋」として取り扱うかは、薬局で判断・管理してください。紙の処方箋の場合、患者が持参した紙の処方箋が調剤済み処方箋の原本となります。

第4章 薬剤情報、診療情報、 処方・調剤情報、特定健診 情報の閲覧

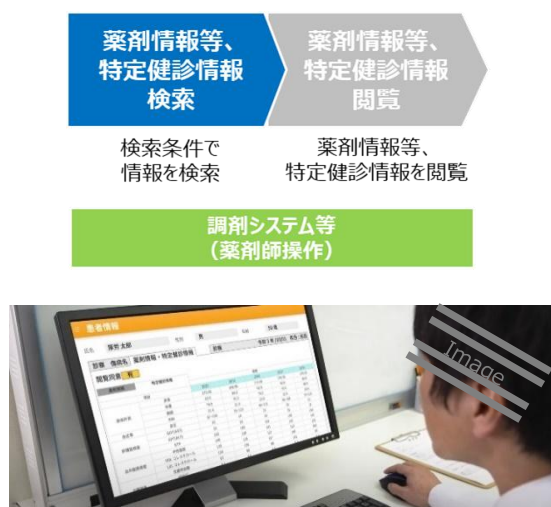
概要

薬剤師は、手術情報、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報（本章においては、「薬剤情報等、特定健診情報」とする。）の閲覧を許可されたアカウントを利用し閲覧業務を行います。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第7章 困った時には」をご確認ください。

手順

（1）薬剤情報等、特定健診情報検索



患者が受付時に薬剤情報等、特定健診情報の閲覧に同意している場合、閲覧が可能です。

対象患者の情報を確認し、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報については調剤・診療期間を指定した上で調剤システム等の端末から検索します。

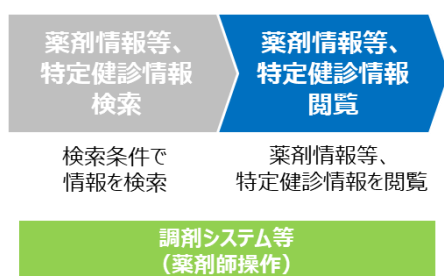
特定健診情報については、照会可能な全ての情報を取得するため期間の指定はありません。

※ 処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する薬局のみ閲覧可能です。

薬剤情報等、特定健診情報の照会可能期間

業態	同意取得方法	照会可能期間
医療機関等の通常の窓口	顔認証カードリーダー ICカードリーダー(資格閲覧端末接続)	同意情報登録後 24 時間
医療機関等の通常の窓口とは異なる動線	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から服薬指導日の翌日 23 時 59 分まで
	マイナ資格確認アプリ	同意情報登録日の翌日 23 時 59 分まで
訪問服薬指導	マイナ在宅受付 Web マイナ資格確認アプリ	継続的な関係のもと訪問服薬指導が行われている間※ (毎月訪問服薬指導(医療保険)が行われていることがレセプト請求の審査結果から確認できる間) ※ 患者による同意取消しがなされない限り
オンライン服薬指導	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から服薬指導日の翌日 23 時 59 分まで※ ※ 予約(同意)取消しがなされない限り

(2) 薬剤情報等、特定健診情報閲覧



入/出 調剤	診療月	処方日	調剤日	用法	内服/外用/ 外用/注射	薬名(商品名)	薬名(一般名)	数量	単位	回数
外服	10月	5日	-	-	内服	カスターD錠20mg	フェモキシドン錠	2錠		7
入服	10月	5日	-	-	内服	プロブレス錠1212mg	カンゾウアルタシキセチル錠	1錠		7
調剤	10月	5日	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン塩化エスチル・ゲンタマイシン軟膏	5g		1

調剤システム等の端末から当該患者の薬剤情報等、特定健診情報を閲覧します※。

- ※ 閲覧可能な薬剤情報等、特定健診情報の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「薬剤情報項目一覧」、「薬剤情報・診療情報項目一覧」、「処方・調剤情報項目一覧」及び「特定健診情報項目一覧」をご参照ください。
- ※ ファイル形式がXMLの場合、調剤システム等側の開発により、デザイン、表示項目等が編集されている場合があります。

ポイント 閲覧上の留意点

閲覧照会は薬剤師やその他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。

また、一度調剤システムサーバー等に登録された薬剤情報等、特定健診情報は、服薬指導日以降も常時閲覧が可能です。

⚠️ 注意事項 特定健診情報が閲覧できないケース

特定健診情報の保険者による登録は任意となっており、患者によって特定健診情報が表示されない場合があります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP に掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

- 健診を受診していない者
- 保険者等の登録が完了していない場合

✎ 薬剤情報とは

病院・診療所や薬局から審査支払機関に提出された令和3年9月分以降のレセプトから抽出した、診療（調剤）の医薬品データです。毎月5～10日までに受け付けた医薬品データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

✎ 診療情報とは

病院・診療所から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データです（令和3年9月以降に行われた診療行為に限ります。）。毎月5～10日までに受け付けた診療行為データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

✎ 処方・調剤情報とは

電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所・薬局が、電子処方箋管理サービスに登録した情報（発行された処方箋における処方情報、発行された処方箋に基づいて薬局が調剤した薬剤の情報及び医療機関内で処方・調剤・投薬した薬剤の情報）から、病院・診療所・薬局及び患者からの参照等を目的として抽出された医薬品データです。薬剤情報とは異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに情報を登録した都度データとして反映されます。なお、閲覧・保存期間は処方箋交付日・調剤日・医療機関内で処方・調剤・投薬した日から100日です。

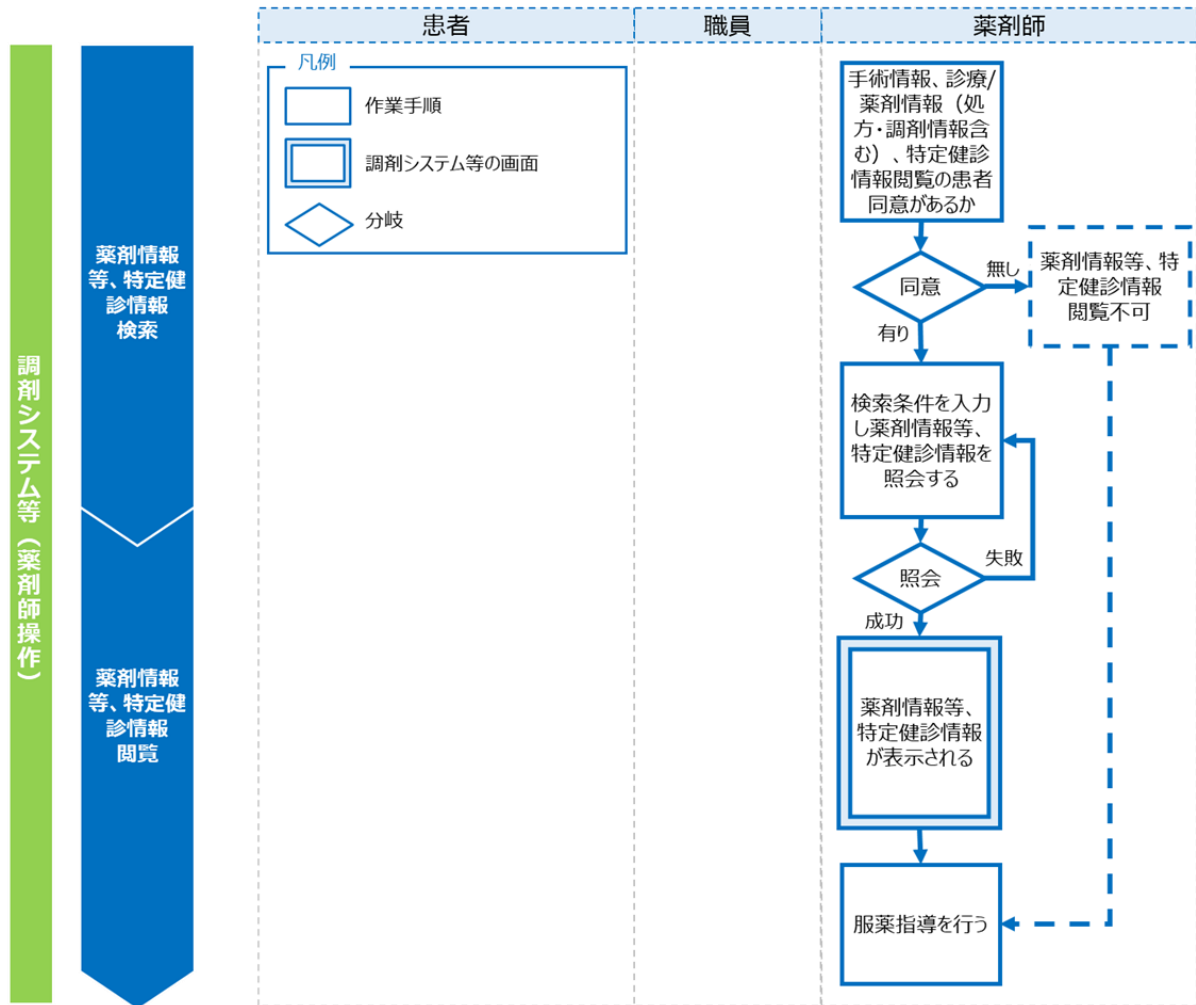
 **特定健診情報とは**

医療保険者が、40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対する特定健診（高血圧や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査）、75 歳以上の後期高齢者に対する健診、市町村（特別区を含む）が健康増進法に基づき実施した健診、並びに事業者が労働安全衛生法に基づき 40 歳未満の被保険者及び被扶養者に対し実施した健診に関する情報の総称です。

連携可能な医療保険者等が順次、令和 2 年度分以降の情報を提供・登録します。登録完了時期は健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までとなります*。なお、閲覧・保存期間は 5 年間です。

※ 健康増進法に基づき実施した健診の登録時期は、月次又は年次となります。

🔍 薬剤情報等、特定健診情報の閲覧手順フロー



🔍 補足 閲覧用端末又は資格確認端末で薬剤情報等、特定健診情報を閲覧することとしている場合、受付時に閲覧に同意している患者がリストに表示されるため、薬剤情報等の閲覧が必要な患者を選択してください。また、閲覧用端末又は資格確認端末を使用する場合は、PDF形式でのみ薬剤情報等、特定健診情報の閲覧が可能です。

🔍 補足 薬局が処方箋を回収した場合の処方・調剤情報の閲覧について
 疑義照会等を踏まえ薬剤師が調剤すべきでないと判断し処方箋回収機能を使用した処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報のみが閲覧が可能です。

リフィル処方箋の場合においては、2 (3) 回目の受付時に、薬局が調剤せず処方箋回収機能を使用した場合には、当該処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報と、回収前に登録された調剤情報 (リフィル処方箋に基づく1 (1 及び 2) 回目の調剤情報) の閲覧が可能です。

第5章 健康診断結果報告書の閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応薬局向け）

概要

病院・診療所が、電子カルテ情報共有サービスに各種健康診断結果報告書を登録することで、薬局の薬剤師等や受診者本人が取得・閲覧することができます。電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別及び健診項目^{※1}については、以下の健診種別の表をご参照ください。

業務上で問題が発生した場合には、「第7章 困った時には」をご確認ください。

※1 従来、オンライン資格確認等システムで取得できていた健診結果項目に加え、電子カルテ情報共有サービスでは新たに「業務歴」「視力」「聴力」「胸部エックス線検査」「喀痰検査」の5項目が追加されています。

健診種別[※]

No.	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別	対象者		補足事項
		被保険者及び被扶養者	医療扶助における被保護者	
1	特定健康診査（特定健診）	対象	対象外	受診者本人からの同意取得は不要。
2	後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	対象	対象外	
3	事業者健診（一般定期健康診断等）	対象	対象外	
4	学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診	対象	対象外	
5	保険者が実施する特定健診等以外の健診	対象	対象外	
6	保険者以外が行う特定健診等に相当する健診	対象	対象	口頭あるいは問診票等の書面で、医療保険者等に対して情報を提供することについて受診者から提供に関する同意を取得できた場合にのみ、電子カルテ情報共有サービスへの登録対象とする。

※ 健康増進法施行規則に基づき実施する健康診査のうち生活保護法に規定する被保護者に対して行う健康診査は対象外です。

 **ポイント 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別の詳細**

電子カルテ情報共有サービスで取り扱う各健診種別の詳細は以下のとおりです。

No.	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別	各健診種別の詳細説明
1	特定健康診査（特定健診）	保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づき実施する生活習慣病の予防を目的とした健診。
2	後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づき実施する健診。
3	事業者健診（一般定期健康診断等）※	〈事業者健診（一般定期健康診断）に含まれる健診〉 一般定期健康診断や雇入れ時の健康診断、特定業務従事者の健康診断など、事業主が実施主体となる労働安全衛生法に基づく健康診断 上記の健診に加えて、パートタイマー等に対し、事業者が法令に基づかず独自に実施する健康診断についても、電子カルテ情報共有サービスでは事業主健診として取り扱うことが可能である。
4	学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診	電子カルテ情報共有サービスでは学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診は事業主健診の一形態として取扱う。 受診者が学校職員であることが健診システム上で明確に判別できる場合には、学校職員健診として登録することが可能である。
5	保険者が実施する特定健診等以外の健診※	電子カルテ情報共有サービスでは保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づき実施する特定健診・後期高齢者健診に加え、保険者が独自に実施するその他の健診についても取り扱うことが可能である。 〈保険者が実施する特定健診等以外の健診に含まれる健診〉 ・協会けんぽ（全国健康保険協会）が実施する生活習慣病予防健診 ・企業健保組合等が加入者向けに実施する健診（健保連人間ドック等） ・保険者が保健事業として健康保持増進のために実施する健診（若年層向け健診等）
6	保険者以外が行う特定健診等に相当する健診※	電子カルテ情報共有サービスでは、特定健診・後期高齢者健診と同等の項目構成を持つ健診であって、医療機関が独自に提供する健診についても、「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」として取り扱うことが可能である。 〈保険者以外が行う特定健診等に相当する健診に含まれる健診〉 ・医療機関が自費（自由診療）メニューとして提供する健診 ・医療機関が診療の一環として実施する、特定健診等と同項目の検査

健診項目

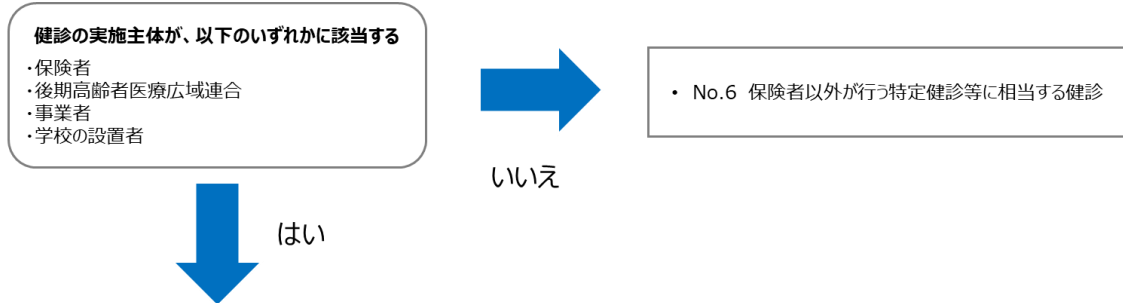
種別	健診項目
診察	既往歴、業務歴、自覚症状、他覚症状
身体測定	身長、体重、腹囲、BMI
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）
血中脂質検査	空腹時中性脂肪、随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、Non-HDLコレステロール
血糖検査	空腹時血糖、HbA1c、随時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白
血液学検査(貧血検査)	ヘマトクリット値、血色素量（ヘモグロビン値）、赤血球数
その他	採血時間※、心電図、眼底検査、血清クレアチニン（eGFR）、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査
医師の判断	医師の診断（判定）、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル
質問票	標準的な質問票、後期高齢者の質問票

※ 採血時間は、医療機関等システム、マイナポータルには共有されません。

※ No. 3 事業者健診(一般定期健康診断等)、No. 4 保険者が実施する特定健診等以外の健診、No.5 保険者以外が行う特定健診等に相当する健診において、電子カルテ情報共有サービスへ登録するためには、最低限、「体重、収縮期血圧、拡張期血圧、尿糖、尿蛋白、医師の診断（判定）」の健診項目の結果が揃っている必要があります。これらの項目が確認できない場合は、電子カルテ情報共有サービスに登録は行えませんのでご注意ください。

健診種別の選択方法フロー/マトリクス

以下の図に健診種別の選択方法のフローとマトリクスを参考として示しますので、電子カルテ情報共有サービスに登録する際は、受診者ごとに適切な健診種別を選択してください。



受診者の属性	医療保険の被保険者・被扶養者 (実施主体：保険者、後期高齢者医療広域連合)		労働者 (実施主体：事業者)	うち学校職員 (実施主体：学校の設置者)
	～39歳	<ul style="list-style-type: none"> No.5 保険者が実施する特定健診等以外の健診 		<ul style="list-style-type: none"> No.3 事業者健診（一般定期健康診断等）
40～74歳	<ul style="list-style-type: none"> No.1 特定健康診査（特定健診） No.5 保険者が実施する特定健診等以外の健診 			
75歳～	<ul style="list-style-type: none"> No.2 後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診） 			

マイナポータルへの掲載

健康診断結果報告書はマイナポータルにも掲載され、患者本人が健康診断結果報告書を迅速かつ電子的に確認することができます。なお、健康診断結果報告書がマイナポータルに掲載されると患者に通知が届きます。

マイナポータル掲載イメージ

※画面は初期イメージであり、今後変更される可能性があります。

12:34
マイナポータル

健康診断
職場や健診機関で受診した健診結果
結果を機体上に保存

最新の診察

基本項目

身体計測

2024/08/20	2023/07/20	2022/06/11
医療機関名 氏名	医療機関名 氏名	医療機関名 氏名
身長 [cm]		
169.0	168.0	167.0
体重 [kg]		
60.0	57.5	55.0
腹囲 [cm]		
60.0	57.5	55.0
内臓脂肪面積 [cm ²]		
40.0	37.5	35.0
BMI [kg/m ²]		
21.0	20.4	19.7

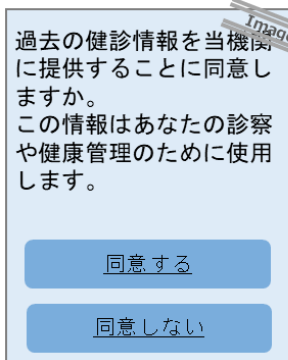
血圧

2024/08/20	2023/07/20	2022/06/11
医療機関名 氏名	医療機関名 氏名	医療機関名 氏名
収縮期血圧 [mmHg]		
受診数回判定値 140以上		
H 160	H 149	138
拡張期血圧 [mmHg]		
受診数回判定値 90以上		
H 110	H 99	88

血中脂質

手順

（1）閲覧同意の取得



薬剤師等が患者の健康診断結果報告書を取得するには、患者本人が閲覧同意をする必要があります。薬局の受付担当者等が、顔認証付きカードリーダーで患者本人による閲覧同意を求めます。同意を得られない場合は健康診断結果報告書を閲覧できません。

なお、健康診断結果報告書の照会可能期間は、**顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意取得後から 24 時間**です。24 時間を超過した場合は、再度患者に閲覧同意を行っていただく必要があるので、ご注意ください。



ポイント 書面を用いた同意取得

汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報照会画面で同意を取得した医療情報の横にあるチェック欄を押下してください[※]。オンライン資格確認端末での操作後、同意取得が完了となりますので、お使いの調剤システム等の仕様に従って健康診断結果報告書を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第2章をご参照ください。

（2）健康診断結果報告書の取得・閲覧



薬剤師等は、患者の健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスから取得します。取得した健康診断結果報告書を調剤システム等の端末で閲覧します。

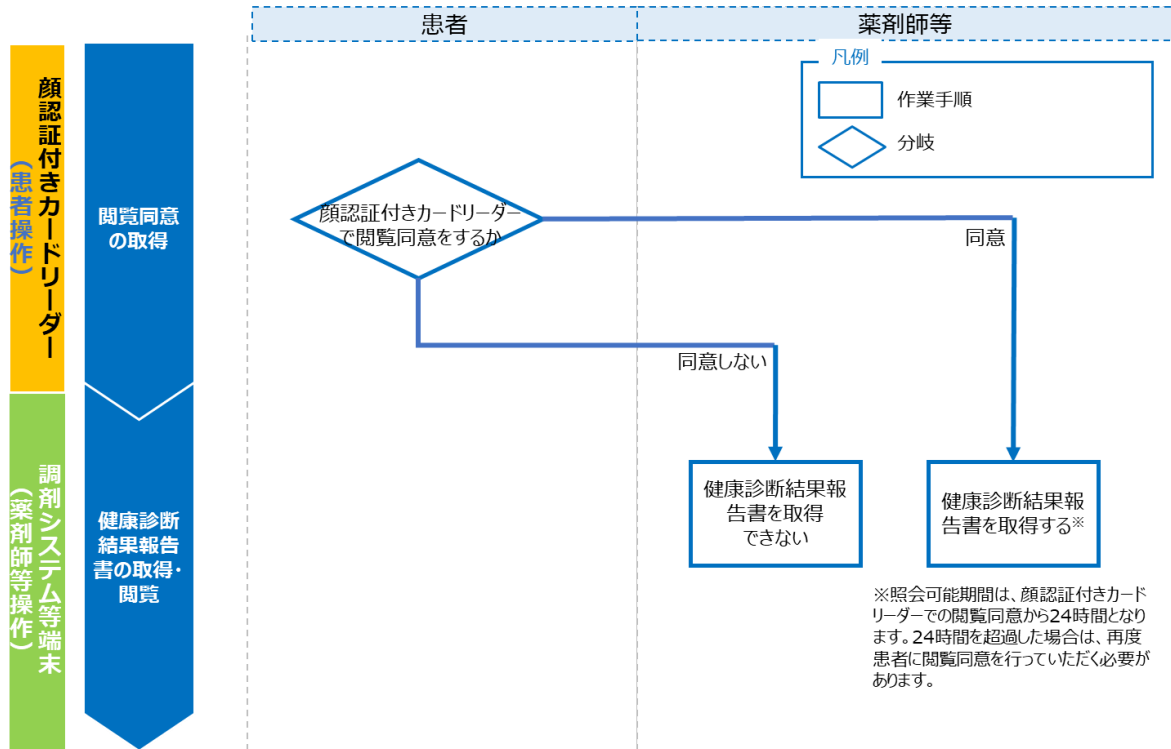
なお、**電子カルテ情報共有サービスに登録された日から起算して 5 年間**は健康診断結果報告書の取得・閲覧が可能です。

※ 閲覧可能な健康診断結果報告書の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「健康診断結果報告書項目一覧」をご参照ください。

△注意事項 取扱い対象の健康診断結果報告書

電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健康診断結果報告書は、「第4期 特定健診・事業者健診」が開始された「**2024年4月1日以降に実施したもの**」に限定されますのでご注意ください。

健康診断結果報告書を閲覧する場合の手順フロー



📌ポイント 閲覧上の留意点

閲覧照会は健康診断結果報告書の閲覧を許可された薬剤師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません※。

また、一度調剤システムサーバー等に取得済みの健康診断結果報告書は、照会可能期間（顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意取得後から 24 時間）以降も常時閲覧が可能です。

※ オンライン資格確認等システムのアカウントの種類や各アカウントの付与方法については、「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。



ポイント 利用設定に応じた健診情報の取得範囲

資格確認端末の環境設定画面において、「電子カルテ情報共有サービスを利用する」設定にしているかどうかによって、取得できる健診情報の範囲が異なります。

<「電子カルテ情報共有サービスを利用する」に設定している場合>

- ・ 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診項目について、電子カルテ情報共有サービス経由で連携される健診情報を含め、過去 5 年間に実施されたすべての健診データを取得することができます。
- ・ 同一年内に複数回健診を受診している場合は、その受診回数分すべての情報が取得対象となります。年度内に 2 回受診している場合は 6 回分以上取得することが可能です。
- ・ なお、PDF 形式の健診結果報告書については、従来どおり過去 5 回分が表示対象となります。

<「電子カルテ情報共有サービスを利用しない」に設定している場合>

- ・ 従来どおり、保険者が随時提出又は法定報告した特定健診等の情報のみが取得対象です。
- ・ 取得範囲は過去 5 年分・計 5 回分の健診情報（75 歳以上は後期高齢者健診、40 歳未満は事業者健診(一般定期健康診断等)）です。電子カルテ情報共有サービス経由の情報は含まれません。

第6章 臨床情報の閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応薬局向け）

概要

全国の薬局の薬剤師は、電子カルテ情報共有サービスに登録された臨床情報を取得・閲覧します。臨床情報の概要については以下の表をご参照ください。

業務上で問題が発生した場合には「第7章 困った時には」をご確認ください。

情報名	概要	通常の取得・閲覧可能期間
傷病名	診断をつけた傷病名	病院・診療所による電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間
感染症	以下の検査結果 ・梅毒STS ・梅毒TP抗体 ・HBs ・HCV ・HIV	病院・診療所による電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間
薬剤アレルギー等	薬剤アレルギー等（医薬品、生物学的製剤）	病院・診療所による電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間
その他アレルギー等	薬剤以外のアレルギー等（食品・飲料、環境等）	病院・診療所による電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間
検査	救急・生活習慣病に関わる43項目の検体検査結果（中間報告含む）	病院・診療所による電子カルテ情報共有サービス登録日から1年間もしくは直近3回分 ^{※1}

※1 直近3回分の情報は期間に関わらず閲覧可能ですが、直近3回目より過去の情報は登録から1年間経過すると取得・閲覧対象外となります。

マイナポータルへの掲載

臨床情報はマイナポータルにも掲載され、患者本人が臨床情報を迅速かつ電子的に確認することができます。

マイナポータル掲載イメージ

※画面は初期イメージであり、今後変更される可能性があります。

The image displays four screenshots of the My Number Portal app interface, showing various clinical information screens. Each screen has a header with the time (12:34) and the app name 'マイナポータル'.

- 傷病名 (Injuries):** Lists registered injury names with details like '急性腎盂腎炎' (Acute pyelonephritis) and '膀胱癌の術後' (Post-operative bladder cancer).
- 感染症 (Infections):** Shows infection test results, including '梅毒STS' (Syphilis STS) with dates and hospital names.
- アレルギー等 (Allergies, etc.):** Lists registered drugs and allergies, such as 'バンコマイシン点滴静注用0.5g' (Vancomycin injection) and 'セフトリアキソンナトリウム静注用1g' (Ceftriaxone injection).
- 検査結果 (Test Results):** Displays a table of test results for '総蛋白(TP)' (Total Protein), 'アルブミン' (Albumin), and 'ALT (GPT)' (Alanine Aminotransferase) across different dates and hospitals.

手順

（1）閲覧同意の取得

閲覧同意の取得	健康診断結果報告書の取得・閲覧
顔認証付きカードリーダー (患者操作)	調剤システム等端末 (薬剤師等操作)

過去の手術情報・傷病名情報・感染症検査結果を当機関に提供することに同意しますか。

過去の診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

薬剤師等が患者の臨床情報を取得するには、患者本人が閲覧同意をする必要があります。薬局の受付担当者等が顔認証付きカードリーダーで患者本人による閲覧同意を求めます。

なお、臨床情報の照会可能期間は、**顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意後から 24 時間**です。24 時間を超過した場合は、再度患者に閲覧同意を行っていただく必要があるので、ご注意ください。



ポイント 書面を用いた同意取得

汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報照会画面で同意を取得した医療情報の横にあるチェック欄を押下してください[※]。オンライン資格確認端末で操作後、同意取得が完了になりますので、お使いの調剤システム等の仕様に従って臨床情報を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第2章をご参照ください。

（2）臨床情報の取得・閲覧

閲覧同意の取得	臨床情報の取得・閲覧
顔認証付きカードリーダー (患者操作)	調剤システム等端末 (薬剤師操作)

臨床情報詳細
ログアウト

患者情報

氏名 藤田 太郎

性別 男

生年月日 1975/07

臨床情報

項目	内容	更新日時	更新者
診療情報
検査情報
処方情報

薬剤師等は、患者の臨床情報を電子カルテ情報共有サービスから取得します。取得した臨床情報を調剤システム等で閲覧します。

なお、臨床情報の取得・閲覧が可能な期間は本章 206 ページの「概要」をご参照ください。

※ 閲覧可能な臨床情報の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「臨床情報項目一覧」をご参照ください。

臨床情報を閲覧する際の PDF 帳票ファイル（イメージ）

薬局が電子カルテ情報共有サービスに登録された患者の臨床情報を閲覧する際には、以下のイメージで表示されます。

PDF 帳票ファイル（イメージ）

PDF 帳票ファイルのレイアウト及び検査情報に表示される単位は今後変更の可能性があります。
また、処方情報に関する記載は今後削除される可能性があります。

臨床情報一覧

作成日：2025年12月10日

1/1頁

氏名カナ	コウノ タロウ	保険者番号	12345678
氏名	厚労 太郎	被保険者証等記号	1234567
生年月日	1980年04月07日	被保険者証等番号	12345
性別	男	年齢	55歳
枝番			00

◆注意◆ 検索できた臨床情報が多いため、出力件数を制限しました。
最大出力件数：2000件
※検査情報は出力件数に含まれていません

傷病名

閲覧同意：あり

病名開始日 1	傷病名 2	臨床の状態 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2023年12月21日	主 【疑】高血圧症	存続	△△病院	
2023年12月21日	主 特発性嘔吐症	不明	△△病院	
2016年	主 慢性腎不全	未告知	【廃】××診療所	○

終了病名

病名開始日 1	終了日 2	傷病名 3	臨床の状態 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2023年10月11日	2023年10月11日	主 インフルエンザ	治癒	△△病院	
2023年10月11日	2023年10月11日	主 特発性嘔吐症	軽快	△△病院	
2023年07月10日	2024年01月22日	主 【疑】HIVパーキットリンパ腫	未告知	【廃】○○内科クリニック	○
2023年05月	2023年05月05日	主 あから顔		△△病院	
2020年	2020年04月30日	主 亜脱臼		【廃】○○内科クリニック	

感染症情報

閲覧同意：あり あり

検体採取日時 1	検査項目 2	基準値 3	検査結果 4 5	登録医療機関名 6	長期保存 7
2023年12月21日15時10分	梅毒 TP 抗体	(-)	(+)	△△病院	○
2023年12月21日15時00分	HbS	(-)	(-)	【廃】◇◇内科	

薬剤アレルギー等情報

閲覧同意：あり

登録日 1	薬剤名 2	重症度 3	症状 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2022年12月09日	ビオフェルミン配合散	低	痒み	△△病院	
2016年05月30日	アリナミンF10注	高	過呼吸	【廃】◇◇内科	○

その他アレルギー等情報

閲覧同意：あり

登録日 1	カテゴリ 2	アレルギー 3	重症度 4	症状 5	登録医療機関名 6	長期保存 7
2016年05月30日	食物	さば類	評価不能	しびれ	【廃】◇◇内科	○

検査情報

閲覧同意：あり

検査項目 3	最新		前回		前々回	
	採取日時 1	実施機関 2	採取日時 1	実施機関 2	採取日時 1	実施機関 2
総蛋白	2023年01月01日11時00分	△△病院	2022年10月15日09時00分	□□内科クリニック	2021年09月20日09時00分	【廃】◇◇内科
アルブミン						
γ-GPT						
尿酸						
HDL-コレステロール						
LDL-コレステロール						
血算-白血球数						
血算-赤血球数						
血算-ヘモグロビン						
血算-血小板						
尿蛋白						
尿糖						
尿潜血						

処方情報

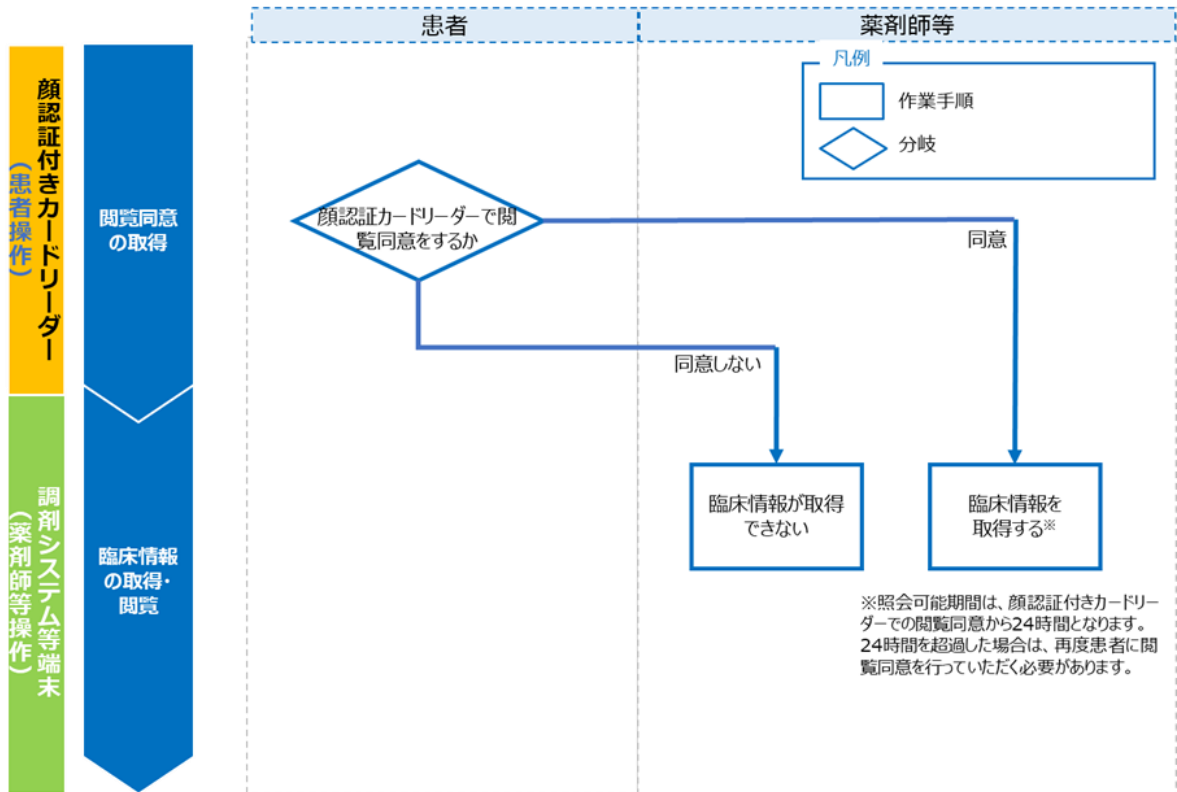
（診療情報提供書、退院時サマリに記載のあった内容のみ）

閲覧同意：あり

※臨床情報では、登録から5年以内（長期保存を除く）の情報を表示しています。
ただし、処方情報については登録から100日間もしくは直近3回分、検査情報については直近3回分を表示しています。
※検査情報および感染症情報における基準値は、同一の検査項目であっても使用される試薬や検査機器、測定方法、性別等の違いによって異なる場合があります。
※現在、電子カルテ情報共有サービスでは、診療情報提供書/退院時サマリーからの処方情報抽出機能を停止しております。

※情報登録元の病院・診療所が廃止された場合は、名称の先頭に【廃】を付けて表示されます（例：【廃】○○病院）。

臨床情報を閲覧する場合の手順フロー



ポイント **閲覧上の留意点**

閲覧照会は臨床情報の閲覧を許可された薬剤師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません*。

また、一度調剤システムサーバー等に取得済みの臨床情報は、照会可能期間（顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意取得後から24時間）以降も常時閲覧が可能です。

※ アカウントの種類や各アカウントの付与方法については、「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。

第7章 困った時には

概要

対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

- オンライン資格確認等システムについて：211～232 ページ
- 電子処方箋管理サービスについて：233～243 ページ
- 電子カルテ情報共有サービスについて：244～246 ページ
- その他（セキュリティインシデントの発生が疑われる場合）について：246～247 ページ

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

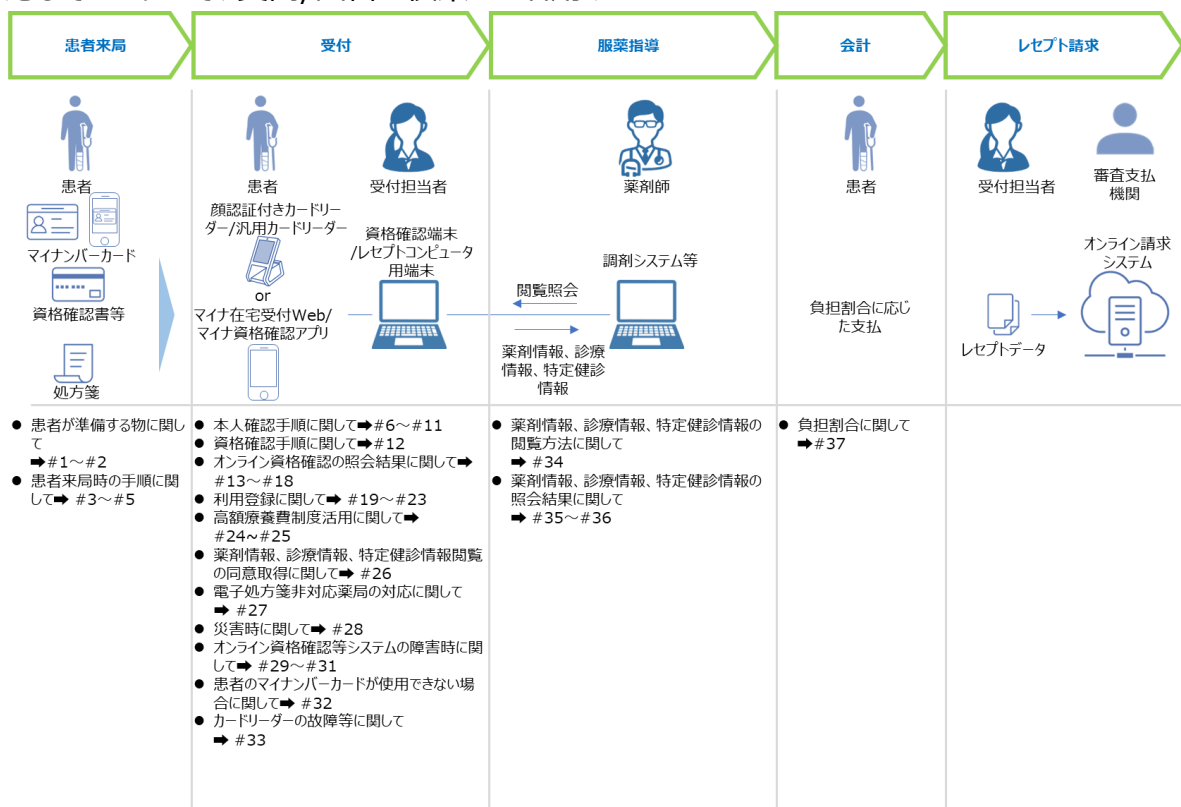
システムの操作方法が分からない場合には、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」・「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」・「操作マニュアル（訪問診療等編）」・「操作マニュアル（オンライン診療等編）」・「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

問題が解決しない場合には本マニュアル「第8章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

オンライン資格確認等システム よくある質問

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。



(1) 患者来局・訪問時

#	質問	回答
	患者が準備する物に関して	
1	患者がマイナンバーカードを保有していない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格確認書等・調剤券/処方箋を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。 ● 【医療扶助対象】紙の調剤券を所持していない場合、現行の運用に基づき、薬局から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
2	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	生活保護受給者に交付される調剤券等によるオンライン資格確認が可能です。対応している資格証類については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。
	患者来局時の手順に関して	
3	再来の患者に対しても都度の資格確認が必須か。	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、マイナンバーカード又は資格確認書等/処方箋の提示を求め、都度のオンライン資格確認を行ってください。 ● なお、薬局のレセプトコンピュータ用端末に患者の被保険者番号※が既に登録されており、予約した患者の資格情報の有効性を事前に照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会することができます。 <p>一括照会については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「患者が来局する前の資格確認」をご参照ください。</p> <p>※医療扶助においては、公費負担者番号・受給者番号で照会します。</p>
4	患者本人がマイナンバーカードをカードリーダーにかざすことが難しい場合、介助者や職員がかざしてもよいか。	患者本人が自身でマイナンバーカードをカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。
5	患者本人が自宅等で休養しており窓口に来られないが、家族等が窓口処方箋を持参した。	所持している処方箋で、オンライン資格確認を行ってください。

(2) 受付

#	質問	回答
	本人確認手順に関して	
	顔認証※ ※実物のマイナンバーカードを用いた本人確認	
6	患者が顔に大けがを負っているなど、顔認証が使えない。	暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。
7	照合番号（B）がロックされた。	<p>暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。</p> <p>薬局ではロック解除等の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。</p> <p>詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙1_医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかった実物のマイナンバーカードに対するご対応について」を印刷し、市区町村窓口で印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。</p> <p>「実物のマイナンバーカードの照合番号（B）ロックとなった方への医療機関等受付窓口でのご対応について」 https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010902</p>
	暗証番号認証	
8	患者本人が暗証番号を入力できない場合、介助者や職員による入力はあるか。	<p>暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。</p> <p>例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が代わって暗証番号を入力することが可能です。</p> <p>マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知</p>

#	質問	回答
		<p>らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。</p> <p>なお実物のマイナンバーカードを用いる際、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証又は職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。</p>
9	<p>患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。</p>	<p><実物のマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 来局の場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ● マイナ在宅受付 Web を使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリ（訪問服薬指導のみ）を用いた目視による本人確認を行うか、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋） <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様に上記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬局ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただくよう、患者にご案内ください。 <p>※スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して、暗証番号を初期化することでロックを解除することも可能です。</p>

#	質問	回答
		<p><スマートフォンのマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者が生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。 <p>※スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号については、マイナポータルアプリのマイページから、ロック解除及び初期化が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
10	<p>代理人が暗証番号を知らない。</p>	<p><実物のマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 来局で患者ご本人が同行している場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ● マイナ在宅受付 Web を使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリ（訪問服薬指導のみ）を用いた目視による本人確認を行うか、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋） <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様に上記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <p><スマートフォンのマイナンバーカードの場合></p>

#	質問	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ●患者が iPhone を利用し、生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。 ●患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
11	暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	<p>必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求められます。</p> <p>【本人確認書類（例）】 実物のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など</p>
12	<p>資格確認手順に関して</p> <p>レセプトコンピュータが枝番の入力に対応していない。</p>	<p>枝番がなくても、保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号、生年月日を用いた照会が可能です。患者が双子等複数の資格該当者が該当した場合は複数の照会結果が返却されます。</p>
13	<p>オンライン資格確認の照会結果に関して</p> <p>マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来局した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 （このほか、患者がDVや虐待等の被害を受けており、保険者に情報不開示の申請をしている場合、資格情報の全てもしくは一部が非表示となるケースがあります。） ①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている

#	質問	回答
		<p>場合は処方箋)</p> <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>※オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカードの券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの例外適用となります。</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、薬局の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該薬局の利用歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該薬局の利用歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番号や被保険者資格に係る記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の調剤券を所持していない場合、現行の運用に基づき、薬局から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>

#	質問	回答
14	医療扶助の患者について、オンライン資格確認の結果、複数の調剤券情報が表示されることはあるのか。	医療扶助の場合において、複数の調剤券情報が登録されている場合、自機関にひも付く全ての調剤券情報を表示します。
15	照会結果について患者から異議申立てがあった。	<p>患者に最新の資格証類の所持の有無をご確認ください。</p> <p>①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋） <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>※オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカードの券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの例外適用となります。</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>●別の方と考えられる資格情報が表示されている場合は、オンライン資格確認等コールセンター</p>

#	質問	回答
		<p>へご連絡をお願いいたします。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の調剤券を所持していない場合、現行の運用に基づき、薬局から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>
16	<p>照会結果の氏名が、レセプトコンピュータに登録済み又は診療申込書に記載の患者情報と異なる。</p>	<p>患者にどちらの氏名が正しいか確認し、レセプトコンピュータに患者情報を登録してください。また、当該事象をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。</p> <p>なお、以下の理由により、同一人物にもかかわらず、相違点ありと表示されてしまうことがあります。</p> <p>その場合はカナ氏名等の黒丸以外の項目の目視確認をお願いいたします。黒丸以外の部分を目視確認した結果、一致していれば問題ございません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。 2. 医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 3. 個別設定マスタで文字コード識別が「1（Shift_JIS）」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。 <p>※上記においては、オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカードの券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)が異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。</p>
17	<p>医療扶助を利用する患者が来局した際、オンライン資格結果として「社会保険状況に不整合があります。患者に現在の加入</p>	<p>患者が属する福祉事務所又は医療保険者等に、社会保険状況の整合性をご確認ください。</p>

#	質問	回答
	資格を確認して下さい。」と表示された。	
18	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末で資格確認できるものの、表示された内容と資格証類の券面情報と差異がある。	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末に表示された内容のままレセプト請求をしてください（例外の場合（#13、#15、#16）を除く。）。資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)の情報も活用し、各薬局のご判断により、券面情報に基づいて資格情報を修正し、レセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
19	<p>利用登録に関して</p> <p>患者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を行っていない、又は、利用登録が解除されている。</p>	<p><実物のマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●顔認証付きカードリーダーを用いて、健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の40ページをご参照ください。 ●マイナ在宅受付 Web を使用した訪問服薬指導、オンライン服薬指導では患者が同意登録を行う前に、あらかじめ実物のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了している必要があります。未実施の場合は同意準備画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。 ●マイナ資格確認アプリを使用した訪問服薬指導では実物のマイナンバーカード認証時に健康保険証利用登録が完了していない場合、マイナ資格確認アプリを用いて利用登録が可能です。マイナ資格確認アプリを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の91,126ページをご参照ください。 <p><スマートフォンのマイナンバーカードの場合> スマートフォンからマイナポータルへアクセスし、ス</p>

#	質問	回答
		<p>スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>
20	<p>汎用カードリーダーで健康保険証利用の申込み（利用登録）は可能か。</p>	<p>汎用カードリーダーを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合」をご参照の上、顔認証付きカードリーダーを用いて実施してください。</p>
21	<p>「マイナンバーカードの保険証利用登録ができませんでした。」とメッセージが表示される。</p>	<p>保険者が資格情報を登録していない、患者が保険資格を有していないなどの事由により、オンライン資格確認等システム上に資格情報が存在しないケースと推測されます。</p> <p>こうした場合の資格確認等については、以下の通りに行ってください。</p> <p>① 資格確認書等・医療券を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。</p> <p>② ①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただってください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>なお、顔認証付きカードリーダーを用いてスマートフォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。</p> <p>患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>

#	質問	回答
22	「マイナンバーカードの保険証利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度マイナンバーカードを置いてください。」と表示される。	<p>お手数ですが、2～3分程度時間をおいてから、再度実物のマイナンバーカードの利用登録を実施していただくようご案内ください。なお、その間に別の患者に顔認証付きカードリーダーをご利用いただいても問題ありません。</p> <p>なお、顔認証付きカードリーダーを用いてスマートフォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。</p> <p>患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>
23	マイナ資格確認アプリ上に、「マイナンバーカードの保険証利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度資格確認を行ってください。」と表示される。	<p>お手数ですが、少し時間をおいてから、マイナ資格確認アプリで再度同意登録を実施していただくようご案内ください。</p> <p>なお、マイナ資格確認アプリを用いてスマートフォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。</p> <p>患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>
24	<p>高額療養費制度活用に関して</p> <p>資格確認書等/処方箋を用いて資格確認を行った際に、高額療養費制度情報閲覧の同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、及び標準負担額減額認定証の情報については、窓口職員等による口頭等での同意確認で取得可能です。</p> <p>なお、特定疾病療養受療証の情報については、要配慮個人情報に該当することから、厳格な本人確認と同意確認を要するとし、資格確認書等では取得不可としています。マイナンバーカードによりオンライン資格確認を実施した場合にのみ取得可能です。</p>
25	「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じてい	世帯の構成に変更が生じた場合などにより齟齬が生じている可能性があるため、保険者に確認をしてください。

#	質問	回答
	る。	
26	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧の同意取得に関して</p> <p>資格確認書等/処方箋を用いて資格確認を行った際に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報の同意を取得し閲覧したい。</p>	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。</p> <p>これらの情報の閲覧に係る同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合（4）同意の確認」をご参照ください。</p>
27	<p>電子処方箋非対応薬局の対応に関して</p> <p>電子処方箋管理サービス非対応であるが、電子処方箋発行済みの患者が来局した。</p>	<p>患者に処方箋発行元の病院・診療所から、電子処方箋非対応の紙の処方箋を取得した上で来局していただく、近隣の電子処方箋管理サービス対応薬局を案内するなどの対応を行ってください。</p>
28	<p>災害時に関して</p> <p>大規模災害発生時には、薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>患者から口頭で同意を取得できます。患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。また、資格確認端末のセットアップ時に医療情報閲覧用のショートカットを置いていなかった場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションによって薬剤情報、診療情報、特定健診情報の提供を求めることができます。</p> <p>詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。</p>
29	<p>オンライン資格確認等システムの障害時に関して</p> <p>薬局のシステム障害等に伴い資格確認ができない。</p> <p><事例></p> <p><input type="checkbox"/> 停電</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の通信障害</p> <p><input type="checkbox"/> 広範囲のネットワーク障害</p>	<p>●通信障害等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、</p> <p>①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <p>・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示</p> <p>・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情</p>

#	質問	回答
		<p>報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータル画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示 ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋） <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただけてください。なお、過去に当該薬局の利用歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））（以下「システム障害時モード」という。）を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【医療扶助対象】紙の調剤券を所持していない場合、現行の運用に基づき、薬局から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
30	システム障害等に伴いマイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリで資格確認ができない	<ul style="list-style-type: none"> ●薬局から持参したモバイル端末等の故障、ネットワーク障害の場合、患者のモバイル端末等によりマイナ在宅受付 Web にアクセスしてもら

#	質問	回答
	<p>□薬局から持参したモバイル端末等の故障・ネットワーク障害</p> <p>□マイナ在宅受付 Web のシステム障害・エラー</p> <p>□マイナ資格確認アプリのシステム障害・エラー</p>	<p>い、資格確認を行うことが可能です。</p> <p>●マイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリのシステム障害、エラーにより、オンライン資格確認ができない場合、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・通常とは異なる動線で患者がスマートフォンのみ持参した場合は、マイナポータルにログインできることと、資格情報画面を併せて提示 ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋） <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p>
31	<p>「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げたい場合、どうすれば良いか。</p>	<p>①コールセンターにご連絡いただき、医療機関コード、医療機関・薬局名、担当者名をお伝えいただき、「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。</p> <p>②電話確認、利用報告書送付依頼を行いますので、コールセンターから保険医療機関届に記載されている電話番号の担当者へお電話いたします。また、利用報告書をメールにおいて送付いたします。</p> <p>③医療保険情報提供等実施機関において「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から医療機関・薬局へ電話で連絡いたします。</p> <p>④後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイト</p>

#	質問	回答
		<p>ルを「システム障害時機能の利用報告」として ください。</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで (1~3) およそ 30 分程度かかります。 ・医療機関・薬局のシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。 <p>オンライン資格確認等コールセンター： 0800-080-4583 (通話無料) 月曜日～金曜日 9：00～17：00 (いずれも祝日を除く)</p>
32	<p>患者のマイナンバーカードが使用できない場合に関して</p> <p>マイナンバーカードが読み取れないため、資格確認ができない。</p> <p><事例></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ICチップ破損 <input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の有効期限切れ（猶予期間を過ぎている場合） 	<p><実物のマイナンバーカードの場合></p> <p>実物のマイナンバーカードが読み取れないことで、その場で資格確認ができない場合、</p> <p>① 下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋） <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>② ①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただってください。なお、過去に当該薬局の利用歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できて</p>

#	質問	回答
		<p>いる場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p><スマートフォンのマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります。 ●患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで本人資格確認を行ってください。
33	<p>カードリーダーの故障等に関して</p> <p>顔認証付きカードリーダーが作動せず、マイナンバーカードの読み取りができない。</p>	<p>●顔認証付きカードリーダーが正しく接続されているか、設置場所が適切か等を確認ください（「トラブルシューティング編」も併せてご確認ください。）。</p> <p>●機器が故障している場合、ご使用の顔認証付きカードリーダーベンダへご連絡ください。</p> <p>顔認証付きカードリーダーの故障等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、</p> <p>①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示[※] ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋）

#	質問	回答
		<p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただってください。なお、過去に当該薬局の利用歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の調剤券を所持していない場合、現行の運用に基づき、薬局から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>

(4) 服薬指導

#	質問	回答
34	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧方法に関して</p> <p>薬剤情報（処方・調剤情報含む）、診療情報、特定健診情報閲覧の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。</p>	<p>特定健診情報の保険者による登録は、健診受診年度の翌年 11 月 1 日までに全保険者が完了する予定ですが、登録時期は保険者ごとに異なるため、患者によっては表示されない場合があります。</p> <p>また、使用しているアカウントをご確認ください。薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については薬剤師やその他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。</p> <p>詳細は「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。</p>
35	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の照会結果に関して</p> <p>令和 2 年度分など過去の薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧は可能か。</p>	<p>薬剤情報は、令和 3 年 9 月分以降のレセプトに登録された情報を閲覧できます。</p> <p>診療情報は、病院・診療所から令和 4 年 6 月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為（令和 3 年 9 月以降に行われた診療行為に限る。）を閲覧できます。</p> <p>特定健診情報は令和 2 年度分以降に医療保険者等から提供・登録された情報を閲覧できます。</p> <p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については本マニュアル「第 4 章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」の手順「（2）薬剤情報等、特定健診情報閲覧」をご参照ください。</p>
36	<p>表示された特定健診情報が誤っている。</p>	<p>服薬指導の中で患者が修正を希望する場合は、現保険者等へ問い合わせを行うよう促してください。</p>

(5) 会計

#	質問	回答
37	<p>負担割合に関して</p> <p>患者の資格確認ができない場合の負担割合はどうすればよいか。</p>	<p>① 下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示[※] ・その他資格証類の提示（処方箋を持っている場合は処方箋） <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>② ①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、薬局の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該薬局の利用歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該薬局の利用歴等から過去</p>

#	質問	回答
		<p>の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番号や被保険者資格に係る記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。この場合、患者が加入している保険者を最終的に特定できなかった場合においても、薬局において医療費をご負担いただくことはありません。</p>

コラム：資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について

以下にマイナンバーカードにより資格確認が出来なかった場合の対応方法の手順について示します。

① マイナンバーカードを持っていない方の場合

資格確認書の提示により、資格確認を行ってください。

② 何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

【患者が提示可能な場合】

以下のいずれかによる資格確認を行ってください。

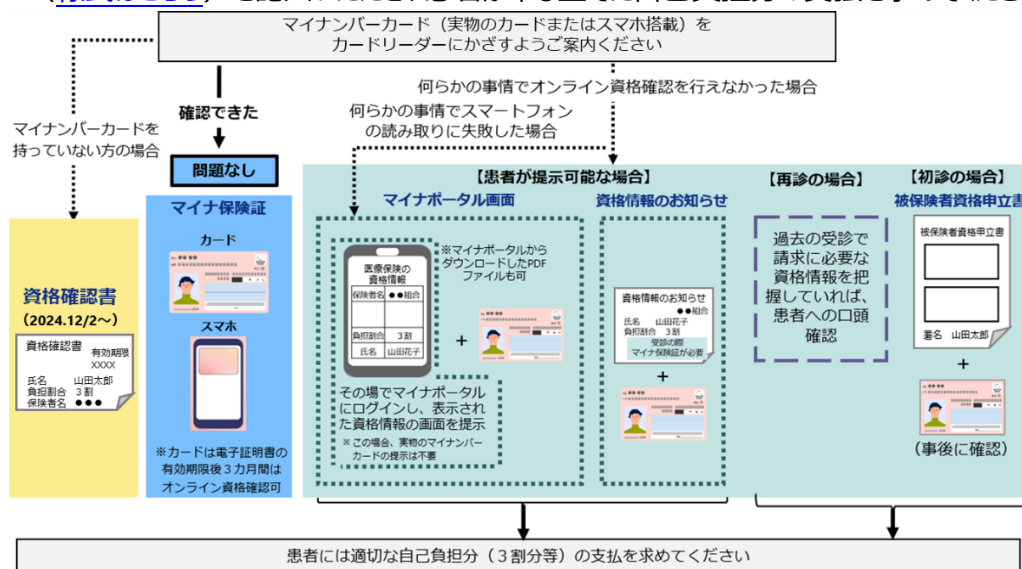
- ・ 資格情報のお知らせと実物のマイナンバーカードを併せて提示してください。
 - ・ 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示してください。
 - ・ 患者がスマートフォンのみ持参した場合は、今一度スマートフォンをカードリーダーに正しくかざすことができているか等を確認してください。そうした対応を行った上でも、何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合には、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示してください。
- ※ 資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示
 - ※ 患者に10割負担を求めることなく、3割等の一定の負担割合を求めた上でマイナポータル画面で確認できた保険資格でレセプト請求を行うことが可能です。
 - ※ マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合を含みます。

【再診の場合】

過去の受診で必要情報を把握していれば、患者への口頭確認を実施してください。

【初診の場合】

実物のマイナンバーカードの券面を確認した上で、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（[様式はこちら](#)）を記入いただき、患者が申し立てた自己負担分の支払を求めてください。



電子処方箋管理サービス よくある質問

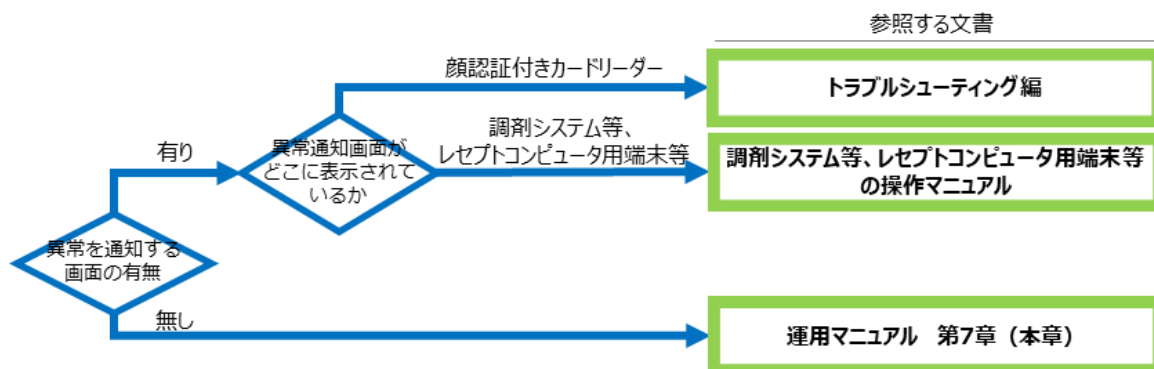
参照する文書について

運用マニュアル「第3章 処方箋の確認・調剤（電子処方箋管理サービス対応薬局向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常は発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子処方箋管理サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアル「第3章 処方箋の確認・調剤（電子処方箋管理サービス対応薬局向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」や、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
調剤システム等	調剤システム等操作マニュアル ※薬局ごとに契約している薬局システムベンダ（薬局システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
レセプトコンピュータ用端末等	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル ※薬局ごとに契約している薬局システムベンダ（薬局システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
オンライン資格確認等システム（Web アプリケーションによる薬剤情報等の閲覧）	操作マニュアル（管理者編）、 操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、 操作マニュアル（医療情報閲覧編）、 操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダが提供
マイナ在宅受付 Web	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
マイナ資格確認アプリ	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方 ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載

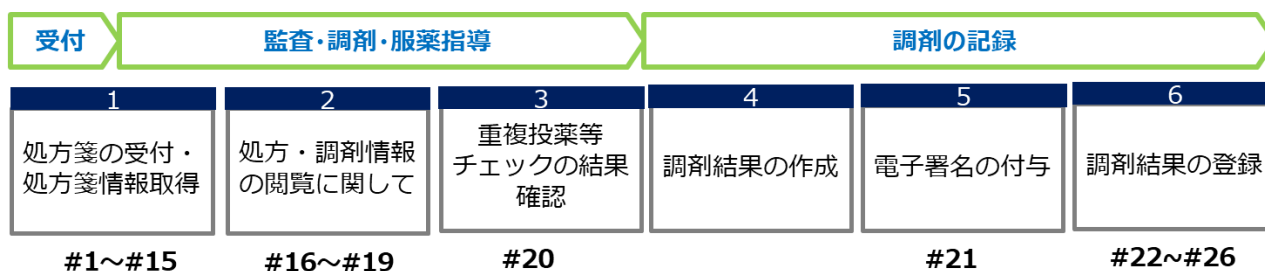
問題が発生している場合は、以下をご確認ください。



問題が解決しない場合には本マニュアル「第8章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。

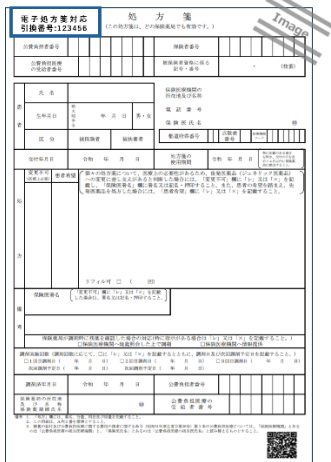


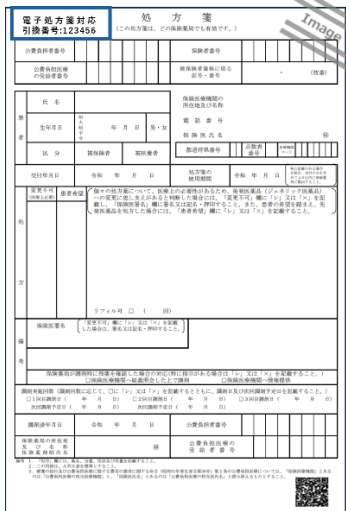
#	質問	回答
1	<p>処方箋の受付・処方箋情報取得</p> <p>患者のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れ、猶予期間を過ぎており、顔認証付きカードリーダーで調剤対象の電子処方箋を患者が選択できない。</p>	<p>処方内容（控え）を患者から受領してください。</p> <p>患者が処方内容（控え）を持っている場合 調剤対象の処方内容（控え）に記載の資格情報及び引換番号を調剤システム等に入力し、電子処方箋を取得してください。</p> <p>患者が処方内容（控え）を持っておらず、引換番号が不明の場合 薬局又は患者から病院・診療所へ引換番号を問い合わせてください。 負担割合に関しては、オンライン資格確認等システムのよくある質問#37をご確認ください。</p>
2	顔認証付きカードリーダーの故障に	処方内容（控え）を患者から受領してください。

#	質問	回答
	より、 患者が提出する電子処方箋を選択することができない。	<p><u>患者が処方内容（控え）を持っている場合</u> 調剤対象の処方内容（控え）に記載の資格情報及び引換番号を調剤システム等に入力し、電子処方箋を取得してください。</p> <p><u>患者が処方内容（控え）を持っておらず、引換番号が不明の場合</u> 薬局又は患者から病院・診療所へ引換番号を問い合わせてください。</p>
3	顔認証付きカードリーダーで 患者に対し対象の電子処方箋が表示されない。	<p>● 電子処方箋を発行していない場合、顔認証付きカードリーダーには表示されないため、患者に電子処方箋の発行有無をご確認ください。</p> <p><u>患者に電子処方箋が発行されている場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>患者が処方内容（控え）を持っている場合</u> 調剤対象の処方内容（控え）に記載の資格情報及び引換番号を調剤システム等に入力し、電子処方箋を取得してください。 ▶ <u>患者が処方内容（控え）を持っておらず、引換番号が不明の場合</u> 薬局又は患者から病院・診療所へ引換番号を問い合わせてください。 <p>● 上記で解決しない場合は、#5 の対応をご確認ください。</p>
4	患者が処方内容（控え）を紛失してしまい、 処方箋の引換番号が分からない。	マイナンバーカードをお持ちでない患者等については、薬局又は患者から病院・診療所へ引換番号の問い合わせを行ってください。なお、マイナンバーカードにより資格確認を行う場合には、引換番号がなくても取得が可能です。
5	調剤対象の処方内容（控え）に記載の被保険者番号等及び引換番号を調剤システム等に入力したが、 対象の電子処方箋が取得で	<p>● 以下の場合に当てはまるかご確認ください。</p> <p><u>患者が持参した処方箋がリフィル処方箋の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>リフィル処方箋に対応していない薬局の場合</u>

#	質問	回答
	<p>きない。</p>	<p>リフィル処方箋に対応していない薬局では電子処方箋のリフィル処方箋は受付できません。</p> <p>➤ 1回以上調剤済みのリフィル処方箋の場合 前回の調剤結果登録が完了しているかどうかご確認ください。</p> <p>患者が来局前に別の薬局へ訪れていた場合 患者に尋ねる、又は処方箋発行元の病院・診療所に処方箋状況確認を依頼して対象の薬局を特定し、調剤を行っていない旨を確認した上で、対象の薬局へ受付の取消処理を依頼してください。</p> <p>病院・診療所が誤って処方箋の取消処理を行っていた場合 病院・診療所に連絡し、誤って処方箋の取消処理を行っていた際は、取消処理によって削除した処方箋の復元機能（UNDO 機能）を使用するよう依頼してください。</p> <p>● 上記で解決しない場合は、障害時の対応に沿って対応してください。 #6 の対応をご確認ください。</p>
6	<p>電子処方箋管理サービスの障害又は調剤システム等の障害、災害によるシステムへの接続不可等によって、電子処方箋を取得できない。</p> <p>※ 病院・診療所側も被害を受けているような大規模災害時には、災害救助法適用地域における処方箋の取扱いに沿って対応してください。</p>	<p>短時間で復旧しない場合、以下のどちらかの対応を行ってください。以下の対応とともに、処方箋発行元の病院・診療所へ、電子処方箋管理サービスへ登録した電子処方箋を取り消すよう依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 患者に、発行元の病院・診療所から従来どおりの紙の処方箋を取得するよう依頼する。 ■ 薬局から発行元の病院・診療所へ処方内容を照会し、FAX 等で受領した内容を基に調剤を行う。別途、病院・診療所から、従来どおりの紙の処方箋を郵送等の手段で入手し、確認を行う。
7	<p>患者が顔認証付きカードリーダーで調剤対象の電子処方箋を選択し</p>	<p>処方箋の受付取消を行った後、以下のいずれかの対応を行ってください。</p>

#	質問	回答
	<p>たが、薬局側のシステムで取り込みができなかった。</p>	<p>受付取消が行えた場合</p> <p>以下のいずれかの対応を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 再度患者に顔認証付きカードリーダーを操作していただき、調剤対象の電子処方箋を選択していただく。 ■ 患者から引換番号を伝達いただき、引換番号を基に対象の電子処方箋を取得する。 <p>受付取消が行えない場合</p> <p>電子処方箋が取得できない場合の対応に沿って、対応してください。#6の対応をご確認ください。</p>
8	<p>患者が紙の処方箋（電子処方箋対応、図を参照）を持参したが、処方箋情報が記載されたファイルを電子処方箋管理サービスから取得できない。</p> <div data-bbox="363 1115 730 1621" data-label="Image"> <p>The image shows a sample of a prescription form. At the top left, it says '電子処方箋対応 引換番号:123456'. The form has various fields for patient information, pharmacy details, and medication. A QR code is located at the bottom right of the form. A diagonal watermark reading 'Image' is overlaid on the form.</p> </div>	

#	質問	回答
		<p>上で調剤を行ってください。</p> <p>➤ 調剤前に対象の薬局で受付の取消処理が実行されたことを確認できない場合や受付の取消処理の依頼を調剤後に行う場合 従来どおりの紙の処方箋を受け付けた場合と同様の対応を行ってください。</p> <p>患者が来局前に別の薬局へ訪れていない場合 従来どおりの紙の処方箋を受け付けた場合と同様の対応を行ってください。</p>
9	<p>患者が紙の処方箋（電子処方箋対応、図を参照）を持参したが、電子処方箋管理サービスの障害又は調剤システム等の障害、災害によるシステムへの接続不可等によって処方箋情報が記載されたファイルを電子処方箋管理サービスから取得できない。</p> 	<p>処方箋情報が記載されたファイルを取得せず、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録してください。</p> <p>※ 調剤結果を登録できない場合は、#22 をご確認ください。</p>
10	<p>オンライン資格確認で有効な被保険者番号を確認できない場合、どのように対応すればよいか。</p>	<p>患者が持参した、調剤対象の処方内容（控え）に記載の被保険者番号及び引換番号を調剤システム等に入力し、電子処方箋を取得してください。</p> <p>患者が紙の処方箋（電子処方箋対応、図を参照）を持参しており、処方箋情報が記載されたファイルを取得する場合も同様の対応を行ってください。</p>

#	質問	回答
		 <p>負担割合に関しては、オンライン資格確認等システムのよある質問#37をご確認ください。</p>
11	<p><u>処方箋受付の取消</u> 処方箋受付の取消処理を行ったが、対象の電子処方箋が未受付の状態に戻らない。</p>	<p>短時間で復旧しない場合、患者に、発行元の病院・診療所から従来どおりの紙の処方箋を取得するよう依頼してください。復旧後に、対象の電子処方箋の受付取消を行い、その上で、処方箋発行元の病院・診療所へ、電子処方箋管理サービスへ登録した電子処方箋、処方箋情報が記載されたファイルを取り消すよう依頼してください。</p>
12	<p>薬剤師判断で分割調剤を行ったが、対象の処方箋が調剤済みとなる前に、患者が別の薬局で調剤を受けることになった。</p>	<p>別の薬局で調剤を継続するために、対象の処方箋の受付取消を行ってください。自薬局で調剤した分の調剤結果は、通常どおり電子処方箋管理サービスに登録してください。また、既に登録した調剤結果の取消は不要です。</p>
13	<p>電子処方箋の受付時に署名検証結果が NGとなった。</p>	<p>以下のいずれかの対応を行ってください。 また、処方箋 ID^{※1}が分かる場合は、対象の電子処方箋を回収してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 患者に、発行元の病院・診療所から従来どおりの紙の処方箋を取得するよう依頼する。 ■ 薬局から発行元の病院・診療所へ処方内容を照会し、FAX 等で受領した内容を基に調剤を行う。別途、病院・診療所から、従来どおりの紙の処方箋を郵送等の手段で入手し、確認を行う。 <p>署名検証結果は、検証を行った処方箋情報が改ざんされているか、医師が電子署名を付与した際の電</p>

#	質問	回答
		<p>子証明書が有効期限切れ又は失効となっている場合に NG となります。詳細な原因確認のため、担当の薬局システムベンダにご連絡ください。</p> <p>※1 電子処方箋管理サービス上で処方箋を一意に特定するための ID</p>
14	<p>薬局システムから電子処方箋管理サービスに処方箋受付要求を送信し、電子処方箋管理サービスで当該要求を正常に受け付けられたものの、システムエラー等により処方箋受付結果を受信できない。</p>	<p>処方箋 ID 検索を行い、該当の処方箋の処方箋 ID を取得してください。取得した処方箋 ID を利用し、処方箋受付取消を行ったうえで、再度処方箋受付の実施をお願いします。</p>
15	<p>処方箋を受付した際に「他薬局が受付中」と表示され、どこに電子処方箋があるか分からない場合</p>	<p>対象の処方箋を発行した病院に問い合わせを行い、処方箋状況確認を依頼してください。病院において処方箋状況確認を行うことで、対象の処方箋を受付している薬局名等が分かります。</p>
16	<p>処方・調剤情報の閲覧に関して</p> <p>資格確認書等/処方箋を用いて資格確認を行った際に、処方・調剤情報の同意を取得し閲覧したい。</p>	<p>資格確認書等/処方箋で資格確認を行った場合は、同意取得ができないため、処方・調剤情報の閲覧はできません。</p> <p>処方・調剤情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。</p> <p>※ 処方・調剤情報の同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の以下の箇所をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の通常の窓口における資格確認及び処方箋受付 A.患者がマイナンバーカードを持参した場合 (4) 同意の確認 ・ 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認 (3) 同意内容の選択 ・ 訪問服薬指導時の資格確認 A マイナ在宅受付 Web の場合 (3) 同意内容の選択 ・ 訪問服薬指導時の資格確認 B マイナ資格確認アプリの場合 (3) 同意内容の選択 ・ オンライン服薬指導時の資格確認 (2) 同意内容の選択

#	質問	回答
17	処方・調剤情報の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。	使用しているアカウントをご確認ください。処方・調剤情報の閲覧については薬剤師やその他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。
18	令和4年度分など過去の処方・調剤情報の閲覧は可能か。	処方・調剤情報は、令和5年1月の電子処方箋管理サービス稼働後の情報を閲覧できます。なお、患者が電子処方箋を利用したことがある場合に限られます。
19	大規模災害発生時には、処方・調剤情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。	<p>大規模災害発生時には、マイナンバーカードを使用せずに、患者から口頭で同意を取得できます。ただし、患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。</p> <p>このような場合における処方・調剤情報の閲覧については、「災害時医療情報閲覧」機能を使用してください。</p> <p>※ 通常時の処方・調剤情報の閲覧において、調剤システム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットがない場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医療情報閲覧」機能の利用が可能です。</p> <p>※ 詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。</p>
重複投薬等チェックの結果確認		
20	「医保もしくは公費の資格情報が誤って記録されています。」と表示され、重複投薬等チェックを実施できない。	<p>医療保険の資格情報と公費の資格情報が同一人物であることをオンライン資格確認等システムにおいてご確認ください。</p> <p>調剤システム等に登録された資格情報が誤っていた場合</p> <p>オンライン資格確認結果に基づき調剤システム等の資格情報を修正の上、再度重複投薬等チェックを実施してください。</p> <p>患者とは別人の資格情報が返却された・資格情報</p>

#	質問	回答
		<p>が登録されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 紙の調剤券を持っている場合 調剤券に基づいて調剤を行ってください。 ▶ 紙の調剤券を持っていない場合 現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
21	<p>電子署名の付与</p> <p>IC カードリーダーの故障等により、薬剤師資格証が読み込めず、調剤結果に対し電子署名を付与できない。</p>	<p>電子処方箋に基づいて調剤を行った場合、電子署名が付与されていない調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録することはできません。不具合が解消された後、電子署名を付与した上で調剤結果を登録してください。</p> <p>※ 紙の処方箋を原本として調剤を行っている場合、電子処方箋管理サービスに登録する調剤結果に対する電子署名は任意です。</p>
22	<p>調剤結果の登録</p> <p>登録 電子処方箋管理サービスの障害又は調剤システム等の障害等に伴い、調剤結果を登録できない。</p>	<p>調剤システム等において実装されているリトライ登録機能によってリトライ登録がされるため、薬局における対応は不要です。</p> <p>※ 調剤システム等の障害が長期化する場合は、医療機関等ベンダにご相談ください。</p>
23	<p>登録 薬局システムから電子処方箋管理サービスに調剤結果登録要求を送信し、電子処方箋管理サービスで当該要求を正常に受け付けられたものの、システムエラー等により調剤結果 ID を含む調剤結果登録結果を受信できない。</p>	<p>調剤結果 ID 検索を行い、該当の調剤結果の調剤結果 ID を取得してください。取得した調剤結果 ID を利用し、調剤結果取消や変更の実施をお願いします。</p>
24	<p>変更・取消 調剤結果の変更又は取消ができない。</p>	<p>対象の処方箋がリフィル処方箋の場合 リフィル処方箋の場合、2回目受付の完了後は1回目調剤結果の取消が不可、2回目調剤結果の登録後は1回目調剤結果の変更が不可となります。</p>
25	<p>変更・取消</p>	<p>不具合が解消された後、再度調剤結果の取消を</p>

#	質問	回答
	電子処方箋管理サービスの障害 又は調剤システム等の障害等に 伴い、誤って登録した調剤結果の 変更又は取消ができない。	行ってください。
26	<p><u>処方箋の回収</u></p> <p>電子処方箋管理サービスの障害 又は調剤システム等の障害等に 伴い、処方箋の回収機能が動作し ない。</p>	<p><u>対象が電子処方箋の場合</u></p> <p>復旧するまで受付済みのままとし、復旧後に処方箋 回収機能を使用してください。</p> <p><u>引換番号のある電子処方箋対応の紙の処方箋の 場合</u></p> <p>原本の紙の処方箋を回収してください。処方箋情報 が記載されたファイルは復旧するまで受付済みのま まとし、復旧後に処方箋回収機能を使用してくださ い。</p>

電子カルテ情報共有サービス よくある質問

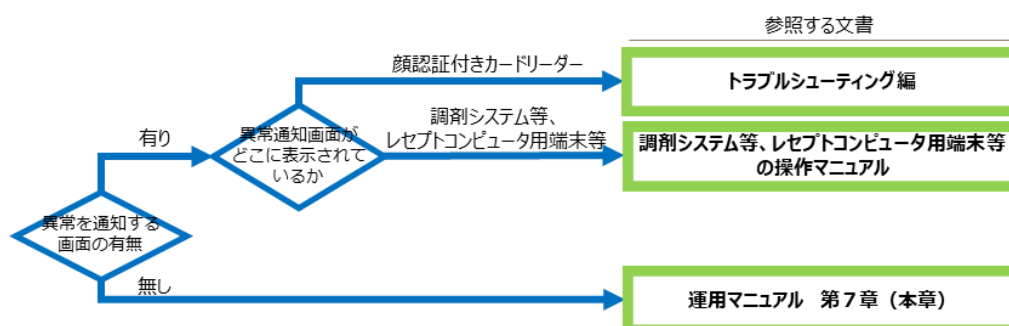
参照する文書について

運用マニュアルの「第5章 健康診断結果報告書の閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応薬局向け）」、「第6章 臨床情報の閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応薬局向け）」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常が発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子カルテ情報共有サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアルの該当箇所に加え、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
調剤システム等	調剤システム等操作マニュアル ※ 薬局ごとに契約している薬局システムベンダ（薬局システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
オンライン資格確認等システム （Web アプリケーションによる健康診断結果報告書、臨床情報の閲覧）	オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（医療情報閲覧編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※ 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※ 利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダが提供

問題が発生している場合は、以下をご確認ください。



問題が解決しない場合には本マニュアル「第8章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

#	質問	回答
1	<p>健康診断結果報告書・臨床情報の閲覧</p> <p>資格確認書等を用いて資格確認を行った際に健康診断結果報告書及び臨床情報の同意を取得し、閲覧したい。</p>	<p>資格確認書等で資格確認を行った場合は、同意取得ができないため、健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧はできません[※]。</p> <p>健康診断結果報告書及び臨床情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合にのみ閲覧できます。</p> <p>※ 健康診断結果報告書及び臨床情報の同意取得については、本マニュアル第2章 42 ページの「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合（4）同意の確認」をご参照ください。</p>
2	<p>健康診断結果報告書及び臨床情報の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。</p>	<p>使用しているアカウントをご確認ください。健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧を許可された薬剤師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません[※]。</p> <p>※ アカウントの種類や各アカウントの付与方法については、「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。</p> <p>なお、患者がDVや虐待等の被害を受けており、住民基本台帳事務に基づく支援措置等により、保険者に対して情報不開示の申請が行われている場合は、健康診断結果報告書、臨床情報の閲覧時にエラーが返却され、閲覧できません。</p>
3	<p>大規模災害発生時には、健康診断結果報告書及び臨床情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>大規模災害発生時、厚生労働省が指定した地域の薬局は、医療機関等向け総合ポータルサイトのお知らせやメール等で「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始通知を受け取ります。この通知を受け取った場合、「災害時医療情報閲覧」機能を利用して、マイナンバーカード無しで患者の同意情報を登録することや、患者から同意を取得することが困難な場合に同意無しで健康診断結果報告書及び臨床情報を取得・閲覧することができるようになります。</p> <p>このような場合における健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧については、「災害時医療情報</p>

#	質問	回答
		<p>閲覧」機能を使用してください※。</p> <p>※ 通常時の健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧において調剤システム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットがない場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医療情報閲覧」機能の利用が可能です。</p>

その他 よくある質問

#	質問	回答
1	<p>自薬局において医療情報の漏えい等のセキュリティインシデント発生の疑いがあるが、どのように対応すればよいか。</p>	<p>各薬局に対するサイバー攻撃等によって医療情報システムに障害が発生し、医療情報の漏えい等のセキュリティインシデントが疑われる場合は、以下の連絡先に速やかに報告してください。</p> <p>医政局医療情報担当参事官室 電話番号：03-6812-7837 メールアドレス：igishitsu@mhlw.go.jp</p> <p>また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、併せて必要な所管官庁への連絡等を行ってください。</p> <p>本人同意を得て閲覧した医療情報や処方箋情報を調剤システム等に保存することはできますが、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、適切な情報管理を行っていただくことが必要です。その上で、オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの利用にあたって、薬局が保有するシステムにおいて医療情報等（本人同意を経て閲覧した医療情報や処方箋情報など）を保存・管理している間に発生したセキュリティインシデントについては、薬局の責任範囲となります。</p> <p>また、薬局からオンライン資格確認等システム及び電子処方</p>

#	質問	回答
		<p>箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスにデータを送信して到達するまでの間に生じたセキュリティインシデントについても、電気通信事業者等が薬局との契約に基づき責任を負う通信経路で生じた場合等は、薬局の責任範囲となる場合があります。</p> <p>なお、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを維持・運営する実施機関と、サービス利用者となる薬局の責任分界については、「電子処方箋管理サービス利用規約」及び「電子カルテ情報共有サービス利用規約」において詳細に定められておりますので、ご参照ください。</p>

第8章 お問い合わせ

オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに係る不明点について、「第7章 困った時には」を読んでも解決しない場合、薬局ごとに契約している薬局システムベンダへお問い合わせいただくか、又は医療機関等向け総合ポータルサイト[※]をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・お問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

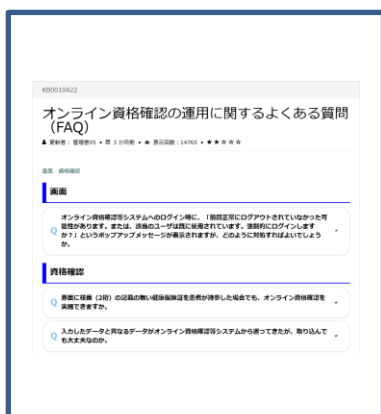
※医療機関等向け総合ポータルサイト

URL: https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

二次元コード



① FAQ



24 時間対応

【概要】FAQ は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに関する、よくある質問とその対応方法を記載しています[※]。

※FAQ ページのイメージ画はオンライン資格確認等システムの FAQ ページを参考に掲載しています。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトから FAQ のページへアクセスしてください。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

② チャットボット



24 時間対応

【概要】チャットボット シカク君は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについて 24 時間 365 日相談できるお問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます。
※ 電子カルテ情報共有サービスに関するチャットボットは、本番運用開始に向けて順次対応予定です。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトを開くと、画面右下に表示されます。シカク君の案内に従って情報を選択することで、知りたい情報が表示されます。

③ お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについて担当者へメールで相談できるお問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

④ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外はチャットボットやお問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583（通話無料）

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12月29日～1月3日は除く。）

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いいたします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYODを実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いいたします。

チェック実施日： _____年__月__日

担当者： _____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
<input type="checkbox"/>	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
<input type="checkbox"/>	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
<input type="checkbox"/>	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的の実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」